

博士学位論文

自死遺族に対する二次被害の実態と取り組み

2017 年度

岡本 洋子

熊本学園大学大学院

社会福祉学研究科社会福祉学専攻

論文要旨

本稿では、自死遺族の二次被害とは何か、その実態について遺族の方々への聞き取り調査、また関連する研究論文、さらに国への要望書やフォーラム、訴訟のケースなど関連する分野での動向から多角的に捉えようとした。

これらによって、二次被害による精神的、身体的苦痛や生活的、経済的、社会的な面での損失などを受けたという様々な問題が多様な場面で起こっていることが少しずつ明らかになってくると共に、の背後にあるわが国の歴史的文化的な社会の構造も浮かび上がってきた。一方で、問題への取り組みも始まっていることから、問題の所在と取り組みの実際、また今後に向けての課題などについても考察した。

なお、自死とは、自殺に替えて用いられる言葉であり、この「自死」への言葉の置換こそ遺族の二次被害の訴えにより、近年その使用が広がり社会の認知も進んできているところである。本稿では、自殺に替え、自死の言葉を用いる。

わが国において近年、自死について特に注目を浴びたのは、1998年に一気に年間自殺死亡者数が3万人を超えたことにある。それから14年もの間、3万人台という高止まりの状態が続いた。この事態に国は、2006年に自殺対策基本法を制定し、翌年2007年には、自殺総合対策大綱を成立させ、自殺対策が国レベルで展開されることとなった。それから6年後の2012年には自殺者数は3万人を下回り、それ以降毎年減少の傾向にある。それは、国策による自殺予防対策の影響と考えられる。

しかし一方で、自死遺族である残された家族はどのような状態に置かれているのか、その現状は明確ではない。推定すると、自殺者数の類計は年間3万人となった1998年から3万人以下となった2012年までで約60万人に上ることから、1世帯当たりの人員が2.38人（平成27年国勢調査：総務省統計局）から推計すると、約143万人の家族が自死（自殺）によって遺族となったことになる。

自死で1人が亡くなったことにより、家族を含め周囲の約10人に重大な影響を受けるという試算がある。その影響とは、喪失からくる悲嘆や虚無感や救えなかったという自責の念などの精神的心理的影響、そこから生じてくる不眠や食欲の減退などの身体的影響、さらに一家の大黒柱を失くした場合は、家計に及ぼす経済問題は、現在の生活苦のみならず将来の遺族の生活にも不安や欠乏の影を落とすことになる。

自死遺族に対する二次被害は、これらの悲嘆や困難に加えさらに遺族を苦しめている。それは、自死ゆえに社会から受ける差別や偏見、そこから生じてくる数々の問題、課題である。自殺対策基本法第7条には、名誉及び生活の平穩への配慮として「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」とある。しかし、この法の制定から10年が立った今もさまざまな差別や偏見によって、平穩な生活ができない遺族がいることは、当事者である自死遺族の人々の国への要望書やさまざまな活

動による訴えからも示されてきている。

本稿では、これらの自死遺族に対する二次被害というものの実態について、当事者である自死遺族から聞き取ることにより、自死ゆえ、親族や周囲から偏見を持って見られたり、心ない言葉に傷ついたり、家庭生活や社会生活が変化し、前のような暮らしができなくなったなどのさまざまな困難が遺族を苦しめていることが分かった。また、検死での取り調べで受けた自死者や遺族に対する尊厳が損なわれるような体験や亡夫の元職場への労働災害の訴えが認められないなどのこれまでの人生が報われなかったことに対する無念さに加え、家族を救えなかったことへの自責の念に苛ませるなどの二重、三重の苦しみが自死遺族を追いこんでいる実態が見えてきた。

さらに、自死によって「事故物件」となった賃貸建物に対して、不動産管理者やオーナーから家族に請求される多額の損害賠償金の問題などが起こっているため、訴訟問題となった判決のケースなどから、いかに遺族が社会からの偏見と差別的扱いを受けているのかが分かってきた。

そこで、本稿前半では、なぜこのような二次わが国の被害が起こるのか。またその背景にあるものは何かをわが国の文化的、歴史的、宗教的な側面から、自死はどのように日本人に受け取られてきたのかを考えてみた。そこから、時代によって自死のとらえ方は違っており、現在の自死に対する偏見や差別には古代の死に対する不浄の考えから、穢れの思想が、また自死遺族には、特に明治時代の「家」の制度が、自死者に対しての責任を負わせる気風を作ったのではないかと考えられた。

そして、二次被害については、少しずつではあるがいろいろな分野で取り組みも始まっていることも自死遺族の団体やそれぞれの分野でこの問題に向き合っている専門家たちの意見や考えを聞くことにより、問題の所在やこれからの取り組むべき課題も見えてきた。

国の自殺対策では、自殺対策基本法や自殺総合対策の改正にあたり、当事者である自死遺族の参加や意見の聴取と提案の反映など彼らの声に耳を傾けることの大切さが強調され始めた。それは、彼らが何を要求し、訴えているのかを知ることであり、そのためにも自死者と自死遺族の尊厳を重視し耳を傾けることが求められている。

国が進める自殺対策がどのような政策として方向づけられていくのかを最近の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱の見直しなどから展望してみた。それは、単に自死遺族の二次被害対策にとどまらず、今この国の抱えている問題の解決に向き合うことにも通ずるところがあった。

それは、誰をも排除しない社会、共生の社会であり、個々の人生に尊厳を与える社会である。自死遺族に寄り添うという支援、向き合うという支援は、共に生きるということ、当事者である自死遺族の声に耳を傾けることを第一に掲げていくことの動きである。

その動きの一つが、「自殺」という言葉を「自死」の言葉に替えてほしいという要望である。「自殺」から連想される「身勝手な死」「弱い人のすること」などは、自死者だけでなく

自死遺族にも偏見や差別を与えると主張する。そのほか、自死遺族への二次被害は多岐にわたっている。その実態を調べることで、現状はどうなのかを知り、そこから問題の要因とその背景には何があるのかを明らかにすることは、これからこの問題を改善していくためには今後どのような政策や活動が展開されるのかを考察していこうというのが本稿の趣旨である。

1. 本稿の構成と各章の概略

1) 1章では、「自殺」という言葉から「自死」への言葉の置換とその理由を述べ、また「自死」とは何かを「自殺」の定義や類型をしている研究者の概説から示した。ここでは、未遂や心中など周辺の関連事項についても説明を加え、「自死」についてより広範に捉えることとした。

また、本稿の主軸となる「自死遺族」については、その実態が国の調査では実施されていないことから、民間の調査をもとに概略を把握した。特に、二次被害に関連する遺族が苦痛や困難を感じたことの項目に注目した。そこには、自死があったことについて、「周囲から気になる言動があった」や「警察の現場検証等の対応」に不満などがあり、さらに自殺予防の対策にも出てくる「自殺のサイン」に気づけなかったのかという言葉に、なぜその時気づけなかったのかと自責の念にほとんどの遺族が苦しんでいる実態分かった。そのほか、自死遺族にとっては、さまざまな周囲の言動や対応、また自殺対策の政策にも心が傷つき苦痛を感じていることに二次被害が心理社会的分野など多岐にまた複雑に絡み合っている一端が示された。

2) 2章では、自死遺族の二次被害の現状を把握しようと、遺族の方々への聞き取り調査の実施を行い、その内容について説明した。

まず、「調査の目的・意義」では、直接遺族の方々には聞き取ることで、より現実的な実態がつかめることを述べた。次に「調査の方法」では、聞き取り調査の対象者についてその選択には、全国各地からフォーラムに参加された方々から今回の調査に協力いただく方をお願いした。聞き取りに際しては、協力者にインフォームド・コンセントにより調査の目的やその方法、秘密保持等の説明し、十分理解された上で同意書を交わし実施した。

調査協力者は5名で、その聞き取りのデータには、「倫理的配慮」を行い、データ分析には、聞き取り調査の対象者ごとに属性を表示し、グラウンテッド・セオリーを参考に二次被害に関連する言葉や表現などをコンセプトとして抽出していった。次にそれらをサブタイトルとして段落を構成させ、二次被害の概念を構築していった。そのまとめたものを調査協力者にチェックしていただき、「調査内容」として記載した。また、その他の参考文献についても記述した。

次に、調査内容では二次被害の実態を項目としてまとめ、労働環境における「肩たたき」の現状や自死が「労働災害」として認められることの困難な現状や背景を説明した。

また、賃貸建物について、自死が起きたことによる「事故物件」についての遺族への損害賠償問題については、訴訟問題になったケースをあげて、その後どのように判決がなされたのかをたどった。この問題については、自死遺族に対する二次被害に理解と協力を示す弁護士や司法書士などの専門家チームによる解決への道も示されており、今後の訴諸問題への糸口と考えられる。

3) 3章では、自死遺族の要望や訴えが、どのような分野に渡っているのか、自死遺族の団体が要望書として国に提出した事項内容やそれぞれの団体のホームページやその代表者が執筆した書籍に載せられた訴えなどを類型化し、どのようなことで困ったのか、苦痛と感じたのか、生活の不便や課題、改善して欲しいことなどを取り上げた。それらは、生活に関すること。精神的に苦しんでいることなど、彼らが家族を亡くしてから今日までさまざまな問題、課題を抱えての暮らしであったこと、それが今日も続いていることを示している。

4) 4章では、自死遺族への二次被害はなぜ起こるのかについて、その要因を歴史的、宗教的、社会構造的な面から分析していった。それには、ヨーロッパにおける自死に対する宗教的、社会的背景、また自死を犯罪として処罰していたことの実情から、明治時代以降、西洋の思想が入ってきたわが国の自死への考えの変遷が見えた。

また、宗教的な面から、わが国の死生観から、考察した。仏教の伝来はむしろ死に足しておおらかで、むしろ受容的である。一方、「穢れ」という思想には、古代における死に対しての不浄というとらえ方が、関係していると思われる。

さらに、明治時代に制度化された「家」制度により、自死者を出した家族に対する責任や制裁といった考えが、強調された観がある。またそのことはこれらの家族を地域社会から、孤立させていくことにもつながっていくとみられる。

5) 5章では、二次被害への取り組みと展望を考えた。

まず、当事者としての自死遺族の取り組みでは、周りから発せられる偏見や差別を乗り越え、また自分自身でも受け入れ難い自死の事実や納得のいかない自死への考えなど複雑な気持ちを抱えながらも立ち上がることができたことのきっかけとなったのは、自助グループによる活動であった。そこでは心おきなく話せるという環境があることまた、二次被害の問題や日常生活における様々な課題が自死遺族だからこそ話し合い、情報の交換ができるなどの利点を考えた。それは仲間の「つどい」の集まりやグループの「やさしさ」、「さりげないいたわり」という支えであった。

そこには当事者団体といわれる自助グループがどのように起こされ、活動を進めてきたのかをこれまでの経緯や変遷から辿ってみた。そして、それらの団体やグループによる「分かち合いの会」や「つどい」に見られる活動や要望書の提出など当事者の方たちの近年の

動きに注目した。

一方で、当事者である自死遺族や団体側と支援者側との関わり合いについて、当事者は何を望んでいるのか、そこには、近づきすぎない距離の関係としての共感的連帯の構築が模索が必要との見解が示された。

以上の自死遺族のおかれている実態や二次被害の問題、遺族への支援という関わりの在り方など、それは、私たち社会が自死や自死者、自死遺族にどう向き合っていくのかが根本の課題としてあるということが見えてきた。

次に、国の政策と社会の自死遺族との向き合い方について、自死について労災認定はどのように行われるのか。特に、認定に関わる「心理的負荷評価表」が近年の過労自殺や肩たたき（現在では、パワハラといわれる）など精神的負担から生じるところの障害について、「職場における心理的負荷表に係る具体的出来事の追加又は修正」また、自殺について、新たな認定基準が定められたことにより、より速やかな認定の対応が可能となったことやその背景を説明した。

また、自殺対策基本法の下で展開されてきた、自殺予防キャンペーンについてそこに掲げられた家キャッチコピーが、自死遺族にとっては二次被害の一つになっていること。その理由として、「予防」できなかったことへの自責の念をさらに増幅させてしまうと説明を述べた。また、自死遺族団体の活動に自殺予防活動という項目が掲げられることに対して、自死遺族をポストヴェンション（事後対応支援）として利用しないでの声が上がっていることを上げた。これらのことから、見えてくるのは、自死や自死者、そして自死遺族は、「弱くてもろい」存在として捉えられていることやそのことでの支援の対象になっている現状とその弊害を上げた。

その反省として、これまでの社会や国の自死に対する自殺対策の流れではなかったのか。そこに、自死者や自死遺族に対しての尊厳、彼らが生きてきた人生やこれからの人生に対する尊重は払われてきたのだろうかということである。今後の自死遺族側と国や行政側との協議や協力の在り方が問われている。

一方、自死遺族側は、自死やそこから生じる二次被害について社会の理解の不足、そして偏見や差別を自分たちで、訴えて行動していこうと「二次被害者保護法」（仮称）の成立に向けて署名運動を繰り広げている。この法律の制定に向けては、自殺者の遺族等の名誉と生活を守るという自殺対策基本法第7条が根底に置かれている。

この自殺者の遺族等の名誉と生活を守るという自殺対策基本法第7条に関連しては、自死遺族支援のNPO法人グリーンケア・サポートプラザを設立した平山正実は、賛同者と共に発表した「自死者の名誉回復宣言」がある。そこには、もうこの世にはいない人だが必死に生きて生きようとしていたこと存在を認め、その人生を尊重して欲しとの思いが込められている。そこには、自死者が世間でいう弱い人や身勝手な人ではなく、誠実に人生を歩もうとしていた人であり、苦悩した人たちであったことを伝えている。

さらに、賃貸建物で起きた自死で「事故物件」となったことによる不動産管理者やオーナー

一らによる自死遺族への多額な損害賠償請求については、その理由とされる「心理的瑕疵の取り扱いや訴訟問題での判決に際し、この二次被害に理解ある弁護士や司法書士による協力体制もできつつある。その一つが、ADR（裁判外紛争解決手続き）という原告の不動産管理人と被告の自死遺族との訴訟問題の仲介を行うのもである。これにより通常の裁判過程より短期間に費用も少なくて済むことになる。

国も動き出している。「自殺総合対策大綱」の見直しに、自死遺族の意見も反映された。それは、自死遺族のプライバシーを考慮した相談体制の充実や不動産における心理的瑕疵の問題等における損害賠償請求に関するガイドラインの策定の検討などである。

海外に目を転じると、欧米では、この賃貸建物における心理的瑕疵の問題は存在しないという。2017年3月にシドニーで行われた「第5回ポストベンション・オーストラリア・カンファレンス」に出席し、この二次問題について発表した全国自死遺族連絡会代表の田中幸子は、欧米の出席者から驚かれたと報告している。また、自死遺族に対するサポーターの存在や自死者に対する態度についても配慮と尊厳が感じられたと言う。

一体何が、この違いを生じさせているのか。今後のこの二次被害問題についての検討が進められることが期待される。

2. 「おわりに」で、本稿では、自死遺族に対する二次被害についてよりその実態を把握し、その背後にある要因を明らかにしようとした。そのため、遺族への聞き取り調査や関係者からの話や資料をもとに多面的に分析を行った。

遺族からの聞き取りからは、家族が自死したことにより周囲からの対応が一変し、かつての付き合いが難しくなったことなどが語られた。また、自死が労働災害として認められなかったことについて遺族は、心理的負荷評価の基準に達しなかったことを上げ、その理由として、遺族が申請するには亡くなった家族の職場の同僚の証言を得ることが必要だったがなかなか語ろうとせず大きな障壁になったという。警察の検視や事情聴取での自死者と遺族への尊厳が損なわれるような対応を受けたことも苦痛であったと訴えていた。

自死が起きた賃貸建物については、「事故物件」として扱われ、自死遺族への多額の損害賠償が請求された事例をあげ、その訴訟問題については、判決で「心理的瑕疵」として請求が認められることがあるということを述べた。「心理的瑕疵」とは、自死が起きたことにより、その物件が社会的に忌避され、またそのことの「告知義務」を貸主に生じることにより、物件の価値が低下し、また借主がいなくなるなどで損害を蒙ることで貸主が損害賠償を遺族である家族に請求することになる経緯を説明した。しかしながら、「心理的瑕疵」に明確な定義や損害賠償の相場がないにもかかわらず、膨大な請求が課されることがあり、家族を亡くして悲嘆と混乱の中にある遺族は言われるままに支払ってしまうことがある。

そのほか、自死に対しての偏見や差別による二次被害は多岐に渡っていることが、聞き取りや訴訟問題の判決、自死遺族団体の要望書などから明らかになってきた。その中には、国が行っている自殺対策の予防キャンペーンや自死遺族支援の集いなどでも起きている。「自

殺予防」で語られる「自殺は予防できる」や「自殺のサイン」(前兆)に気づくなどは、大切な家族を自死で亡くした遺族をさらに自責の念へと追い込むことになるからである。

そこから、二次被害の根底にこれまでわが国の社会が抱いてきた自死への偏見や差別が根底にあったことや今もあるという側面、また一方で自死遺族にとって被害となっていると感じてこなかった社会の側面が、二次被害を多岐に複雑にさせてきた構造が分かってきた。また、自殺予防対策が、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱の法律制定により、国レベルで開始されたことで自死への認識が高まった反面、自死遺族についてはそれほど関心が向けられなかった現状も見えてきた。

本稿では、自殺予防対策と自死遺族の二次被害への対策は相いれない部分もあるのは事実だが、これら2つが、互いに見えない、届かない部分を補足し合うことで、自死遺族や今、生きづらさを感じ苦悩している人にとっても問題解決への道やヒントを示すことにならないかと考えた。

その一つが、自死が起きた賃貸建物が「事故物件」となり、それが「心理的瑕疵」として多額の損害賠償金が遺族に請求された場合の訴訟問題に専門家チームによる解決への支援が始まっていることである。裁判外紛争解決手続き(ADR)の導入は、自死遺族のプライバシーに配慮しながら専門家が解決への仲介役として支援していくもので、期間の短縮や金額の交渉などで自死遺族にとっただけでなく家主等の関係者にとっても新たな解決への選択肢として期待されている。

また、当事者による自助グループ側と支援者側との新たな関係性の模索も考えられる。それは、当事者福祉論といわれる当事者と支援者との対等な関係性である。またそこには、当事者主権という「当事者宣言」に掲げられた人格の尊厳を重要視する考え方を根底とすることが求められている。

近年、認知症の人々、障がい者の方々などマイノリティの人々の掲げる”Nothing about us without us”(私たちが抜きに私たちのことを決めないで)のスローガンが唱えられているが、自死遺族も「私たちの声に耳を傾けて、そして生き方や存在に尊厳を与えてほしい」、「尊厳を持って接してほしい」との訴えを上げている。それは、自死者とその家族である自死遺族の名誉と尊厳に対する要求である。

本稿での聞き取りに応じた自死遺族の一人は、「遺族も声を上げ出した。もっと私たちに耳を傾けてほしい」と訴えていた。自死遺族の悲嘆や苦悩に深く寄り添い、共感的に理解していくことが社会に求められている。このように自死遺族の声に耳を傾けることで、自死が「語れない死」や「特別な死」ではないこと、そのことでもっと彼らが声を上げやすくなり、話しやすくなることで社会の誤解も解けていき、偏見や差別による二次被害を減らすことに繋がっていくのではないかと思える。

今回の自死遺族への聞き取りや自死遺族団体の要望書、手記、投稿論文などから二次被害の実態が表面化されるに伴い、彼らの置かれている状況も少しずつ分かってきた。それは、自死者も遺族も同じ社会の中の生活者として生きてきたのでありその生き方は、さまざま

であり多面的であって偏見や差別の対象ではなく、お互いの生き方に尊厳を持って接することが今、求められているのである。また、自死遺族の当事者側と支援する側が、同じフィールドに立って、共感的な理解と彼らの声に耳を傾けることにより、少しでも生きやすい社会へと改善される努力が社会全体に求められている。それは自死遺族の抱える問題に理解と協力を提供している専門家が少しずつ増えていることや、また国も自治体も当事者である自死遺族の声を政策に取り入れ始めてきたことから、二次被害に対してもまた、自殺対策についても多角的な視野と多面的な取り組みが今後、さらに求められていくと考えられる。

目 次

はじめに

第1章 自死と自死遺族	1 頁
第1節 自死とは	
1. 「自殺」の定義と「自死」	
2. 「自死」の言葉への置換とその理由	
第2節 自死遺族の実態	6 頁
第2章 自死遺族への二次被害とは何か	8 頁
第1節 先行研究から見えてくる自死遺族に対する二次被害	
第2節 自死遺族における聞き取り調査	12 頁
第3節 二次被害の実態と背景	22 頁
1. 二次被害の実態－調査内容から見える二次被害	
2. 二次被害の問題と課題をどうとらえるか	
1) 自死と労働災害認定の問題	
2) 自死による「事故物件」	
第3章 自死遺族の要望・訴え	33 頁
第1節 自死遺族団体の要望書から見る二次被害	
第2節 自死遺族への二次被害についての「声」	35 頁
第3節 「自死」の言葉に置換する期待	45 頁
第4章 自死遺族への二次被害はなぜ起こるのか	48 頁
第1節 二次被害の様々な要因の層との絡み合	
第2節 わが国の死生観と自死	50 頁
第5章 二次被害への取り組みと展望	55 頁
第1節 自死遺族の当事者としての歩みと取り組み	
第2節 当事者をめぐる支援の広がりや課題	63 頁
第3節 国の政策と社会の自死遺族との向き合い方の展望	71 頁
おわりに	91 頁
注	
引用文献	

はじめに

自殺対策基本法が、我が国において制定されたのは2006（平成18）年であり、これにより国による本格的な自殺対策が展開されることとなった。それから10年が経つ。自殺死亡者は、1998（平成10）年に年間3万人を超えてから14年に渡り3万人台の状態が続いていたが、2012（平成24）年以降ようやく3万人を下回る状態になっている¹⁾。これは、自殺対策の効果が上がったことが要因の一つと言えよう。ただ、いまだに年間の自殺死亡者は、約2万5千人前後の状態である。また、2012年の10万人対の自殺死亡率は、18.5（2009年）で、G8参加国ではロシアの19.5に次ぎ、第2位の高さである（WHO 2014：83, 85）。

自殺は、その本人に関わる人々に、悲しみや苦痛である悲嘆という精神的苦悩また、生活面でも大きな苦悩という影響を与えるといわれる。最も影響を受けるとされる家族について考えると、年間3万人となった1998年からこれら自殺者数の累計は約60万人に上るため、日本の1世帯当たりの人員が2.38人（平成27年国勢調査：総務省統計局）であることから推計すると約143万人の家族に影響が及ぶことになる。これは、国民の約8人に1人の割合であり、いかに多くの国民が自殺の影響を経験しているかが推察される。

その影響とは、ある日突然に始まりいつ終わるともされない長期の悲嘆や苦悩を及ぼし、また、心身の健康やまた生活困難などの不自由をももたらす。自殺で家族を失った遺族は、「自死遺族」と言われている。自殺でなく、自死という言葉を使うのは、これらの遺族の要望であり、この言葉の違いは、自死遺族にとって重要な意味を持つ²⁾。本稿は自死遺族への二次被害について取り上げているが、この「自殺」という言葉も遺族にとっては、二次被害の一つである。そのため、本稿では、「自死」という言葉を用いることとする。

自死遺族については、その存在があまり知られていない。知られたくないという遺族が多いのも事実である。が、彼らの経験しているさまざまな被害について、知られないまま苦痛にあえいでいる人たちがいるのも事実である。彼らは、自死で、家族を亡くしたということによる悲しみ苦悩などの第一次的苦痛に加え、その死が、自死だったということからの差別や偏見による苦痛にも苦しんでいる。後者を遺族たちは、「二次被害」として今、社会に訴えている。

自死遺族への二次被害の実態については、その先行研究の数が少ないことから社会からの認識が未だ低いことを示している。そこで、自死遺族への二次被害について、その被害の様相はどのようなものかを明らかにし、また、背景には何があるのかについて理解を深めていこうというのが本稿の趣旨である。さらに、今後どのような改善に向けての政策や活動が期待されるのかについても、いくつかの取り組みを紹介しながら考察を行った。

第1章 自死と自死遺族

自死遺族とは自死で家族を亡くした人となるが、では自死とは何か、なぜ自殺ではなく自死なのかを考えてみたい。

第1節. 自死とは

1. 「自殺」の定義と「自死」

自死とは、自殺の別名である。では、自殺とは何かその定義から考える。自殺の定義には様々の捉え方があるが、その主なものを紹介する。まず、フランスの社会学者 E.デュルケームは、その著書『自殺論』の中で「死者自身によってなされた積極的な、または消極的な行為から、直接または間接に生ずる死で、死者がこの結果の生ずべきことを知っている場合に、これを自殺という」としている (Durkheim, 1897, 宮島喬訳, 1985,p.22)。

次に、米国の自殺研究家 E.S. シュナイドマンは、『自殺とは何か』の著書の中で、次のように自殺の定義を提案している。

今日の西欧社会において、自殺は、自ら手を下した意識的行為によってもたらされた死とされる。その行為は、死ぬことが最良の解決法と認識された出来事に直面し、窮地を脱することを願った人物の、多くの次元をもった苦痛によってもたらされる、と考えると最も理解しやすい (Shneidman = 1993 : 244)。

そして、わが国の自殺研究者で精神科医の大原健士郎は、その著書『「生きること」と「死ぬこと」』の中で、「自ら生命を断つ行為で、顕著的であれ、死ぬ意図が認められたもの」と定義している (大原 1996:16)。

これらの定義から、自殺は自ら意図して遂行した死と捉えることができる。一方で、自殺に至る理由や経緯も様々であり、意図的とは言え、「自殺せざるをえなかった結果の死」との認識が自殺対策基本法の制定以来、強調されるようになってきた。その背景には、年々複雑化してくる社会情勢や様々な依存症等を患った精神疾患が発症したことにより自殺に追い込まれたとみられる事例が多く認められたことにある。また、自殺対策基本法の翌年 2007 年に制定された自殺総合対策大綱第 1-2 には、「多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に『追い込まれた末の死』であると明記されている。

2. 自殺 (自死) の類型

では、自殺 (自死) の類型は、どのように分類されるだろうか。自殺 (自死) の定義は前述したように、「自ら選んで遂行した死」となる。この捉え方でいくと、自殺既遂のみ自殺とみなすということになる。しかし、たとえ自ら選んだ死であっても本人の意志に反して自殺に至らない場合もある。その他にも自殺とみなすのか明確でないものもあり、定義づけの難しさがある。そのことは、自殺の定義や分類が多様で複雑になることを示している。

そこで、自殺既遂のみならず自殺未遂やそれに類するものをカテゴリー化し、また関連文献から説明を加えることとした。

1) 自殺既遂

自殺は、未遂に終わったもの、意図があいまいなものについてはこれまで様々な説が展開されてきた。まずは自殺既遂について主に社会学的見地、精神医学的見地また、心理学的見地からはどう捉えているのか代表的な説から概念を展望してみる。

前述の社会学者 E.デュルケームの『自殺論』(1897)による自殺の定義を紹介したが、分類については、4つの類型を上げているがそれらを筆者が要約した。

- ①「集団本位的自殺」(altruistic suicide)：集団の権威があまりにも強く個人におよばされると、個人は自己同一性を失い、自己の命を共同的に捧げようとする。
- ②「自己本位的自殺」(egoistic suicide)：共同体の絆があまりにも弱く、宗教、家庭、政治、社会からの規制が弱い時に起こる。
- ③「アノミー的自殺」(anomic suicide)：社会の変化にただ単に個人が適応できない場合に起こる。
- ④「宿命的自殺」(fatalistic suicide)：過度の規制が課せられた結果として(受刑者や奴隷などの間で)起こる。

デュルケームは、個人と集団、あるいは社会との関係から自殺という行為を捉えており、その背景には個人や集団の置かれた時代や文化、価値観などが複雑に関係していることを指摘している。

次に、精神医学的見地から、精神科医で自殺研究者でもある大原健士郎は、自殺を「自らを殺す行為であって、しかも、死にたいという意図が認められ、その結果を予測しえた死を自殺と呼ぶ」としている(大原 1972 : 139)。また、自殺の類型として主として次のタイプを紹介している。

- ①「慢性自殺」(chronic suicide)：メニガーによるアルコール依存症や過度のギャンブラーなど悪習慣が自己破壊的で自殺にいたったもの。
- ②「間接自殺」：ロンブロゾによる死の準備性をもつ自殺で、死刑の執行を受ける意図をもって殺人などの重大犯罪をおかすもの。動機が贖罪としてか、生に興味を失ったためかで二群に分かれる。
- ③「疑似性自殺」：精神科学者による幻聴など病的体験を背景に持つ自殺。

大原は、これらの類型には、「普通の自殺とはニュアンスが違う」ところがあると指摘しながらも、前述の自殺の定義を満たせば自殺とみなすとの広義の自殺観を提案している(大原 1996 : 14-17)。

アメリカの自殺研究で知られる心理学者の E.S.シュナイドマンは、自殺の概念に多面的に取り組みながらその定義を、「今日の西欧社会において、自殺は、自ら手を下した意識的

行為によってもたらされた死とされる。その行為は、死ぬことが最良の解決法と認識された出来事に直面し、窮地を脱することを願った人物の、多くの次元を持った苦痛によってもたらされる、と考えると最も理解しやすいと提案し、また、自殺の分類については、次の3つのタイプで説明している。

- ①「エゴ自殺」：一人の人間の精神内部で行われる討議、論争、争いなど自己自身との対話の結果として起こる自殺。本質的に心理的自殺。
- ②「相互的自殺」：自分の人生において重要な位置を占めてきた人物に関連しておきる自殺。本質的に社会的自殺。
- ③「脱落自殺」：自己が属している世代の列から脱落することに関連して起こる自殺（Shneidman=1993：36-38）。

一方、WHO は、ICD-10 において自殺を「X60-X84 故意の自傷および自殺」（含、意図的な自己誘発性の中毒、自傷および自殺）と規定している（WHO=1993:129-130）。

また、APA（American Psychiatric Association）の自殺の基準は、「意図的に自己をいためつけることによる死（自分自身を、「殺す」を意味するラテン語に由来）」と定義している（APA=2002:137-138）。

2) 自殺未遂

シュナイドマンは、「自殺未遂という言葉は、正真正銘死ぬつもりであったのに目的を果たすことができなくなった場合にだけ用いられるべきもの」としている（Shneidman=1993:25）。この点に関し、高橋は、自殺未遂を自殺企図（attempted suicide）と捉えて、この規定を支持する意見が少なくないことを指摘しながらも、一方で、「死に至らなかったものをすべて真剣な死の意図を欠いた事例であると判断してしまうことは、大きな危険をもたらしかねない。」と注意を促している（高橋 2006：18）。

3) パラ自殺（parasuicide:自殺様行為）

その他、自殺（自殺既遂）にも自殺未遂にも当てはまらないもの、死に至らないほどの服薬や自傷行為等本気で死のうとしたとはいえない自殺行為に対しシュナイドマンは、parasuicide という用語を用いることを提案している（Shneidman=1993：25）。日米の自殺対策の研究者である高橋祥友は、「この日本語訳には、『パラ自殺』、『類似自殺』、『類自殺』などもあり、いまだに定訳はない」とし（高橋 1992：18）、「最近では、deliberate self-harm（意図的自傷）という語がヨーロッパ、とくに英国を中心にもちいられるようになってきた」という（高橋 2006：88）。

さて、パラ自殺は、ICD-10 では、Z91.5 の「自傷の個人歴」に含まれている。一方で、その定義については、精神医学では必ずしも厳密ではないが、「自殺中核群の周辺を指す」

ものとして、自殺や自殺未遂とは異質のものとして提示している。疫学的見地からは、「アルベルタ大学病院の疫学的調査で「6割が独身、9割が過量服薬、平均年齢30,2歳、男女比1:1,6,で4割はパラ自殺の既往つまりリピーター」との報告がされている(WHO=1993:129-130)。自殺予防の観点から高橋は、当初はパラ自殺と考えられる症例であっても、長期間追跡すると、実際に自殺に終わる危険は一般人口よりもかなり高率であるとして自殺の重要な危険因子だと指摘している(高橋2006:88)。実際、パラ自殺既往者による自殺については、「30~47%あるいは半数の自殺完遂者に既往があったことや、パラ自殺後の1年以内に1%が自殺完遂したという報告」があり(八田耕太郎2003:104-105)、自殺対策では、自殺未遂と同様に重要な対象とみる必要がある。

4) 自傷行為

自傷行為を自殺の兆候と見る考えや自己の存在を確認する行為であるなど、これにはさまざまな見解があるようだ。ハーマンは、その著書『心的外傷と回復』において、児童虐待の経験者の多くが自殺企図をすることについて、「自傷行為の反復と自殺企図の間には明確な区別がある。自傷行為は死ぬためではなくて、耐えられない心の痛みを和らげることをめざす物であり、多くの生存者は自傷行為を、逆説的であるが、自己保存行為の一つの形と考えている」と述べている(Herman1992:171)。

5) 心中 (dual suicide)

極めて日本的なタイプの死であり、複数自殺ともいわれている。「2人の人間が命を絶つタイプの自殺。通常は親子心中(murder-suicide)、恋人同士の無理心中、配偶者の後追い自殺、情死などが下位分類として含まれる」とされる(Evans & Farberow 2004 88-89)。

最近では、ネット心中(自殺)／メル友自殺が話題となっている。これは、「インターネット上で知り合った若者が、それまで一面識もなかったのに一ヶ所に集まり、自動車などの中で排気ガス心中を行うという現象」と説明される。

以上、代表的な自殺の定義や分類、診断基準を紹介したが、定義や分類についてはさまざまなものがあり、ひとつに統一するのは難しい。ただ、自殺の概念としては、「意図的に自ら生命を絶つ行為」と表現される。その中で、近年急増している自殺については、社会的要因の観点からデュルケームの分類による「アノミー的自殺」に当る。また個人的要因の観点からすると、シュナイドマンがアメリカ人に多いと指摘する「自己中心的自殺」に近いとされる。しかし、自殺はさまざまな要因が複雑に絡み合いながら起こるとされ、また社会的状況にも影響されることから、依然その分類には検討の余地が残る。

3. 「自殺」から「自死」への言葉の置換

そのような考え方から鑑みると、自殺という言葉は、「自分を殺す、殺める」との意であ

り、死に向かう積極性を感じさせる。しかしながらこれは、前述したような自殺の定義や自殺対策の基本認識：「追い込まれた末の死」からも適切な捉え方とは言い難い。むしろその選択しかなかったという受け身的な死である。ならば、自死と言う言葉が、より実情を表した相応しいものといえる。

「自死」という言葉は、一部ではたとえば、「自死遺族」という言葉で限定的に用いられ、社会での認識も進んできているようではあるが、病死や事故死という表現と並列した言葉として今後、さらに社会に広く自然に受け入れられていくことが望まれる。

なお、この「自死」への言葉の置換については、二次被害とも関係していることでもあり、第2章と第3章でさらに深く述べていく。

本稿においては、自死遺族の立場から考えた、「自死」という言葉を用いている。

4. 自ら進んで選んだ、ある哲学者の「自死」

ところで、自殺対策での「追い込まれた末の死」、そして自死遺族の求めている「自死」の言葉の本稿稿では、「自殺」に換えて用いている。一方で、自分の信念や思想をもって自ら死を選んだ哲学者がある。

『自死という生き方—覚悟して逝った哲学者』の著者である須原一秀は、自ら進んで死を選び、準備万端に整えて、本人からすると平常心で誰にも覚られず、途中後悔もせず淡々と事を遂行した人物であった。その点で彼の死は、「自己決定」によって実行した死と言えよう。彼は、自分の思想、信念、人生哲学を貫いて見せた。「見せた」というのは、彼が、大学で教鞭をとり、研究を研鑽してきた哲学者としての信条、理念：彼にとっては生死に関する人生哲学を実践によって証明しようとしたというものである。自身の生死、つまり頑として動かされない人生の美、それは武士としての散り際のよさを表現するのに、自身をして死を遂行することしかないと確信したからこそではないだろうか。

これに類似する「自死」では、三島由紀夫の自決やソクラテスが毒杯を仰ぐことで死を決断したものが当たるのではないだろうか。須原は、両者の死を不可解としてその理由は謎であると述べているが、彼らの死に対しては関心と一種の憧れを感じていたように思われる。それは、『老醜と自然死に巻き込まれると＜自分らしさ＞と＜自尊心＞と＜主体性＞が維持できなくなるので、＜自分らしさ＞と＜自尊心＞と＜主体性＞を守るための自死である』とみることもできる」とコメントしている（須原 2009：172-173）。彼は、この著書を遺書とし、自身の哲学の証言のため死を決断したと考えられよう。

この哲学者のように、信条に従い死を決意した者もあり、自殺（自死）の定義化や類型化が難しいことを示している。また、自殺対策がなかなか個人の問題から社会の問題となりにくいことの一面として、まだ議論の尽きないところである。

第2節 自死遺族の実態

自死遺族とは、その言葉が表わすように自死で家族を亡くした人々のことである。そし

て、多くの自死遺族は「自死」という言葉を「自殺」に換えて使うようお願い、遺族による自助グループにおいては社会に国に要望してきた。前述のように自死は自殺の別名であるが、その意味の違いは大きい。「自殺」という言葉には殺すという文字が入っており、己を殺すという意味にとられることは自死遺族にとって耐えがたいことである。一般人にとって自然に使われていた言葉が、自死者や遺族にとっては尊厳や名誉を甚だ傷つけることとなってきたのである。それは時に気づかずに遺族の心を傷つけ、悩ませてきた。

また、自死者の家族であることで当然のように責めを課されたり、追求されたりと人権の尊重は無視されてきたと言わざるを得ない状態が続いてきた。「自死」という言葉には、自死遺族の反発、抗議の意味も込められているのである。

1. 「自死遺族の実状」から見える実態

では、自死遺族のおかれた状況はどのようなものであろうか。その実態ははっきりとはつかめていない。これまで国レベルでの確立された実態調査が行われていないためである。そのことはまた、自死遺族が社会において表に出にくいことや実態を表明し難いという状況が見えてくる。

そこで、NPO 法人ライフリンクによる『自殺実態白書 2013』の中の「第四章 自死遺族の実状」からみていきたい。

まず、遺族数の推計については、2006 年時点で約 300 万人*としている。次に、自死遺族の実状については、2007 年から同法人の実施した「自殺実態 1000 人調査」により紹介する。この調査では、選択項目 252、自由項目 224 の計 476 項目について直接聞き取りのかたちで実施している。それにより分かってきたことは、「故人の死に関しての何か気になる周りからの言動があったか」の質問に、56.4%が「あった」と答えていることである。そして、警察の対応（現場検証等）に、24.6%が不満を感じたという結果であった。また、家族を亡くしたことによる抑うつ感が、直後が約 60%、その後（平均 8 年 10 カ月後）で 40%強の人が引き続き感じているという状態であった。

生活面では、家計の悩みが、1 年後が 20%であるのに、10 年以上になると 27%と年が経過するごとに負担が増えていると回答している。また、死後の手続きでどこが相談窓口か分からなかった（特に借金の整理のことなど）。また、故人が自殺したアパートの管理会社から賠償請求をされた等の声が挙げられている。

この調査では、自殺のサインについても質問している。「故人が自殺のサインを出していた」と 46.2%がそう思うとこたえていたが、それをサインだと当時思っていた人は 20%であった。そのことで、過去を振り返った際、故人からのサインとして思い返されそのことで自責の念で苦しむというものであった。

このことに関し、同法人では自殺のサインに気づくことが自殺予防につながるとのキャンペーンなどが、かえって自死遺族を苦しめることになっているのではないかと指摘している。そのことも含め、「4 人に 1 人の遺族が『死にたい』と答えるなど生活に憤りや生き

辛さを抱えなければならない」現状があること、生活再建が心理面の支援と共に必要であると述べている（山口・根岸・藤原、2008：472）。

第2章 自死遺族への二次被害とは何か

自死遺族への二次被害とはどういうものなのか。二次被害という場合、一次は何を指すのか。それは、自死で家族を亡くしたことによる悲嘆や苦しみである。多くが突然のことであり、また第一発見者が遺族となった家族ということも少なくなく、その時のショック、またその後の通報など精神的負担は計り知れない。

次に二次となる被害とは、何を指すか。それは、「自死」ゆえに遺族が受ける他の死因とは違った精神的、心理的、社会的被害といえる。

自死遺族のケアのために奔走し、自らグリーフケアのNPOを創設した精神科医の平山正実は、この二次被害について、自死で亡くなった場合、警察官と監察医から犯罪による殺人か自死かを鑑別するための現場検証に立ち会い、また尋問を受けることになりそれは容疑者扱いを受け、聞かれない内情についても質問され供述を強いられるなどの苦痛や屈辱を経験することに言及している。遺族そのような尋問の過程で、「警察当局によって、自らと死者の尊厳が損なわれたと感じる」といい、「二次被害」の例として指摘している（平山、2004：13）。

第1節 先行研究から見えてくる自死遺族に対する二次被害

1. 数少ない先行研究

国会図書館のデータベースからNDLのCiNii Articlesにより検索を行った結果、現在、自死遺族に対する二次被害を研究し発表されているものは、8本である。著者とテーマについては、次のようである。

- 1) 吉田圭吾 (2016)「自死遺族相談におけるタブー性と二次被害：医療との連携を巡って」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』（神戸大学大学院）9（2）137-146.
- 2) 平舘英明（『二次被害』に苦しむ自死遺族—自殺者3万人のかげで（孤独死・自殺・無縁社会“死”と向き合わない日本）、『金曜日』、金曜日[編]18（47）（通号842）12-17, 20-21.
- 3) 藤塚義誠 (2009)「遺族のこころ、その救いを求めて—地方寺院の住職の立場から」清水新二編『封印された死と自死遺族の社会的支援 現代のエスプリ』,至文堂（501）31-40.
- 4) 平山正実 (2009)「二次被害の回避とその留意点」清水新二編『封印された死と自死遺族の社会的支援』現代のエスプリ』至文堂（501）74-84.
- 5) 藤井忠幸 (2009)「自死遺族の受難—『二次的被害』についての考察」清水新二編『封印された死と自死遺族の社会的支援 現代のエスプリ』至文堂（501）41-49.

- 6) 清水新二 (2009) 『封印された死と自死遺族の社会的支援 現代のエスプリ』 至文堂 (501) 5-9.
- 7) 上野正彦 (2009) 「自死問題における監察制度と警察の役割」 清水新二編『封印された死と自死遺族の社会的支援 現代のエスプリ』 至文堂 (501) 60-73.
- 8) 田中幸子 (2009) 「自死遺族支援の二次被害実態と望まれる対応—自死遺族の立場から」 清水新二編『封印された死と自死遺族の社会的支援 現代のエスプリ』、至文堂 (501)、2009-4, 50-59. 2009.

以上の8本の研究・記事から見えてくるのは、まず、発表された年が2009年以降であること、また、#1と#2の他は、『現代のエスプリ』の「封印された死と自死遺族の社会的支援」に編集、掲載されたものということである。この編集では、「はじめに」の中で、このような特集を組んだことについて、編集を担当した清水新二は、その背景を説明している。

一つに、自死遺族に関心が向けられ始めたのはそれほど以前ではないことを述べている。自死遺族支援に関して清水の論説記事が日本経済新聞に掲載された平成13年10月であり、「自死遺族問題を社会的と訴え、自死遺族支援の必要性を社会的に訴えたものとしてはおそらくわが国で初めての記事ではなかったろうか」と言う(清水2009:5)。

二つ目には、2006年の自殺対策基本法の制定により、自死遺族支援への取り組みも政策として組み込まれることとなった一方で、未遂者家族支援の問題や二次被害問題などについてはそれほど大きな取り組みになってはいないのではないかと指摘する(同2009:6)。

三つ目として、自死遺族支援活動についてその内容が振り返りの時期に来ているとの指摘である。清水が自死遺族支援の必要性を訴えた平成13年以前にも、『生と死を考える会』パイオニアの団体が、たとえば“わすれなぐさの会”などを通して自死遺族支援に取り組んでいた」また、2006年の自殺対策基本法成立後は、自死遺族支援の活動に取り組む団体等も少しずつ増えてきたとみられる。しかし、その支援の内容について「量的拡大の必要性と質的向上の課題」があるとし、それは、支援活動を進める上での「人的資源の確保ならびに資質の修練である」と述べる(同2009:6)。このことは、また自死遺族が指摘する二次被害の問題の一つともなっている。支援者といわれる人たちから心ない言葉で傷ついたと言う自死遺族の人たちは少なくない。

2. 先行研究が示す二次被害の多面性

これら8本、1)から8)の先行研究には、さまざまな二次被害の様相が記載されている。自死による被害が多方面にわたっていることや個々人で違っていること、またその問題の解決には、個人のみでは難しいとの指摘は、周囲の人々の理解や支援、社会の自死に対しての認識が変わっていくことの大切さが問われている。では、自死遺族への二次被害

多面性とは何か。

第1に、多様な言葉が二次被害を発生させる。

- ①遺族自身に起きる。先行研究4)「二次被害の回避とその留意点」の中で、精神科医の平山は、「遺族は、自死者に対しても、自分らに対しても強い罪悪感をもっていることが、少なくとも、そのことが、対人関係場面において、屈折した恥の感情となって、防衛的構えを取らせる傾向がある」と述べている(平山 2009 : 75)。
- ②家族や親戚間でも見られるという。先行研究1)「自死遺族相談におけるタブー性と二次被害：医療との連携を巡って」の中で臨床心理学の研究者で自死遺族相談を行っている吉田は、互いを責めたり、自死者に対しても失望感や迷惑といった非難の言葉は二次被害を引き起こすと指摘する(吉田 2016 : 138)。
- ③周囲からの言葉で傷つくことについて、寺院の住職である藤塚は、先行研究3)「遺族のこころ、その救いを求めて—地方寺院の住職の立場から」の中で、自死者が配偶者の場合、「あなたがついていていっただいどういうこと」「そばにいて気づかなかったのか、・・・なぜ医者に診せなかったのか」や自死者に対しても、「こんなに弱い人だったとは・・・もっとしっかりしていると思った」「家柄に傷ついてしまった」さらに、「しっかりしなさい、泣いている場合ではないでしょう」や「早く忘れて、元気になって、がんばって」「明るくならないと、あの世でご主人が悲しむわよ」など、遺族には辛い言葉だと指摘している(藤塚 2009 : 35-36)。
- ④支援者については、先行研究8)「自死遺族支援の二次被害実態と望まれる対応—自死遺族の立場から」

自死遺族の当事者である田中は、自死遺族支援団体が主催したファシリテーター養成講座で講師やその関係者からの言葉で傷ついたという。その例として、「あなただけが遺族ではないでしょ!」「遺族の心は分かっています!私は専門家ですから」「遺族は知識がない人たちです」「自死はくたびれの死である」などの言葉を上げている(田中 2009 : 51-52)。

第2に、二次被害は多方面に及んでいる。

- ①先行研究2)『『二次被害』に苦しむ自死遺族—自殺者3万人のかげで(孤独死・自殺・無縁社会“死”と向き合わない日本)』では、ジャーナリストの平舘は、賃貸建物で起きた自死について、「瑕疵担保責任(心理的瑕疵)が適用され、貸主には重要事項として告知義務が課せられる」と、「入居者から精神的被害の損害賠償だけでなく、転居費用を求められる場合がある」ことを取り上げている。

また、捜索願に対する警察の対応について、遺書が残された自殺の確率が高い失踪では、

「愛人と逃げたのではないか」や「行方不明ぐらいでは関われない」、警察犬での捜査願
いでは、「警察犬の捜査にいくらかかると思っているのか」などと相手にされなかったと
いう例を紹介している。また、宗教関係者の中には、「(自殺は)地獄に落ちる」と遺族を
脅し、差別的な戒名をつけたり、高額な戒名料を請求するケースがあるなど屈辱的な対応
で心の傷を抱える遺族は多いといい、まさに「二次被害」だと指摘する(吉田 2010 : 20-
21)。

②警察や監察医が自死に関することでは、元監察医の立場から上野は、先行研究7)「自死
問題における監察制度と警察の役割」の中で、自死は「外因死」(災害死、自殺、他殺な
ど)にあたるため、検視や検死が行われると説明する。外因死はすべて変死届をすること
になっており、変死届が警察に出されると、警察官は現場に行き、検視という死体の確認
や身内や関係者から事情聴取を行う。さらに、医師による検視、つまり死体検案をして死
因を特定することになる。様々な過程や手続きは、死因に疑問を残さないという「死者の
人権を護る」ためだと言う。内因死(病死)とは違って外因死では災害事故死か自殺か他
殺かの区分は医師にはわからないため、他人のプライバシーに立ち入って捜査のできる
警察官の役目となるが、そこでの自死遺族への配慮が足りないのではと危惧する。
それは、警察官が事情聴取の際に早期の事実解明を急ぐあまり、無礼でぞんざいになりが
ちなことや細かくしつこく懐疑的になるなど、不快感を与えることが多くなることであ
る(上野 2009 : 64-65、72-73)。そのことで心を傷つけられたという遺族は多く、二次被
害の要因でもある。

③先行研究5)「自死遺族の受難—『二次的被害』についての考察」の中で、自死遺族団体
の立場から藤井は、さまざまな場面で自死遺族が受ける二次被害を取り上げている。その
一つは警察官による事情聴取である。遺族が第一発見者であったりあるいは、警察におい
て遺体と対面法して警察官からの尋問を受けることになるが、動揺している遺族にとっ
ては「詰問調の取り調べは酷であり、自死遺族にとっての二次被害の第一関門であると言
う。次に「親族等からの責め苦」としての二次被害を上げる。自死の責任を「陰に陽に責
め立てられるケース」も多いと言う。さらに、「世間の偏見と好奇心な視線」を指摘する。
「あの家は精神的病の家系だから自死者が出た」とか、地域によっては、自死者が出た
ということで「婚約が破棄されたり」などの影響もあるという。背後には、世間の偏見と差
別意識が、罪のない自死遺族への二次的な被害をもたらす」と指摘している。

また、「自殺・自死遺族対策キャンペーン」や自殺対策を推進する側と自死遺族との立
場や見解の違いから、自死遺族が苦しめられている状況を説明する。それは「自殺を防止
する側の感覚と、無念にも自死された遺族の側の感覚との間には、深い、深い谷間がある
ように思われてならない」というものである。キャンペーンに関して藤井は、「『自殺の兆
候は早く気づくことが望まれます。しかし、どうしても気づかず、防ぐことができない自

死も実は多いのです』と、ひと言添えてもらえば、どんなにか自死遺族たちの心は和らぐことか」と訴えている。

- ④先行研究6)「二次被害問題」(封印された死と自死遺族の社会的支援)の中で、自死遺族支援についての活動や研究をしてきた清水は、「自死遺族支援の新局面と課題」として、社会的な視点からの自死遺族支援問題にフォーカスすることや二次被害やスタッフ育成問題、多様で新たな取り組み、さらにはこれまでの行政としての自死遺族支援と国としての内閣府の取り組みを紹介することで、この自死遺族に対する二次被害について、現状やその背景、一方で支援についての課題からその多様で多方面に渡っていることを編集という形で紹介している。

以上が先行研究から見えてきた二次被害であるが、その実態はどうか、このほかにも自死遺族への二次被害があるのだろうか。被害の様相を知るとは、社会にとっても何が遺族にとって二次被害となっているかについて理解と関心を強めるものとなる。

実際問題、どのようなことが自死遺族に二次被害をもたらし、苦しめているのか、その背景に何があるのかを知るとは、さらにその構造的な問題点を明らかにする道筋となると考えられる。

本稿では、これらの点に焦点を当て、二次被害の様相を知るための方法として実際に二次被害で苦しんだ経験がある、また今もそれは続いているという遺族の方々に聞き取り調査をすることとした。

第2節 自死遺族における聞き取り調査

1. 調査の目的と意義

自死で家族を亡くしたということできざまな偏見や差別の被害で苦しめられてきた遺族に実態について、直接遺族の方に直接に聞き取りを行うことでより現実的に具体的に把握されたいと考える。自死を理由に受けた二次被害とはどのようなものであるか、またそれが起こる背景には何があるのかを二次被害に対する実態の把握と事例、さらにどのような取り扱いを受けたのか、被害を経験された遺族の方々に聞き取り調査を行うことで現状を知り、そこから二次被害の要因、背景を考察したいというのが目的である。

2. 調査方法

1) 調査協力者の選定方法

本調査の対象者は、自死遺族であり、全国各地から自死遺族のフォーラムに集まってきた方々から、この研究の趣旨に理解を示しご協力いただいた5名である。当初6名であったが、その中の1名が後日聞き取り調査を辞退したいとの連絡がメールであり、対象者から除いた。理由としては、自分は二次被害に遭っているとは思えないからというものであった。

2) 調査協力者の属性等

最終的に聞き取り調査に応じご協力いただいた方は、5名（男性2名、女性3名）であった。協力者の背景については、「7. 聞き取り調査の内容」に記載している。

3) データの収集方法

聞き取り調査は、2016年9月10日、11日、及び10月21日に行った。調査協力者には、自由意思による調査を行った。インフォームドコンセントにより、この調査・研究へのご協力の同意をされた方を対象にした。対象者が調査への参加を中止したいと希望した場合は、いつでも中止できること、その場合、収集した情報（データ）の分析は速やかに中止し、その情報を削除することを伝えた。また、対象者に不利益が及ぶことはないこと、聞き取りにおいては、同意が得られた場合にテープレコーダーに録音すること、もし同意されなければメモによる記録のみにすることを伝えた。実施方法は、まず別紙「聞き取りによる調査の説明とご協力をお願い」によってこの調査の趣旨を説明し、ご理解と同意をいただいたうえでご協力をお願いした。そして、「同意書」に協力者と筆者である調査者が署名し相互に交換した。

聞き取り調査は、まずは別紙「調査票」を示し、そこから自由に話していただく半構造化インタビューで行った。

時間は、一人当たり30分から1時間内であった。話はいつ終わられてもよいということで、30分以内で終わった方も1名おられた。聞き取りを行った場所は、フォーラムの行われた会場の控室、宿泊のホテルのロビー、また、喫茶店となった。

4) 倫理的配慮

①聞き取りについては、その趣旨や質問事項を説明し同意書を取りかわす。同意いただいた上で、聞き取りを行い、それをテープレコーダに録音させていただく。聞き取り中に語りたくないことや中断したいときはいつでもその要望に応じる。収集したデータは速やかに文書に起こし、鍵のかかるロッカー又は引出しに厳重に保管する。データの内容は守秘義務を厳守する。データの録音されたテープは、その後廃棄する。

②個人が特定されないようデータ内容の論文への引用に際しては、固有名詞、氏名、名前やイニシャルについても記載しない。また必要な場合は、文章の趣旨が損なわれない程度の加工を行う。本研究以外には、聞き取りデータの内容の引用や内容要約の採用は行わない。

③これらのことをインフォームド・コンセントを行い、確認したのも「同意書」で取り交わした。この聞き取り調査については、熊本学園大学の研究活動適正化委員会に申請し、承認を得た。

5) 分析方法

聞き取り調査で得た5名のデータをそれぞれ逐語録化し、繰り返し読み込み、二次被害の概念について、グラウンテッド・セオリーを参考にコンセプトを抽出していった。次にそれらをサブテーマとして段落を構成。そのようにしてまとめたものを、調査協力者にチェックしていただき、「聞き取り調査の内容」として記載した。また、参与観察も取り入れた。聞き取りで不十分なところはメールや文書による質疑応答の回答文を記載した。

6) その他の参考とした内容

- ①自死遺族の手記集や国に対して提出された自死遺族の置かれている被害や解決に向けての要望書の内容、また、自死遺族団体のホームページ等に掲載された文章を本人や連絡会への承諾を取り引用する。
- ②法律専門家等による自死遺族への二次被害についての講演内容やシンポジウムで語られた内容について、また二次被害の判例等も承諾を得て引用する。
- ③以上により得られた情報を被害の分野ごと（不動産物件、警察、行政に関する事など）に分類し、なぜ二次被害は起こるのか、遺族と相手側との考えの食い違い（齟齬）とは、その背景には何があるのかなどを考察する。

3. 調査の内容

突然の事実と直面する遺族

自死については、その多くの遺族が予期せぬことだったと述べている。昨日と今日が180°変わってしまったようだ。その事実を受け入れられないというのが率直な気持ちである。受け入れられない気持ちのまま、事実を受け入れざるを得ないということ。それは、家族にとってあまりにも酷で、生々しい事実である。まさか自分の家族が。何かの間違いでないか。気が動転し、何をどうやっていたのか覚えていない。と振り返る遺族は多い。

①Aさん（60代、女性、夫が自死）の場合

1) ある日突然、警察に呼ばれて

夫を12年前に自死で亡くした主婦のAさんは、その日のことを述懐する。12月28日仕事納めの日の朝8時*、警察から、「ご主人の車が岸壁に乗り捨てられているので確認に来てほしい」との電話がかかってきて警察に行った。この日を鮮明に覚えているのは、後日なぜ夫が年が変わる前に命を絶った理由が分かったからである。夫は翌年の1月4日*からは、夫が主となり会議をしたり、仕事を進めていかなくてもいけない立場を命じられ、内容が大幅に変わる仕事に不安を抱えていたということが分かったからである。何のことだか

*「12月28日仕事納めの日の朝8時」という具体的な日時の記載については、Aさんが、夫が命を絶ったことを初めて知った日時であり、忘れられない記憶となったということである。そして、翌年の「1月4日」についても夫がなぜ自死したのかということと密接に関連しているため、明記することを望まれた。

よくわからないまま、主人のことを訊ねられ、2時間ほどの事情聴取が行われた。その後、(主人の) 写真を見せられ、次にシャッター付きガレージに“置かれている”(ブルーシートで覆われた) 主人の顔覆いだけをとり本人と確認をした。それは、「地面より少し高いところに置かれてあり、まるで“物扱い”で、人間扱いされていなかった」と。その時のやるせない思い、悔しさ、無力さなど複雑な胸の内を語った。と

Aさんは、この時のことを手記にも綴った。暮れも押し詰まった日の朝、警察からの電話で知らされた。それから事情聴取で根ほり葉ほり聞かれた後、主人を確認したが、その検証の場面は、忘れる事の出来ないほどの屈辱感と悲哀感の入り混じった辛い経験であったと。

また、その時の気持ちを「テレビで見たことのある狭い部屋に小さいテーブルとアームのライトがあり、テレビの取り調べ室と同じだった！犯人扱いされたようで不快だった」と語っている。その時の情景を克明に覚えておられることに、いかに自死で大切な家族を亡くしたことが、突然でそのショックと心痛、また、自死ゆえに味わった差別感や悲哀感といった二次被害で受ける感情が伝わってきた。

2) 上司は夫の苦悩を知っていた

夫が亡くなった日の翌日に夫の上司に電話で連絡した際、上司から主人が悩んでいたということを聞かされたと言う。上司は、知っていたのに救ってはくれなかったのだ。夫の遺書は手が震えてやっと書いたと思われるビリビリした字で、妻への詫びと困惑した心境が書かれていた。会社に対する不信感が一気に沸き起こった。

Aさんは、「それまで主人が自死をするとは考えてもみなかった。ショックと驚きでいっぱいになった」という。「自分は主人がそんなに苦しんでいるとは、思わなかったし、捉えていなかった。ただ、仕事で悩んでいるのは、確かだった」と。地元に進出してきた某大手生産会社で、長年働いてきたが、ある日、不正処理の仕事をしてくれと上司に言われ、それには従えないと断ったことから、子会社に左遷され、慣れない仕事 (ISO14000) をさせられるようになった。新しい仕事に変えてほしいといっても聞き入れてもらえなかった。「会社は知っていたのに、対処してもらえなかった」。結局は「肩たたきだったのだ」と、それが悔しいと訴える。

3) 主婦としての普段の生活が一変 - 周囲の対応の変化といたたまれなさ

夫が亡くなってから、「家族は偏見の目で見られるようになった」と語る。人に退けられ、1年間は引きこもりになった。電気をつけないと眠れず、睡眠薬を一時服用していた。買い物に行っても、顔を見るとくるりと向きを変えられるようになった。そこで、買い物は夜の閉店前に出かけ、昼間は遠くの誰も知っている人がいないところとするようにした。

4) なぜ夫は苦悩を語らなかったのか

Aさんの話から察せられるのは、夫は至るまでの日々を家族にも訴えることなく悶々として送っていたということ。そこで、様々な疑問や感概が湧き起こる。その一つは、夫はな

ぜ苦痛や困難な状況下にあることを妻や周囲に話したり、相談しなかったのかということだ。妻は夫が優しく、まじめで会社の対応を理不尽と思いつつも仕事をこなしていたと回想する。家族を気遣い、心配かけまいと仕事のこと職場でのいざこざによる苦痛を気づかれないうようにしていたのだ。それは家族を巻き込むのは、さらに辛いことと思ったのだろう。

Aさんは述懐する。「私は、ファッション関係のアルバイト主婦で、夫の仕事についてはよく分からなかった。亡くなる2週間前はひどく疲れた様子で、『仕事ができない』と言ったことがあると記憶している」と。その頃、子どもたちはそれぞれ独立して、経済的な負担もそれまでより少なくなっていた。「2人の子どもは大学を卒業し県外に就職してたから、夫がいつ会社を辞めてもよかったが、『うつ病』になっていてその判断ができなかったのです」とAさんは語っている。これから、夫婦のゆっくりした生活が始められると思っていた矢先であった。「なぜそのような苦痛を感じながらも働かなくてはならなかったのか……」その問いが、今でも妻の心に引っかかっている。そして、夫の命が奪われたことに無念と腹立たしさがこみあげてくるのだ。それは、自分にも向けられてくる。なぜ、気付かなかったのかと。気づいていればきっと引きとめたと。自責の念は尽きないと言う。

それからというもの、「心底から楽しいと思えることがなくなりました」と語る。その後立ち上げた遺族の会でも「皆さんそのようにおっしゃいます」と。また、子どもや孫たちに対しては、将来どんな人生を歩むのか、夫のような人生にならないかと、不安な気持ちになると語った。

このように夫の死を自分が止められなかった至らなさや無念さ、「どうして」という亡き夫へのやり場のない怒りは、自責の念として自分にも向けられ、がんじがらめになるという負のスパイラルに心も体も疲弊していった様子がわかってくる。

自殺予防がなぜ自死遺族を苦しめるのか、それはこのいたたまれない悶々とした心情をさら追い詰めていく構造的過程としての二次被害にある。それについて、「自死遺族における二次被害は、突然家族を亡くした辛さに加えて、心理面だけでなく、色々な賠償請求、不動産は心理的瑕疵物件扱いなど重くのしかかり生き辛いです」とAさんは訴える。

5) 職場で板挟みとなっていた夫 - 職場での重圧から抜け出せない環境

Aさんの事例から次のようなことが見えてくる。仕事について悩んでいたAさんの夫だが、何度も職場の上司に相談していた。またその上司も夫が悩んでいることを認識していた。なのに、なぜ……。自死を回避する機会は何度かあったはずなのに。悔やまれてしかたない。上司は気づいていたのになぜ、何も対策を取ってくれなかったのか。

家族の自分が気づかず止められなかったこと、その一方で、悩んでいたことを知っていた職場はなぜ止めようとしなかったのか。疑惑の謎は解けないことに、会社への不信感は募っていった。それは、労災の認定にも影響を及ぼし、「かつての同僚も口をつぐんでその頃のことを話そうとはされなかった」ことで、証言も得られなかった。

②Bさん（50代、男性、母親が自死）の場合

1) 自己と他者から感じる二次被害

Bさんはまず、二次被害について、偏見や差別は外側からと内側からとがあると話した。例えば、家族が犯罪加害者となった場合、周囲に対する態度も自ずと変わってくるし、周囲からも違ってみられるようになる。

（自死）遺族も同じで、「前日までは自死に対する“偏見”を持っていたのに、急にその状況になった」ということ。「相手からもそう思われているのではないか」という怖れが大きい。「見られるのが嫌だ」そのことが、「社会の偏見を生んでいるのではないか」と語る。

（家族が）「自死するとは思っていなかった」ということ。また怖れから、死因を隠すのだと。母親は、他県で亡くなった。そして葬儀もそこで済ませ、現在のところに戻ってきたが、しかし、自らの顔をさらすことまではやはりできなかった。意識しないでもよいものを意識していた。

それからというもの、精神科に通っている。ただ、服薬はしていない。昔は「きちがい病院だといった」（これも）「内側からの偏見」ではないか。

それまでは、勝手な死、わざわざ死ななくてもという考えもあった。母は、今から11年前に亡くなった。75歳だった。当時、父と3人暮らしだった。

その後、ある自死遺族の会に入り、（自分の思いが）思い過ごしや思い込みであったと思えるようになっていった。後ろめたさがあり・・・、しかし、周囲は変わっていなかった、（ただ）見えてしまっている。他人の視線を（気にしている）自分があった。

来年、13回忌を迎える。その当時に冷静に思い返すと、地元新聞に載っていた自死遺族の活動の記事も5～6年たってやっと写真が見られるようになってきた。だが、（街頭で募金活動の際）「家族を殺して」や「勝手に死んだのに」などと60から70代の男性に言われたことがあり、「自殺」が「自死」に変わっても変わらないのではと思う。また、自殺予防のモデルキャンペーンが他県で行われたりしているが、「果たしてその効果があるのか、かえってよくなかったのでは」と疑問に思うと言う。

「ハローワークに通っているが、職が決まらないので、うつになるし、うつの症状になる」。しかし、「抗精神薬がかえって自死（自殺）を増やしたケースもあるということを目にする」と言うBさんは、「家族の自死を経験してからは、それ以前の心身の状態に戻れない」とその苦痛を語った。そして、「根元を絶つことが大切なのではないか」と訴えている。

2) 自然災害や「逆縁」による遺族間の悲嘆の違い

さらにBさんは、「自死遺族からは、他の死因による遺族からの差別や偏見もある」とも語った。「震災という自然災害により家族を亡くした遺族からは、死因の違いによる差別や偏見の目で見られた」と。ここでも自死で家族を亡くしたと言えない辛さが、悲嘆をさらに強めることになる。

また、子どもが親より先に亡くなる「逆縁」の場合は、同じ自死遺族でも遺された親は悲

しみや苦痛をいっそう募らせることとなる。「そのことで遺族間の悲嘆の分かち合いも一通りにはいかないこともあり、悲嘆の違いもある」と語った。このような遺族間における違和感は、また別の偏見と差別の様相を見せているようだ。

家族が自死したことで、急変したと言う生活は、実は自分自身でつくっているのではないが、そんな疑問もよぎる。ではなぜ、そうなるのか。社会で生きる人間にとって、社会との関係は切ることができない。誰も家族の自死を知らないはずなのに「顔をさらすのが」怖かった」という言葉は、私たちが社会をいかに気にして生活しているかを示している。偏見はどのように生まれてくるのか。社会からなのか、自分自身なのか、「意識しないでもよいものを意識していた」とBさんは語っている。

③Cさん（50代、女性、息子が自死）の場合

1) もっと話しておきたかった

息子が30代でなくなったCさん。それから2年を超えた。悲しみは、(乗り越える)と言うのではなく、「悲しみと一緒に生きていく」という気持ちである。(故人のことが)「愛しいと感じることで居心地良くなってくる」。(それは)「悲しいことで話ができる。悲しみがなくなったらつまらない」と言う。

(生前)「息子が、『もっと対話したい』と言っていたが、「私の本音をぶつければ良かった」「仮面をかぶっていた」。(息子が)「楽にしてあげるよ」と言ったが、(その時)「止めてほしかったのではないかと思う」「サインは出していたはずだ」とも思う。

夫の親戚から対応を責められた。また夫の親が家の中で自死したと口外したので、家を出るときは、(不動産としての)価値が低くなっていると思う」と。

息子が亡くなった後は、周囲から偏見で見られるようになった。町内会でも顔をそむけられたり、挨拶をされなくなる。など不自然だと感じている。

2) 悲しみをずっと持っていたいー悲しみは慈しみ

2年前の出来事であり、まだ家族を自死で亡くしたことの悲しみや苦悩の強く残った状態のように感じられた。ただ、悲しみをずっと持っていたい、「悲しみと一緒に生きていく」とのことばが印象的だった。この言葉は、インタビューした遺族のどの方からも語られた。自死について、他者からは偏見や時には非難の目で見られたり、厳しい言葉を投げかけられても、しっかり遺族を抱いていた慈しみをもって見守り、見守られたいという気持ちが強く感じられた。Oさんの場合、息子さんでまだ30歳そこそことお若かったということもあり、寂しさや悔しさは強いと感じられた。

3) 他者からの非難への忍耐と自責の念

親族からの厳しい非難が電話で語られた時も一人で耐えた。家族が、自死が自宅であったことを口外したことで、今後家屋の売買で不利益が生じるのではとの心配がある。自死遺族

は身近な人々によって引き起こされるという感じがしたという。自己については、なぜ「話
がしたい」と言っていた息子ともっと話さなかったのだろうとの後悔の念が強く残ってい
る。あの時、話していれば、何を語りたかったのだろうか。話していればこんなことには・・・
などの思いが強く残る。

自責の念は、多くの自死遺族に見られることである。Cさんもそうだ。ただ、それも悲し
みの一部と考えられるのであろう。遺族となってそれほど時間が立っていないのも、まだ悲
しみや苦悩が強いことに繋がっているのかもしれない。しかし、「悲しみと一緒に生きてい
く」という言葉が印象に残った。遺族にとって、悲しみも大切な精神的支えなのだ。

若林は、自死で子どもを亡くした親については子どもの死について親戚や子どもの級友
から責められ、その死がすべて親の責任であるかのような「心ない残酷な言葉が投げかけら
れる」と述べている（若林、2003：16）。これは、子どもを亡くしたことによる自責の念が
強い親たちに、さらに追い打ちをかける耐え難い状態に追い込むことに他ならない。

親族からの非難の言葉に、ただただじっと我慢して耐えたと言うCさん。自死遺族はそう
して苦痛を自分の身に受けて、生きているのではないか。今回お会いしなければ聞くこと
のできなかったほどの小さな声。インタビューを終えると、スーッと去っていかれた。「悲し
みと一緒に生きていく」とい言葉を残して。苦しみも優しさも思い出として、悲しみはずー
と続いていく。

④Dさん（60代、女性、息子が自死）の場合

1) 息子の死を無駄にしないという決意が自助グループ結成へ

息子が亡くなって、10年余が立つ。警察官だった息子は当時30代。官舎で妻と子どもの
3人暮らしをしていた。ある飲酒運転による人身事故の事故処理係になってから休みなし、
家族だんらんの時間もなくなり、心を病んでいったようだったと振り返る。精一杯仕事に打
ち込んで、そして人間関係、言葉の暴力などで自分を追い詰めていったようだという。
その結果、心を病み、その後自死を決意して命を絶ったという。Dさんは息子をそこまで追
いつめたものは何か。そして息子が、自分を責め続けて逝ってしまったことなど、そんな息
子の苦しみに寄り添えず、また助けることのできなかつた自分を責め続けたという。

2) 支援グループとの意思の違いに悩む

Dさんは、息子を亡くした後3日間は、息子の後を追いつたうと二度の未遂もしたが、死
ねなかった。眠らず泣いたという。その苦しい状態から助けを求めて、カウンセリングの専
門機関や行政のシンポジウムへの参加で支援を求めた。しかし、支援となる反応はなく、
そこで決意したのが“自分のことは自分でやるしかない”ということだった。「分かち合い
の会」という自死遺族が互いに苦しみや悲しみを語り合う会を立ち上げることにした。

それに先立ち支援団体が主催するファシリテーター養成講座に参加。しかし、自死につい
ての率直な話し合いではなかったと回想する。喪失体験のロールプレイで、「遺族として、

と前置きし・・・亡くなった息子の話をすると・・・、「自分には重すぎて聞けません」と何人かに言われ、「(自死した) わが子の死を犬、猫、引っ越しの悲しみと同じ舞台上で語られることに深く傷ついた」と。また、「自死した人たちも言葉により心が傷つき、うつになり死へと追い込まれた事例が多いようだが、自死遺族の場合も同じで、言葉は大切である」と訴える。たとえば、「あなただけが遺族ではないでしょ」や「遺族の心は分かっています！私は専門家ですから」などのことばである。また、分かち合いの会の立ち上げを息子が亡くなって半年後にやろうとしたことに対しては、「普通にありえない」や「異常で少し狂っているんじゃないの」との非難も浴びた。このような非難の言葉や自死遺族とはこのようなものと一律に捉えようとする一部の専門家たちの支援の仕方に遺族の心は傷つくのだという。これらが、二次被害となると指摘する。

Dさんは自死遺族による分かち合いの会を立ち上げ、また全国に向けて自死遺族の会同士のネットワークを作り上げてきた。また、これら二次被害と呼ばれる非難の言動については、要望書を作成し国に訴えてきた。さらに、不動産に関する不当な扱いについての自死遺族等権利保護研究会を結成し、遺族の被害の状況について、またその解決についての研究と支援を続けている。

自死で家族を亡くしたという悲しみや苦しみは、それだけに終わらなかった。Dさんは、その後味わった苦闘の日々が自死ゆえの偏見と差別により一層増し加わっていることに気付いた。それはまた、自分だけではなく他の自死遺族も経験していることを自死遺族によるわかち合いの会の立ち上げで、さらに鮮明になっていった。自死遺族が抱えるさまざまな問題は、自死ということでの二次被害であり、それが全国の自死遺族ともそれぞれの会とのネットワークで様々な活動を展開させる原動力となってきた。息子の後を追いつつ二度の未遂をし、眠らず泣いたその苦しい状態から求めた助けを、今は同じ経験をした自死遺族に向けて手を差し伸べている。

⑤Eさん(60代、男性、妻が自死)の場合

Eさんの妻は、約7年前自宅で命を絶った。帰宅した二男が発見した。当時大学生だった。縊死であった。二男は簡単に状況を話したが、誰もそのことは深く聞かなかった。その日は金曜日夕方になっていたので、土・日を開けて(その間冷蔵)月曜日に検死が行われたと当時のことを語った。

1)「悲しみ」は家族でも違う

当時、長男は勤めていて家庭を持ち一児をもうけていた。四男が高校を卒業した年であった。当初は家族で話した。時間の経過と共に悲しみに違いが出て来て話す時間は減っていった。息子たちとは個別で話すようにした。

自分は初めのころ、とても苦しい気持ちに襲われた。それは気が付かなかったという自責の念や様々な感情が自分の意思とは関係なく沸き上がってくるものだった。誰かに自分の

胸に手を入れられ、心臓をつかまれているという感じで重苦しく呼吸をするにも力を入れなければならないという苦しきで、立つことがやっとの状態だった。

ネットで検索して「わかちあいの会」に参加したり、自死関連のシンポジウムや講演会、東京いのちの電話のホームページに書いてある「あなたのせいではありません」の言葉に慰められ、自分の気持ちを落ち着かせるため様々な場所を訪れたり、書かれた物を読んだりしていた。

悲しみは、人それぞれ違いがある。そしてそれは、その人自身が感じる個別の悲しみであり尊重されるべきことである。正解等は無く、また比べるものでもないと言う。

2) 当事者でなければ話せないこと

様々な「わかちあいの会」に参加した。初めは自助グループ、支援者グループ等の違いも分からず参加した。1年経った頃から、いくつかの会のスタッフとして参加するようになり、複数の行政・自助グループ「わかちあいの会」の立ち上げに関わった。

そのうち、少し客観的に考える時も持てるようになって来て、違いを感じるようになっていった。そして、当事者でない支援者がいる会では自然と話すことにブレーキをかけていることに気付いた。

遺族でもそれぞれ違いがあって、自身が行きたいと思う会に参加すればいいと思うと言う。ただ、まだ、「自死遺族のわかちあい」はどういう場所なのか、どのような会があるのか、情報が少なすぎるのが現状だと指摘する。

3) 「あれから仕事ができない」日々

後日、インタビューの中で、「あの時から、仕事はしていない」と言われたことに、その理由は何かをお尋ねした。それは、他の遺族の方からもそのようなことを聞いたからである。Eさんは、あくまでも自分の場合と前置きして、「以前のようなレベルで仕事ができなくなり、この状態で仕事をしたら仕事の依頼がなくなるだろう」というのが大きな理由と説明された。そして、「底知れぬ悲しみの中で、脳の働きも変わったような気がする」と。また、他の遺族の方の場合では、「仕事上、他の人とのかかわりができない」や「近所のパート等の仕事でどうしても亡くなった家族の話が出てきて耐えられない」などの理由を上げられた。

ただ、遺族の方々も様々で、かえって仕事があったので気持ちがその時はまぎれたという方もおられ、一概に結論づけられないというのがご意見であった。

人それぞれの人生や歩みがあるように、遺族になられたことでのその後の生活やそれに向けての気持ちの持ち方、捉え方、日々の送り方などが違っていても不思議ではない。

4) 不動産物件やキャンペーンについて感じる偏見

自死という死因に対してみられる差別・偏見があるのは、社会にある根拠のない風潮からではないか。人は生まれてきて必ず亡くなるのである。生きてきたその人の尊厳を尊重する

社会であるべきである。不動産物件については、社会が感じている嫌悪感が偏見となって、二次被害をもたらすと考える。

ポスターやキャンペーンについても当事者に聴くことが大切なのではないか。「助けられなかったのか」や「予防」についても当事者と考えることが必要ではないか。亡くなった人にはもう聞くことはできないが、残された一番身近にいた遺族が誰よりも知っていることがあり、何故亡くなったのか繰り返しよく考えている。以前より話す遺族は増えている。遺族の話を書く機会を増やすべきだと感じる。

「当事者の自助グループでは、気兼ねなく話せることに気付いた」と言うEさん。一方で「遺族もそれぞれ違い、自身が行きたい会に行けばよい」「わかちあいの会」にも当事者だけや支援者も加わった会など様々だとその多様性を指摘する。ただ、課題は「自由に選べる情報が少ない」ということだ。また、自死対策についても当事者の声にもっと耳を傾けることだ。「亡くなった人にはもう聞くことはできないが、残された一番身近にいた遺族が誰よりも知っていることがある」と主張している。

第3節 二次被害の実態と背景

1. 二次被害の実態—調査内容から見える二次被害

二次被害と一括りで捉えることは難しい。それぞれの遺族が個別に持っている体験であり、その時の状況や感じ取った辛さ、苦痛や悲嘆によっても異なる。遺族の中には、「わたしは、二次被害は受けていない」と言う方、また「二次被害と言うには違うように思う」と述べられた方もおられた。きわめてデリケートで個人的なものと捉える事もできよう。

では、二次被害をどうとらえるか、これらの聞き取りから、自死遺族が二次被害と捉えているものは何かを考えてみる。

1) 自死についての遺族の思いと社会の反応との葛藤に苦しむ二次被害

これらの聞き取りから分かってきたことは、家族の自死によって今までの生活が大きく変わったということである。それは、自死遺族の多くが、ある日突然知らされ、あるいは遭遇しており、ほとんどの場合が予期しなかったと話していることから推察できる。中には、自死を予感していたという場合もあるようだが、それがどのような時に、またどのような場面でやってくるかの予想はできなかったようだ。しかし、現実はいのけようとしてもそこに事実としてあり、そこから多くの遺族の生活が一変することになる。聞き取りに応じた方々からもそのようであったと伺った。また、当初は家族を失くしたことで悲嘆にくれる日々であったとも語られた。

家族を自死で亡くした遺族の思いを綴った手記『会いたい』がある。それは、大切な人を自死で亡くした遺族たちがその辛く、苦しく、悲しい思いを生前の記憶と共に手記に綴ったものである。その中に、警察官であった息子を亡くした母田中幸子は、悲嘆、自責、後悔と様々な苦痛の日々を過ごしたことを綴った（田中 2012 : 221-231）。そこには次第に亡くし

たことの実事を受け止めようと冷静に考えていこうとする過程も見えた。

しかし、それは苦しみの軽減ではない。むしろ、新たな苦しみの始まりであった。次第に周囲から向けられる偏見、また無理解、決めつけや人の尊厳を思いやらない蔑みの言動は、自死で家族を亡くしたという悲しみ、苦しみに追い打ちをかけるように苦しめられたと田中は振り返る。これらの自死への偏見や遺族の悲嘆に対する無理解、無神経また、偏見から来る差別やさらには軽蔑などが遺族をさらに苦しめていく現実があるということまた、遺族支援にも遺族を苦しめる実態があることを二次被害問題として訴えている（田中 2009：50-59）。

今回の調査で、遺族の方々が一様に家族の自死後、周囲からの冷たい視線や対応に苦しんだという種類の事実がわかった。それらは、家族、親戚からの批判、非難等々、また激しさを極めたものもあって、その中でじっと耐えてきたと語った遺族もあった。

そして、不動産物件について現時点では被害がないものの将来売買する際には、価値が下がるのではとの心配をしている遺族もあった。その背景には、自死があった家屋や場所については不動産価値が低く見積もられ、賃貸建物では損害賠償の要求を受ける場合があるからである。この賃貸建物についての損害賠償については、次の第3節2-2) 自死による「事故物件」で取り上げる。

2) 自死者と自死遺族への尊厳が傷つけられることの内面の葛藤

5人の自死遺族への聞き取りから言えることまた、共通して語られたことは、自死遺族、自死者共に尊厳が守られていないという主張である。これは極めて主観的ともいえる。Bさんが、二次被害について偏見や差別は外側からと内側からとがあると語っていたが、内側から見てみると、それは自分自身についての尊厳の問題ともとれる。つまり、それまで自死について、ほとんど関係ない、他人事と思っていたことが、一気に自分のこと、家族のこととなってしまったのだから、心に動揺がないはずはない。それは、「まさか」「事実だろうか」との現実と受け取れない、受容できないことなのだ。

次に心の葛藤が起こる。それはあるいは、自分が持っていた自死への偏見から来るものではないか。Bさんの話からそれが見えてくる。偏見の対象が、今度は自分に向けられるということにやりきれなさを覚えるということ。事実Bさんは、誰も知らないはずなのに、偏見の目で見られているような気がしたと言いい、これは自分がかつて自死に対して抱いていたものが自分に向けられてきたことだと話している。

そのように考えてくると、自死について語るのは容易でないことが分かってくる。そこには、自分を客観的に捉える事が必要となってくるからだ。また時間や環境が大切ともなってくる。聞き取りに応じてくれた方々から、一応にそのことの主張があった。

3) 遺族の訴える二次被害という障害

自死に対する偏見については、遺族が訴えている二次被害の実状とは何か。それは、遺族にとってまるで“壁”のように立ちはだかる障害と言える。

Aさんの事例では自死が労働災害（以下、「労災」）とは認められなかった。それは、「心理的負荷」という点であった。労災には、外傷によるものと、精神的傷害からの大きく2つの事由がある。このうち後者については、なかなか労災として認定されにくいのである。それは物的証拠が少ないなど立証が難しい点にある。

4) 肩たたきという上司からの重圧

前述のAさんの場合、会社は、夫が仕事をうまくこなせていないことやそれによる苦痛も知っていた。そのことを夫の死後知った。Aさんは夫が亡くなった次の日、夫の上司に電話で連絡した。その際、上司から主人が悩んでいたということを知られた。会社の上司は知っていながら、何の配慮も行わなかった。会社への不信感と怒りは募るばかりだった。それらの話から、当時のいろいろな状況が見えてくる。

Aさんの夫は、職場で肩たたきされたことで悩んでいた。それは、上司からの不正処理の仕事断ったことから始まった、不当な職場転換と配置であった。慣れない仕事を任せられ、次第に行き詰まりを感じ、仕事がうまく処理できないことで苦痛とあせり、そしてできない自分を責め、次第に自信喪失の状態になっていった。

そのことを会社に対し労災認定を申し立てたいと思い、労働基準局へ相談した。が、労災による自死とは認められなかった。その理由を「ICD-10では中程度で自殺するほどの程度ではない」と言われたと記憶している。また、労災認定となる基準には点数が足りないとも。結局、泣き寝入りのような結果となった。

しかし、実際、夫は、半年に3度の配置転換をされたのだ。それは、部長からの不正処理の強要、それを断った夫への肩たたき目的の配置転換だった。夫は、慣れない仕事をさせられ、「仕事が難しい」「できない」と弱音を吐くようになっていった。亡くなる2週間ぐらい前には、上司に「今までの仕事とガラリと変わりどうしていいかわからない」と相談したのだが、「何とかやってみましょう」とかわされたという。その仕事は、翌年1月からは夫が主になって進めることになっていた。

5) 証言を得ることの難しさ

これらの事実は、夫の死後分かったことで、会社は、夫が苦悩しているのを知りながら、何も対処をしてくれなかったのだ。上司は、そのことを夫の死後妻に語った。それがとても悔しいという。そのようなことを労働基準局に相談した際、それは上司に従うべきとの回答だったという。労災認定となると同僚の証言もある。申し立てに労基署が動いたのが半年後で時間が立ったということもあるが、同僚も自分自身のために口をつぐんでいたのではないかとと思われるAさんは言う。それは、誰の証言かを会社に伝えるようだったと。

申し出自体も遅くなったのだが、それは夫を自死で亡くす・・・というショックが大きかったことにある。まるで地獄に落ちた思いだったとAさんは、回想する。眠れない日々が続く、食事を作ることができないなど夫の死後しばらくは、立ち上がれないほど心身共に落ち

込んだ。体重は2週間で一気に7キロも落ち、肩こり、腰痛等で朝になっても布団から起きあがるのも一苦勞であったと。そのため、長年の仕事も集中できず辞めてしまったという。このような状態で遺族が労災の認定の申請の手続きをすることは、大変な負担である。結局は申請を取り下げることとなった。

これと同じようなことが、賃貸の不動産物件で起こっている。自死のあったアパート、マンションなどの部屋や建物は、「瑕疵物件」とされ、事故物件の扱いとなる。瑕疵とは、「きず、または欠陥」のことだが、ではどのような欠陥なのか。ここで問題とされるのは、「心理的瑕疵」である。

2. 二次被害の問題をどうとらえるか

1) 自死と労働災害認定の問題ー厚い労働災害認定の壁

一般に精神的苦痛による労災認定はハードルが高い。その主な理由は、身体の怪我と違って心の傷は見えにくいといわれることにある³⁾。そこで労災認定はどのようになっているのか。それは、次のような基準が設けられてある。

労災：労働者災害補償保険法第1条；

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする

また、同法第7条では、労働者の業務上による負傷、疾病、障害又は死亡と通勤によるそれと2つに分けて定めている⁴⁾。

では、「肩たたき」など上司からの嫌がらせや今では「パワハラ（パワーハラスメント）」といわれる権限を持つ者からの無理な仕事の押し付けや圧力等によるうつ症状やそれによるうつ病の発症は、労災上どのように位置づけられるのか。その根拠となるものが「職場における心理的負荷評価表」である。これは、精神疾患を労災認定する際の判断基準とされ、労働基準監督署が認定判断に用いているものである。そのように、「必ずしも会社での出来事が原因でうつ病になったとは言い切れない」との理由で労災認定が下りないケースが多かったという⁵⁾。

2) 自死による「事故物件」

二次被害として、不動産物件についてのトラブルがある。その中でも自死の起きたアパートなどの賃貸建物に対しての高額な補償が遺族に要求されること等があげられる。その中には、お祓い料を請求されることもある。賃貸物件で自死が起こると、不動産としての価値が下がるとされ、それによって借り手が減り、あるいはいなくなってしまうと所有者や不動産

産屋にとって、収入に大きな打撃となる。自死があった不動産物件は、事故物件、「瑕疵」(欠陥)がある物件として問題視されることが少なくないからである⁶⁾。

これらは特に、宅地、建物の売買において使われることが多い。が、瑕疵についての裁判所の見解では、自死(自殺)があった全ての物件が、瑕疵物件となるのではないという。大阪地裁は、平成11年2月18日、「例えば既存建物を取り壊し、新たな建物を建築してこれを第三者に売却するための土地建物の売買契約において、売買契約の2年前に建物内で首つり自殺があったことは、隠れた瑕疵には該当しない」と判示している⁷⁾。

3) 賃貸物件における家族の自死と「心理的瑕疵」をめぐる諸問題

では、自死が起きた賃貸物件で、家賃補償が要求されるのはなぜか。それは、「心理的瑕疵」として問題視されることにある。心理的瑕疵の定義はないが、社会通念上で受け取られる観念と感情に左右されることの多い精神的心理的なものと捉えられる。ことに宅地建物の売買においては、「心理的瑕疵」は大きな意味を持つ。司法書士の斎藤幸光は、過去の裁判所の判決から次のように説明する。

現在、不動産取引において、自死は、当該不動産にかかる「心理的瑕疵」とされ、売主または貸主の説明義務に含まれるほか、宅地建物取引業者が行う「重要事項説明書」の記載事項として扱われている。こうした取り扱いは、自死が、当該取引の「目的物にまつわる嫌悪すべき歴史的背景等に起因する心理的欠陥」(東京地方裁判所平成7年5月31日判決)により、民法の瑕疵担保責任が適用されるという認識によってなされているものである⁸⁾。

また、自死遺族の権利保護問題を取り扱っている和泉貴士弁護士は、自死を理由に改修費用や賃料の差額分として1,000万円を請求された事例をあげ、心理的瑕疵と高額請求の問題について言及している。「孤独死では、新たな入居者にその事実を告知する必要はないと認めた裁判例があるが、自殺は告知義務を求められるのが現状。入居者がいやな気分になるからという心理的瑕疵(かし)の概念が不動産業界では当然とされているが、そもそも曖昧で非科学的な考え方であり問題だ」と指摘する⁹⁾。

フリーライターの杉山は、「事故物件」と高額補償の問題について、心理的瑕疵がいかに大きな影響を及ぼしているか、40代で一人暮らしの女性がアパートの浴室で練炭自殺をした事例を上げて指摘している。

(両親は)警察署の遺体安置所で(娘)と対面した。翌日に検死。三日目に火葬した。…

その日のうちに不動産屋で家主の番号をきいて、迷惑をかけたと詫言の電話を入れた。思いがけず、電話口からは罵倒する声が響いた。「自殺などされては、これからアパートに人がはいらない。その分の家賃補償をしてくれ」と言う。悔みの言葉はなかった。(その後)人を頼み、部屋を精一杯きれいに掃除して、汚れがないことを確認し、(翌月)に引き渡した。

この事例の場合、総額 720 万円の高額補償が遺族に請求され、内訳は次の通りである。「練炭自殺なので、ユニットバス本体が傷んでいるわけではない。居室部分も綺麗だ」とその請求を疑問視する。

1) 家賃補償：6年8カ月分（家賃：95,000円）

契約が残っている 8カ月 + 2年分を全額 + 2割引で 2年間 + 5割引でさらに 2年間

2) その他の費用：ユニット交換費用：483,000円、

アパート全体の床、壁、天井、網戸の張り替え、押入れの布団棚の付け替え、アコーディオンカーテン、インターホン、キッチンの照明の改装工事代、室内清掃代：436,275円

3) 敷金3カ月分を差し引き・・・ 総計：1) + 2) - 3) = 720万円 (杉山、2016：.207-208)

賃貸物件で自死による瑕疵物件は、前述のように心理的瑕疵での様々な要求が家族に向けられる。まず、貸主が次の借主に引き渡す際に原状回復の補償金の請求が生じる。前述した「心理的瑕疵」については、自死ゆえにその物件の値打ちが下がること、また入居者が減少、若しくはいなくなるとのオーナーからの損害賠償要求となる。この場合だれが支払うべきなのかは、まずは、連帯保証人にその責務が出てくる。家族の場合が多い。また、家族にはそのほか自死者を出したことの責務として損害賠償が求められることとなる。家族は、立場上貸主の請求に応じ支払うことになるが、それは正当な請求、請求金額となっているかが問題となるところである。

さらに賃貸物件での自死については、様々のトラブルが生じている。これについては、民法第400条の「善良なる管理者の注意義務」が根拠としてあり、自死が意図的の死とみなされる場合、損害賠償が生じることになる。問題は、その損害賠償額が、際限なく要求される場合があり、法外な金額と思われる請求がなされることがありたびたび訴訟問題となっている。また、お祓い料には相場はなく、さらに心理的瑕疵については確かな定義はなく、賠償金の上限も定まってないことから、借り主の連帯保証人となっている家族にとっては、払いきれないほどの請求金額を突き付けられ、途方に暮れてしまうことになる。

4) 「心理的瑕疵物件」とは何か

心理的瑕疵の確かな定義はない。ではなぜ問題となるのか。

その一因として、自死は社会的に隠された死、また「語れない死」であることがあげられる。ではなぜ隠すのか、考えられる動機として、自死による瑕疵物件についての訴訟問題を担当してきた弁護士の大熊は、「自死は恥である。迷惑である。またスティグマとされ、第三者が持つものと遺族自身が持つものがあること、また、遺族に謝罪を求める大家もあり、病死でもショックを受けることにかわりはないはずだが、自殺のみ損害賠償の対象となる」と指摘する¹⁰⁾。病死や孤独死などの「自然死」である場合はこのような要求はあまりなく、まさに、自死遺族にとっての二次被害となっている。

では、実際に心理的瑕疵についてはどのような取り扱いがなされているのか、現在、一般財団法人 不動産調査部 主任研究員で明海大学教授の中戸康文は、心理的瑕疵には明らかな判断基準ないとの見解を示す。そのうえで、「不動産取引において自殺・事故等があった場合、買主（または賃借人）に説明すべき瑕疵に該当するか否か、また瑕疵であればいつまで説明すべきかの判断は、不動産取引実務において非常に悩ましい問題」と言う。そのため、「存在が明らかである物理的瑕疵と異なり、心理的瑕疵は取引当事者の主観的事情に左右されるものであり、説明すべき瑕疵に該当するかどうかについての明確な基準も見当たらないことから、実務上は過去の裁判例を参考にして判断するしかない」と述べている。

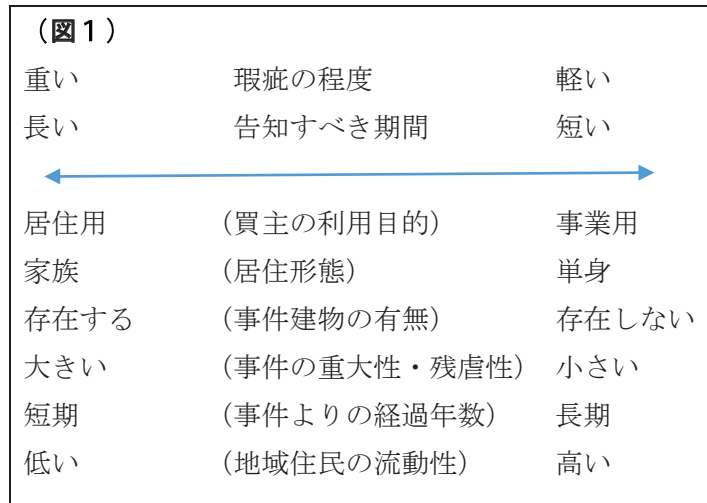
中戸は、昭和 37 年 6 月 21 日の大阪高裁判例を上げ、次のように「心理的欠陥が瑕疵に該当することに肯定した」と指摘している。

売買の目的物に瑕疵があるというのは、その物が通常保有する性質を欠いているというのであって、右目的物が家屋である場合、家屋として通常有すべき「住み心地の良さ」を欠くときもまた、家屋の有体的欠陥の一種としての瑕疵と解するに妨げない。

また、この裁判例では「住み心地の良さ」についての心理的瑕疵の該当基準を次のように判示されたとして内容を紹介している。

建物にまつわる嫌悪すべき歴史的背景など客観的な事情に属しない事由をもって瑕疵といいうるためには、単に買主において右事由の存在する家屋の居住を好まぬというだけではならず、さらに進んで、それが、通常一般人において右事由があれば「住み心地のよさ」を欠くと感じることに合理性があると判断される程度にいたったものであることを必要とする。

そして中戸は、「多くの裁判例が本判示を引用している」とし、「事案において、裁判所が心理的瑕疵の有無とその程度を判断するにあたっては、事件の重大性、経過年数、買主の使用目的、近隣住民に事件の記憶が残っているかどうか、事業用物件では買主に損害が発生しているかどうか等を総合的に考慮しており」、図 1 のような関係としてまとめて示している¹¹⁾。



5) 「善良なる管理者の注意義務」

賃貸建物については、貸主に「善良なる管理者の注意義務」(以下、善管注意義務)等がある。これは、民法第644、並びに656条、そして、宅地建物取引業法第31と47条に関係してくる。うち、宅地建物取引業法第47条には、瑕疵物件について貸主が次の借主に報告する義務が記載されている。

第47条 宅地建物取引業者は、その業務に関して、宅地建物取引業者の相手方等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃借の契約の締結について勧誘をするに際し、又はその契約の申込みの撤回若しくは解除若しくは宅地建物取引業に関する取引により生じた債権の行使を妨げるため、次のいずれかに該当する事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

イ 第三十五条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項

ロ 第三十五条の二各号に掲げる事項

ハ 第三十七条第一項各号又は第二項各号(第一号を除く。)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、宅地若しくは建物の所在、規模、形質、現在若しくは将来の利用の制限、環境、交通等の利便、代金、借賃等の対価の額若しくは支払方法その他の取引条件又は当該宅地建物取引業者若しくは取引の関係者の資力若しくは信用に関する事項であつて、宅地建物取引業者の相手方等の判断に重要な影響を及ぼすこととなるもの

これらの条文の中で、第1号のニが、「事実の不告知」となり、過去に自殺が出て心理的嫌悪事項とみなされた物件については、借主に事前に報告する義務が課せられている。

この心理的嫌悪については、「心理的瑕疵」と業界では呼ばれている。ルポライターでこの自死にかかる「事故物件」を取材してきた杉山春は、「自死や放火や殺人などの事件は、

確たる根拠はないとされている。宅建法には具体的に記載されていないが、忌避感を呼び起こすとして、現場で『心理的瑕疵』と名付けられている」と言う（杉山、2016：208）。

そこで、自死が起きた賃貸建物については、民法第400条の「債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない」いわゆる「善管注意義務」（善良なる管理者の注意義務）が関係してくる。

この「善管注意義務」の判断基準としては、「取引上の社会通念」という考えが取られているというのが現状のようだ。この民法400条の改正については次のような解釈がある。

この善管注意義務において要求される義務は取引通念などから判断されるとされてきましたが、この点を要綱仮案の原案では「契約その他の当該債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意」と明示することが提案されています。債権は契約に基づいて発生するものだけでなく、不当利得などのように契約に基づかないで発生する債権もあります。そこで「契約」「その他の当該債権の発生原因」に照らすとされています。また「取引上の社会通念」が判断基準となるとされています。審議の過程では「契約の趣旨」に照らすなどの文言が検討されていましたが、原案では「取引上の社会通念」となっています^{注12}。

以上のことから、はっきりとした判断基準はないのだ。この点について杉山は、「善良な管理者として・・・一般的に要求される程度の注意を払うよう義務付けられている」とし、善管注意義務違反となれば、「家を引き渡す時に、原状回復の補償金を紙はらはなければならない」と指摘する（杉山2016：208-209）。

では、実際、自死が起きた賃貸物件ではどのような原状回復の補償金が請求されているのであろうか。また、自死による「事故物件」はどのような「心理的瑕疵」として扱われているのであろうか。次の事例は、一つの不動産賃貸借における自死遺族に対する損害賠償請求（大熊政一弁護士による）の一連の経過を示しているが、当初多額の賠償金が課せられていたものが、弁護士等の支援により大幅に減額ができたものである。

[Kさんの事例] から要約

1. 事案の内容

Y（＝Kさん）がX所有の賃貸物件（アパートの1部屋）を借り、そこにYの娘（大学生）が住んでいたが、H21年3月にこの部屋で死亡しているのが発見され、自死として処理された。自死の原因は不明で、周囲の者は全く予測できなかった。家賃は月8万円だった。

家主のXが借主Yを被告として、物件内でYの娘（履行補助者）が自死したことにより損害を蒙ったとして損害賠償を請求してきた。

2. 原告の請求

合計：284万1855円

内訳・・・原状回復費用：12万1905円（ユニットバス破損による全面改修費用）

逸失利益：244万8000円（本体事故後賃借人を募集し、約7ヶ月後ようやく賃貸借期間H21.10.21～H27.10.20、賃料4万6000円という条件で新たな賃借人を見つけることができたので、減額分の3万4000円の72ヶ月（6年分）
貸室内のクロスの張替、クリーニング費用：21万9450円
現場供養料：5万2500円

3. 一審での争点

そもそも賃貸物件内で居住者が自死したことによる心理的瑕疵（そのことによって賃料を減額せざるを得なくなったとされる）というものが認められるか

Yに善管注意義務（善良な管理者の注意義務）違反があると言えるか（債務不履行責任を課する根拠があるか）

4. 一審判決（東京地裁）[H23.1.27]の認定

Yの債務不履行責任を認めた：「賃借すべき物件で過去に自殺があったとの歴史的事情は、当該不動産を賃借するか否かの意思決定をするに際しておおきな影響を与えるとされておりと（・・・）、そのため自殺者の生じた賃貸物件は、心理的瑕疵物件として、相当期間成約できなかったり、賃料を大幅に減額しないと借り手がつかない」「当該賃貸物件内で自殺をすることは、上述のように当該賃貸物件の経済的価値を著しく損ねることになるので、賃借人としては用法義務違反ないしは善管注意義務違反の責めを負うことにな（る）」

認めた損害の範囲：合計160万7934円

内訳・・・原状回復費用：（ユニットバスの改修費用）の2分の1

逸失利益：244万8000円（本体事故後賃借人を募集し、約7ヶ月後ようやく賃貸借期間H21.10.21～H27.10.20、賃料4万6000円という条件で新たな賃借人を見つけることができたので、減額分の3万4000円の72ヶ月（6年分）
貸室内のクロスの張替、クリーニング費用：21万9450円
現場供養料：5万2500円

5. その後、控訴へ。控訴段階で弁護団を結成

6. H.23.5月 控訴理由を提出

4回目の口頭弁論において和解成立

和解条項の骨子：①和解金 80万円

②長期分割払を認めさせた

7. 弁護団としての評価

①勝訴に近い和解

②自死にかかわる賃貸借の事案について世論を喚起した

③自死遺族の抱える問題の重要性や法的問題点について裁判所の関心を引くことができた¹³⁾

この事例では、当初、貸主から原状回復費用や逸失利益の損害賠償、現場供養料が請求

されていた。しかし、弁護士等支援者を得たことで、大幅な減額と長期分割払とを認めさせることができた。

もうひとつの事例では、マンションの1室で起きた自死により、他の部屋の住人が退去したとのことでその分の損害賠償請求がなされたという案件である（同弁護士による損害賠償請求の事案）。この案件についても、最初の原告の請求金額から約12分の1の支払いにまで減額ができた例である。

[京都地裁平成24年3月7日に判決の事例]から要約

1. 原告の請求・・・合計927万2656円

内訳・・・本件部屋の改修費用等－220万円

本件部屋に入居者がいないことによる損害－本件部屋の家賃・共益費7万3700円（うち家賃は6万5000円）の24か月（2年）分である176万8800円と、水道料金分担分2か月当たり3297円の12か月（1年）分1万9782円の合計90万4182円

本件マンションの305号室、405号室、602号室、605号室および805号室の5室につき、事件のあった平成22年春に入居申し込みをキャンセルし、その後入居者がいない状態が続いていることによる損害－この5部屋の家賃の12か月（1年）分の合計426万1200円と、5部屋の水道料金分担分の12か月（1年）分9万8910円の合計436万110円

以上合計927万2656円

2. 判旨・・・改修費用等はAの債務不履行[自死]と、相当因果関係にある損害とは認められない。

本件部屋に入居者がいないことによる損害については、「実際にその部屋で自ら命を絶った人がいた事実は、不動産取引において、重要事項として告知義務の対象となる事実であると解され、その期間は、11階建て、全38戸という比較的多数の部屋数を有する大型マンションであること、学生等の比較的居住期間が短い入居者がほとんどを占め、入居者同士及び入居者と近隣住民との交際は希薄であること、市内の中心部や北寄りの表通り沿いには商店が多く、地下鉄の駅も近く、かつ御所も近く、観光客も訪れるような市街地の区域であることなど諸般の事情を考慮すると、1年間程度と解される」として、家賃月額6万5000円の12か月（1年）分の78万円を損害として認めた（共益費および水道代については、Aの債務不履行と相当因果関係にある損害とは認められないとした）。

701号室の入居者が退去し、その後入居者がいないことにおける原告の損失はAの債務不履行と相当因果関係にある損害とは認められないとした。

その他の5室についても、本件部屋と異なる階の部屋については、Aが自ら死亡したことは告知義務の対象とは解されないとして、Aの債務不履行と相当因果関係の範囲内の損害と認めることはできない。

以上の結果、78万円の損害しか認められなかった。

この事例について、大熊は、次のようなコメントを述べている。

結局賃料の1年分のみを損害を認定したに止まる。

認定する損害の範囲を極力圧縮している点で最も進んだ判決と言えるが、本判決がそのような結論に至ったのは、自死問題に対し深い理解を示したことが原因と考えられる。この点は別の争点－責任能力の有無－に関係する判断のところで、判決文が被告が援用した自殺対策基本法や自殺対策総合大綱等にもある程度言及していることから窺えるところでもある（もっとも結論としては、被告の主張を裏付けるものとは解釈していないが¹³⁾。

以上のことから、全ての自死による「事故物件」について法外な損害賠償が請求されたとしても司法に持ち込むことにより、相当の考慮がなされることもあることが分かる。ただ、大事なことは、これらの事例は自死遺族の会による弁護士や司法書士等の専門家チームワークによる取り組みの結果であること。多くの場合、一人で抱え込み、貸主や不動産業者の請求するままに支払ってしまうことが多いということだ。

このことから、相談窓口の普及や気軽に相談できる体制が整備され、かつ広く知ってもらうことが望まれる。

第3章 自死遺族の要望・訴え

このように自死ゆえの被害、自死遺族だからということでの様々な心理的、社会的損害を二次被害として自死遺族は捉えている。それは、自死というものへの偏見や差別から起きていると考えざるを得ない事例が少なくないからである。

第1節 自死遺族団体の要望書から見る二次被害

自死遺族への二次被害については、5名の自死遺族への聞き取りとそれから見えてきた様々な心理的、精神的、社会的などの苦痛、悲しみといった問題を上げた。そこには生活のしづらさ、将来への不安などが語られた。また、そこから過労や「肩たたき」といった嫌がらせによる自死の労災認定の際の「心理的負荷評価」の問題、や不動産物件における心理的瑕疵という事故物件に対する高額請求の問題などを取り上げた。

二次被害については、このほかにも多方面での様々な問題が起きている。全国自死遺族連絡会の国に提出した要望書やグリーフケア・サポートプラザが提案している事項を参考に、筆者が次のように分類した。

A. 人権や尊厳に関連すること

- ①「自殺」という言葉を「自死」に換え、自殺対策における文言への統一
- ②自死者の名誉回復宣言 - 自死者の人格の尊厳と名誉の擁護と回復

- ③自殺対策基本法第9条（法制上の措置など）に関する「自殺者及び未遂者並びにこれらの者の親族の二次被害者保護法（仮称）の提案

B. 自殺対策施策について

- ①諸外国の例に拘わらず、日本だからこそその施策を
- ②行政の場から、「門前払い」や「たらい回し」の一扫
- ③自死遺族への支援内容は自死遺族による決定に

C. 自死遺族への総合支援

- ①「心のケア」に偏った自死遺族支援でなく、遺族の様々な要望に応えられる「総合支援」の具体的実行

D. 生活に関するもの

- ①労働問題・学校教育・経済問題・社会福祉問題等々、うつ症状が出ない様な抜本的対策

E. 精神科医療体制に関するもの

- ①うつ病の治療が正しくできる医療への変換、現在の治療体制の改革、治療者の資質向上に向けた施策の実施、薬物治療分野の総点検、精神療法分野の拡充、診療報酬体系の改善等
- ②精神病患者会や家族会への治療（治すこと・治る為）の正しい精神科医療知識の普及
- ③精神科医療機関に「安易につながらない」ことの検討
- ④受診歴のある自死者に関する受診した病院での診断・処方までの調査

F. 広報、メディアに関すること

- ①「自殺多発地帯はここです」と大々的に宣伝（？）するような、活動や報道の規制
- ②相談機関の内容をわかりやすく、個々に届くような広報の徹底と継続

G. 相談に関すること

- ①苦しんでいる人を探し出すより、相談機関につながってもらう方法に力を入れ、相談してきた人の手はしっかりとつなぎ離さない。
- ②相談を受けた人が、全て「ソーシャルワーカー」的役割を担う意識が大切。
- ③スクールカウンセラーではなく、スクールソーシャルワーカーの配置を。不登校やいじめ等児童生徒の問題解決は、「こころ」だけではなく総合的な支援を。
- ④「ゲートキーパー養成」を行う前に、住民サービスの基本の徹底を。

- ⑤自死遺族の「わかちあい」という名目で、行政が自死遺族の会を主催することは、自死への差別。
- ⑥「支援者被害」－民間団体や行政の「遺された人の苦痛を和らげる」施策で逆に多数の自死遺族が傷ついている。

H. 社会教育、予防教育について

- ①社会教育における「思いやり」精神の一層の啓発－人間味を、そして他者への「思いやり」を大切にしていける社会啓発活動をさまざまな分野で賦活していく
- ②幼稚園から行う 100 年先を見通しての総合的な施策を講じる。

I. 調査に関すること

- ①「遺族支援」といううたい文句で、遺族を集めたり、知り合いの遺族を紹介させたりしての調査は行わない

このように要望書にある自死遺族が二次被害と訴えている項目から、被害は多方面で様々な問題を抱えていることが見えてくる。

第2節 自死遺族への二次被害についての「声」

1. 多岐にわたる二次被害の事例

さらに、その被害の解決を強く訴えていることについて、全国自死遺族連絡会代表の田中幸子が主張していることを紹介する。これは、『差別禁止法制定を求める当事者の声②自死（遺族）問題のいま』（ブックレット 2016）に掲載されたものから取り上げている。

1) 自死（遺族）の問題とは

①「自殺」という言葉

まず、第一にこの要望書にもある「A. 人権や尊厳に関連すること－①『自殺』という言葉『自死』に換え、自殺対策における文言への統一」については、遺族の最も望んでいることである。しかし、遺族の会の中には、その言葉の使い方について別の主張をしているところもあり、また遺族の要望の核心的事項でもあるので、次節の「第2節 「自死」の言葉に置換する期待」でその理由等を詳しく紹介する。

②賃貸不動産への損害賠償

これについては、前述の「2. 二次被害の問題をどうとらえるか－2) 自死による『事故物件』」のなかで、具体的ケースや判例を上げてどのような不利益な要求が賃貸者となる管理会社から遺族になされている実状を紹介した。

田中は、そのような賃貸物件内で自死が発生した場合に、「損害をこうむったと主張する

家主から相当多額の損害賠償金を請求され」、また「家主側が遺族に対して、強く倫理的に非難する発言をするケースがしばしばある」と言い、その事例を上げている。

自死した本人とは離れて住んで同居もしていなかった遺族に向かって、「この人を自殺させたことは、あなたたちに責任があるんだ」「謝罪しなさい」、あるいは「(家主の) 家族が精神的ショックを受けたから、慰謝料を払え」とか。また家主からの主な請求内容は、物件内で自死が起きたことにより賃貸できなくなった、あるいは安くしか賃貸できなくなったとして、家賃の数年分あるいは極端な場合は 10 年分といった法外な請求をしてることがあります。そして、自死が起きた物件の改修費用として、その部屋の全面改修費用を請求してくることがあります。家主によっては「当該物件を全部買取れ」と要求してくるといった極端な例すらあります (田中 2016 : 8)。

このよう法外な損害賠償金の請求があることや心ない非難の言葉が浴びせられることの背景には、前述した「心理的瑕疵」の考え方を田中は指摘する。また、「家主からの請求に対して、現状では裁判所は極めて安易に「心理的瑕疵」を認定している」と訴える (同 2016 : 8)。

では、この心理的瑕疵とは何か。前述の「心理的瑕疵物件」で紹介した、弁護士の大熊政一は、次のように説明する。

1 民法の売買契約に関する瑕疵担保責任の規定 (民法 570 条) に由来する概念

*民法 570 条【売主の瑕疵担保責任】 売買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ第五百六十六条 (用益的権利による制限がある場合の売主の担保責任) ノ規定ヲ準用ス但強制競売ハ此限ニ在ラス

瑕疵は本来、物理的な瑕疵に限られるというのが一般的な理解であるが、これを心理的なものまで広げようとする考え方

この考え方によると「心理的瑕疵」=「目的物の通常の用法に従って利用することが心理的に妨げられるような主観的な欠陥」「その建物にまつわる嫌悪すべき歴史的背景など客観的な事情に属しない理由に起因する瑕疵」

2 もともと自死物件を売りつけたという不動産売買の事例に使われていたが、最近是不動産賃貸借の事例にもしばしば使われるようになっている (大熊 2019 : 1)。

大熊は、「『心理的瑕疵』は法律上の概念としては本来認めるべきではない」という。その理由として、次の 5 点を上げている ;

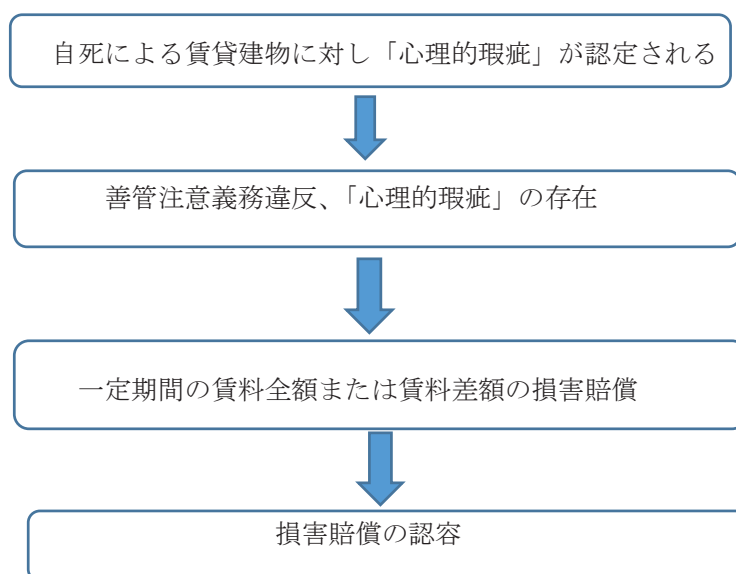
- ①瑕疵とは物理的な瑕疵を意味するものであり、瑕疵概念を物理的なものから心理的なものまで拡張することは相当でない。
- ②その建物内で自死があったことを安易に「心理的瑕疵」として認めてしまうと、それを生じさせ

た賃貸人の自死という行為が当然に善管注意義務違反に当たるとされてしまい、さらにその「心理的瑕疵」に起因すると考えられる損害の範囲が無制限に広がってしまう（賃貸できなくなったことによる家賃喪失分、通常の相当賃料より安く貸さざるを得なかったことによる家賃差額、建物の内装の全面的な改修工事費など）。

- ③「心理的瑕疵」は自死あるいは死や穢れに対する偏見や迷信に由来するものであり、自死を差別的に取り扱うこととなる。
- ④偏見や迷信にもとづいて自死を差別的に扱う結果を生む「心理的瑕疵」を安易に認めることは、自殺対策基本法や自殺白書に示された自死に対する国の施策の基本理念や趣旨に反する結果を生み、ひとり司法部のみが足を引っ張ることになる。
- ⑤自死に対する否定的な評価は日本特有の偏見であり、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスなどではそのような扱いはなされていない（家賃は減額されない[アメリカ]、心理的瑕疵は瑕疵とは認められない[ドイツ]、遺族に対し損害賠償請求がなされることはない[イギリス、フランス]（大熊 2019 : 2)）。

上記のことから、自死による賃貸建物に対して「心理的瑕疵」が認められた場合の自死遺族への損害賠償について大熊はその過程について次のように説明している。その流れを図2に示した。

【図2】「自死による賃貸建物に対し「心理的瑕疵」が認定された場合の自死遺族への損害賠償請求の過程」
（大熊政一『「心理的瑕疵」を理由とする自死遺族への損害賠償請求」シンポジウムのレジュメより、筆者が図式化）



「心理的瑕疵」が認定されると⇒善管注意義務違反、「心理的瑕疵」の存在⇒一定期間の告知義務の

存在⇒一定期間の賃料全額または賃料差額の損害賠償といった短絡的な思考過程を経て、安易に損害賠償請求が認容されてしまう（大熊 2017 : 1-2）。

③生命保険と住宅ローン

自死による保険金の支払いについては、免責の規定がある。これは、保険法 51 条 1 号に「被保険者が自殺」したとき、保険会社は保険給付を行う責任を負わないと定められていることに基づいている。そして、次のような免責期間が存在している。

生命保険約款には、責任開始の日（一般的には①契約申込書への署名・捺印、②医師による検査又は告知、③第 1 回目の保険料支払いの①～③が終了した日）から 3 年又は 2 年以内の自死については保険給付を行う責任を負わないとする自殺免責特約が定められていることが一般的であるといい、「免責期間内に自死が行われた場合、自死であることを理由に、保険請求を認めない契約となっている¹⁴⁾。

田中は、この「免責期間は他の死の場合より長く設定されている（会社や保険の種類で違いが 1 年・3 年・5 年である。ちなみに他の死は 90 日から 3 カ月）。これは保険金目当ての自死を防ぐためという名目」であると指摘する。

また、住宅ローンの場合次のような場合を上げている。

多くは団体保険に加入（死亡時には、生命保険で住宅ローンが一括支払い）、銀行の多くは 10 年を過ぎた頃に「住宅ローンの借り換え」を勧めますが、借り換えた時点で 1 カ月目となるので、支払い続けて 1 1 年目で自死しても死亡保険で支払いが行われず、遺族に一括請求が来ることになります。支払えない場合は競売にかけられ、実際に子どもを抱えた遺族が自宅を追い出された事例もあります。

（田中 2016 : 13）

④自賠償保険

自賠償は、自死が故意の死であるということで適用外であるという。田中は、宮城県で起きた「息子が車で営業車に激突した例」を上げ、「本人の遺書があったため、自賠償保険・対物保険の対象外といわれ、遺族に損害請求（営業車の補修費・営業補償・相手への補償金等）があった」という。

⑤戒名や葬儀

宗教の分野でも二次被害は起きている。田中は、次のような事例を上げている。

戒名を記した位牌に「自戒」という文字をいれた〇〇宗（禅宗）の寺。檀家に自死の葬儀はしないと拒否した寺、さらに同じ他の寺でも拒否され、キリスト教の教会で葬儀した遺族。葬儀の依頼に行

った遺族に「死に方が死に方だから、内々でやるべきだ」という住職。東日本大震災の被災地で被災者支援をしている寺の住職は、「自殺は罪があるから浮かばれない。親を悲しませる自殺なんて暗闇から出られない」といい、また四十九日までは戒名を付けられないといわれた例もあります。一周忌にお墓で泣いていた遺族に、「自殺なんだから 泣いたらよけいに成仏しない」という住職もいます（田中 2016 : 14-15）。

⑥警察

警察による、検死や事情聴取に戸惑い、またショックと苦痛、屈辱感を味わった遺族は多い（平山 2004 : 13）。田中は、次のような事例を上げている。

捜査願い届の時に、「若い男とでも逃げたんだろう」「借金でもあったんじゃないの」といわれたり、遺体発見後の警察での事情聴取が長く、警察署で4時間半高速されたり、伴侶が自死したケースでは葬儀にもきて、十数回、警察に連れて行かれ事情聴取、親族から「お前が殺した」といわれ続け、精神科病院に入院した遺族もいます。自宅での検死が終わって警察が引き揚げた後に、娘が目にしたのは、服を脱がされて裸のまま放置された父親の遺体でした。また、警察署に駆けつけた遺族が最初に目にしたのはブルーシートに包まれて倉庫のようなコンクリートの床に置かれた裸の遺体であったことも多く報告されています（田中 2016 : 15）

⑦遺族自身

前述した聴きとりで紹介したBさんのように、自分自身もかつては自死について偏見を持っていたという遺族も多い。田中は、次のようにその遺族の状況を説明している。

「自死は恥である、迷惑である」という自死に関するある種の恥の意識（スティグマ）があります。このような意識は第三者が持つものと遺族自身が持つものとがあります。自死遺族は遺族になる以前は自死に対して社会的偏見と差別をもって生きてきた他者でもあり、突然に遺族になっても自分が持っていた自死への恥と差別の意識から抜け出せず、「世間に悪いことをした」「親族の恥だ」「迷惑をかけた」という思いとなり、それまで自分が世間の目として見てきた自死への差別と偏見で自分のこともみられているという意識からも抜け出せず、世間の目を怖がり、自死遺族であることを隠して生きています（田中 2016 : 15）。

⑧その他の差別と偏見

そのほか、社会や地域での生活の中でも、偏見の目や差別的な言葉をかけられることがあるといい、次のような例を上げている。

街頭で署名活動をしたとき、「自殺なんて気味が悪い。近寄るな！うつる！」と怒鳴られたり、講演会場の外で「自殺だって、嫌だね。気味が悪い」とささやく人たち。自死の対策会議で市の職員が

「自殺という張り紙がある部屋に入るのは気味が悪くて、悪いことがおきそうでものすごく嫌だった」といったり、〇〇被害者団体から、「好きで死んでしょ。死にたくなかった私たちと一緒にしないで！」といわれたり、「文書は読めますか？」とか、「ホームページが作れるんですか？」と行政の職員にいわれたり、「死にたい気持ち」という言葉が予防で使われたり（死にたい人が死ぬという認識）、枚挙にいとまがありません（田中 2016 : 16）。

田中は、以上のように自死ゆえに受けた差別や偏見からの二次被害を事例を上げて説明している。しかし、「枚挙にいとまがない」というように、これらはその一部でしかない。田中は、このような実態について、次のように訴えている。

死にたい人はいません。死にたくないのに死ぬしかないと追い込まれた末の死が「自死」です。遺書のほとんどは「ごめんなさい」「ありがとう」「お世話になりました」「育ててくれて感謝しています」「幸せになってください」「申し訳ないです」「子供たちを、親をよろしく願います」「幸せでした・・・」の言葉です。やさしい人たちです。自死した人たちも十分苦しんで逝きました。遺族も苦しんで生きています。

そして、「近い将来には、人が人を差別することのない社会が実現すると願ってこれからも活動を続けていきます」と結んでいる（田中 2016 : 16）。

2. 「当事者は語る」－自死遺族の二次被害の体験

この同じ『差別禁止法制定を求める当事者の声②自死（遺族）問題のいま』では、自死遺族2名の二次被害の苦しい体験の内容が実名と写真と共に掲載されている。

①竹井京子氏の場合（自死遺族わかちあいの会・ふきのとうの会）

1) 自死に追い詰められていった息子

竹井京子氏は、19歳の息子を自死で亡くしたことについての苦闘の日々を綴った。息子が10歳くらいの時に離婚し、小学校を転校、中学生のころから学校生活のトラブルが始まった。子どものプライドを傷つけるような物言いをする担任の先生への不満を訴えるようになり、言葉も激しくなっていたという。そこで、教頭先生に相談したところ、話を聞いただけで放置されたという。やがて息子は、学校へ行きたがらなくなり、保健室登校をしても1時間ほどで帰ってきた。その後1、2か月すると「死にたい」「首を絞めてくれ」などと言いだすようになったため、息子と一緒に児童相談所や教育センター、カウンセリングなどに行き、児童相談所の勧めで、精神医療センターの思春期外来への通院もした。担任教師への不満は他の子どもたちもあり、クラスの保護者が集まり、校長や教頭と話し合いもしたという。他の子どもたちは、泣きながらも通学を続けたが、息子は2年に進級し担任が代わっても登校できず、それから不登校が続き、生活は荒れていったという。一度学校へ行こうとしたのを止められことに抵抗し先生の一人に軽いケガを負わせたこともあり、傷害罪で

警察に通報されたこともあったが、警察には「様子を見ましょう」と言われたというものの、学校のとった態度に不信感が残ったのだった。

その後、息子は中学校を卒業したが、出席日数が足りず、公立高校への進学はできなかった。私立学校に通うお金は無く、フリースクールで子どもたちと遊んだりするボランティアをしながら、アルバイトをしていたが、なかなか続かなかったという。その間も病院には通っており、先生からは「そんなにしんどくない状態だから、アルバイトもやれるだけやっつかまいませんよ」と言われていた。心理テストも特に問題なく、そう言われると自分も「早く社会に出てよ」という気持ちになって、「1日3、4時間のアルバイトでもいいから働いてよ」と息子のお尻をたたいていたという。

その後、亡くなる2週間前にまた、パニックを起こして「ダメだ」と言い、面接に行く緊張して、訊かれたことや自分の意思をうまく話せなくなるということだった。そこで、「仕事ができないわけじゃない。今は自信をなくしているだけだから」と励ましたと言う。

そこで、また彼は自分で本屋さんのアルバイトを見つけて、亡くなる前の晩に面接を受けてきた。その日遅い夕食を食べている時に「どうだった？」と訊くと、彼は「面白いこと言われた」と、ひと言だけ答えたと言う。自分も「ああ、そう」で終わらせてしまっただけで、いつもなら、どんな感じだったとか、落ちそうとか受かりそうとか、もう少ししゃべっていたのに。

翌日の日曜日、フリースクールで一緒だった女の子のお家でハロウィンパーティーをするからと出かけ、そのまま帰らなかった。夕方6時ごろ、息子から電話がかかり、「帰るの？」と訊いたら「ちょっと寄り道して帰る」とテンションがすごく高かったのを覚えている。すごく楽しそうで、「晩ご飯はいるの？」と訊いたら「いらない」とこたえたという。そのあととうた寝してしまっただけで、夜中の1時ごろになって胸騒ぎがした。お邪魔していたお宅に電話すると、深夜にもかかわらず家まで来られ一緒に家のまわりを探していただいたが、見つからなかった。

その5日後、警察から職場に電話がかかってきた。身元確認をしてくださいというものだった。近くの池に浮かんでいるのを発見されたのだった。息子の父親に連絡をし、身元確認をしてくれたが、自分は写真しか見ていない。死因は、司法解剖で水死であった。遺書はなかった。そして、当日所持していたウェストポーチも見つからなかったという。

2) 自死遺族としての苦悩

息子が見つかるまでも苦しかったが、亡くなった後の苦しみは大きかった。自分の両親は既に他界していたので、支えてもらうこともなかったが、責められもしなかった。ただ、息子の父親（前夫）の兄弟から「おばあちゃんが（自殺）を知ったらショックを受けるから、新聞には載せないようにして」と言われ、その後も告げなかった。

お葬式もしないつもりだったが、友だちが「ちゃんとお別れしないとだめだよ」と言ってくれて、団地の自治会でお世話してくれた。

自責の念はもちろんあった。が、それに加え親しい友だちからは「(自死をしたのは) あんたの子育てのせいだ」と言われ、また「思春期子どもは大変よね」とか言われた。

その後、2007年5月に「ふきのとうの会」をつくり、自死遺族をサポートする活動をするようになってから、まわりから責められ、あるいは人目が気になって外に出られないといった話をたくさん聞いたと言う。それに比べると、自分は何度かいやな思いをただけですんだと思っている。

むしろ、話を聞いてくれる人をつかまえては、「こうすればよかった」「私が悪かった」「ああいうふうにしたから死んだの」と何十回も同じことを言い、またまわりもよく聞いてくれたと思うと語る。

息子がなくなった後、友人知人がお見舞いに来てくれて、なかには「うちの子も」「うちは未遂で」という人が何人かいて驚いたと言う。身近にけっこういるのに、みんな黙っているんだなど。もっと早く言ってちょうだいよと思いながら、でも言えないんだなあ。同じ経験をしたとわかって初めて話せるんですと言い、その後、遺族の会に出るようになり、遺族の方たちとのおつきあいが始まり、そのことを改めて確認するようになった。

3) 遺族自身の偏見や恐れ

竹井氏は、自死が、病死と違って人に話しにくいのは、「異状な死」「縁起が悪い」「怖い」という感覚、見方があるからだと思うと言う。そのため、そういう目で見られたくないからと思うのではと。

しかし、逆に、自分もそう思っているから、思ってきたから、だからまわりもそう思うんじゃないかと考えてしまう。同情されるのもいやだと言うひともあり、家族のなかでも話さない、触れないという場合もある。

4) 自死遺族会への思い

竹井氏は、遺族の会に参加して、次のような遺族の苦しみ、それは二次被害といえる偏見、差別からのものと考えられることどもとほどして、相手の身内から責められる言葉、「まわりはなぜ気が付かなかったのか」、「虐待してたんじゃないの」というものである。

遺族の会では、「子どものことを言いたくない、でも言わなきゃいけないと思う」なぜかというと、「亡くなった人の存在そのものを隠しているみたいで子どもに申し訳ない」からだ。自死した子どもの後を追う人やうつ病になる人もあると言う。

しかし、実態把握は難しく、どれくらいの遺族が後追いしたり、うつになってしまったり、どれほどしんどい思いをしているかというのまったく分からないと言う。

竹井氏が訴えるのは、「遺族の側も一歩踏み出して語ろう」ということだ。竹井氏が開いているような自死遺族の会で話すことで、一人で抱えているより早く元気になれるのではと勧めている。初めて参加される方は、緊張して固まっておられるが、帰られるときは、表情も和んでおられるという。笑うことも自分に禁じてしまい、また夫から、「家の恥をよ

そでしゃべるな」と言われた人もあるという。ほかの兄弟の結婚にさしさわると考えて言わない人も多いと語った。

自死遺族の会の利点について竹井氏は、「実際、同じ言葉でも、自死遺族に言われるのと、そうじゃない人に言われるのでは感じ方が違うということを上げる。

竹井氏は訴える。「私自身は遺族の側も変わってほしい」と。偏見や同情の目で見られるかもと思っけていても、一歩出たら案外そうじゃないかもしれないし、自死のことも遺族の思いも「こんなに苦しむんだよ」ともっと話していかないと、いつまでたっても偏見が消えないと思うと。

また、自死について、原因や因果関係や動機なんてわからない。わからないから、会社や学校・・・社会全体が責任をとりたくないから、本人や親のせいにしたくないのでないでしょうかと。

今、竹井氏は、精神障害者の作業所で働いている。そこで感じるのは、「弱い」「努力が足りない」と責めるのが日本の社会、でも「それは違うよ」と思う。自死は特別な死ではなく、誰でも何かふとしたことで心を病んだり、自死へと追い詰められることもある。そのようなことを発信していきたいと思いを語った。

②桑原正好氏（しまね分かち合いの会・虹）の場合

1) 息子は何故自死したのか

桑原正好氏は、24歳で自死した息子についてその死とその後の悲嘆の日々を綴っている。2006年、二男は「24年間ありがとうございました」とのメールを遺して、命を絶った。そのメールには、友人の借金の保証人になったが、その友人が行方不明となり、代わりに毎月数十万円の利息の返済をしていたが、しかし総額300万円となり行き詰ったとの内容が書かれてあった。その時、午後九時、自宅に帰ると長男も娘もアルバイトからまだ帰っておらず、二人に連絡すると、同じメールを受け取ったとのことだった。変に思い、帰宅した二人と共に警察に届けを出し、そこらじゅうを探し回ったという。

そして、深夜、長男が車の中に横たわる二男（弟）と、車内には睡眠薬の空箱と練炭を見つけた。その場所は、二男が好きだと言っていた夕日と海がきれいに見える崖のようなところだった。死亡推定時刻は、午前0時から1時ということで、駆け付けた2時か3時にはその体はまだ暖かかく、長男は必至で人工呼吸をしていたという。

その二男の死を受け止めることはなかなかできず、3年たっても、4年たっても足が地につかず、雲の上を歩いているような感覚だった。二男が自死を考えていることに気付かなかった自分を責め続けた。亡くなる4日前に家族で長男の婚約パーティーをし、その時は亡くなる前なのに二男の異変などまったく感じなかった。ただ、いつも冗談ばかり言ってみんなを笑わすのにそれがなかった、なんとなく元気がなかったと。それにさえ気づかなかった。

桑原氏はいう。「自死は遺族が自分を責めるところが他の死とは違うところだと思います。くるしんでいたことに気づいてやれなかったこと、そしてぎりぎりのところで救えなかつ

たことを悔やみ、自分を責め続けるのです」と。娘は、二男（兄）がなくなる前に「おれ、死にたいわ」と口走った言葉を、「はいはい」と受け流したことで強く自分を責めていると。自分も同じころ二男から、「借金の保証人になったらどうなる？」と訊かれたが、それがどれほど重大なことだったのかもしれない。が、「下手したらアリ地獄のように二度と這いあがれない」、とそんなことを言って脅かしたのだと思う。その言葉は、二男を絶望させ、自分が「死」への背中を押してしまったと責める。保証人の恐ろしさばかり強調し、「なぜそんなことを訊くの？」と聞かなかったことをどれほど後悔しているかしのれない。

しかし、当時金銭トラブルがあったというようなことはまったく知らなかったという。また、二男には翌年結婚する方もあった。子どもに頃から「胃が痛い」と言うのが彼の SOS で、そのような状態だったのかもしれないが、別々に暮らすとそのような会話もすることがなくなりまた、たまに帰ってきても彼女と楽しそうにしている、感じ取れなかったと言う。

2) 自死遺族となって感じる苦痛

それから、生活は激変した。長年勤めていた会社を退職した。二男がなくなってから、会社には一度も顔を出さず、手続きはすべて郵送で済ませた。知り合いや近所の人に会うのもつらく、自宅から 100 メートルほどのお墓にも夜中の零時前後に行っていたという。

葬儀の日は、頭が真っ白で何も考えられず、その後少しずつ状況が分かってきてから、どうしてもお骨が欲しくなって、長男に頼んでお墓から一かけらだけ取り出してもらいそのお骨を袋に入れて一緒にいることが供養となった。

近所の人とは、買い物に行つて合うこともはばかられ、知っている人がいると買い物かごを戻して店から出てしまったという。そんな自分は異常かなと思っていたが、後に自死遺族のみなさんも同じだと口ぐちに言われていたという。桑原氏は、「私たちは、慰められるのも励まされるのも氷の刃のように胸に突き刺さるのです」と訴える。

また、身体にも変化が起きていた。二男を亡くす前と後とで、体重が 17 キロも減っていたことだ。またそのことにも半年間気付かなかった。

3) 自死遺族の会の活動を始めて

桑原氏は、自死遺族の会の活動を始めてから様々な自死遺族だということで受ける、差別的な現実に気づかされた。その一つが、賃貸住宅で自死した場合の「心理的瑕疵物件」のことである。そのことで、遺族が、迷惑料代わりに何年分もの家賃補償をさせられて困っているという現実だ。しかし、知人にこのことを話すと、「そんなの当たり前でしょ。だって気持ち悪いのに！」と言ったと言う。その瞬間、「この人とはもうつき合えない」と思った。その口調に自死を忌み蔑む意識を感じたからだ。

しかし、自分にもそんな偏見があったのではないかと思う。二男が自死したとき、お葬式に人が来るのがいやで、「密葬にしよう」と主張していた。葬儀があると近所の人が当家を手伝うまた、新聞のお悔やみ欄に載せるのも「いやだいやだ」と言っていた。なぜいやだっ

たのか。それは、私の中の偏見がそうしていたと知った。二男が亡くなるまでは、「どうして家族なのに気づいてあげられなかったの?」「〇〇で〇〇らしいよ・・・」と、私も、平気で噂の中に入り変な関心を持っていたのだと思うという。

4) 自死遺族の会を立ち上げる

その後、桑原氏は離婚した。なぜか二男に借金を押しつけて逃げた同級生でなく、夫にその矛先がいったという。夫とその苦悩や悲しみがわかちあえなかった。一人になりたいと思い、各地に一人旅をしたが、仙台市にある自死遺族の会「藍の会」と出会う。そして、一年間通った頃に、遺族会の代表者からの勧めもあって、「しまね分かち合いの会・虹」を立ち上げた。当初、運営の仕方などで戸惑ったが、フォーラムを開催することで県内外からも知られるようになり、活動が広がっていった。

フォーラムのタイトルは、「この苦痛は、もう私たちだけでいい!」としました。それは、マニュアル化した自殺予防防止ではなく、「実体験した者でしかわからない痛恨の『まさか』を勇気をもって語り伝えることで、気づいてもらいたいとの気持ちからである。

そして、桑原氏は訴える。「私たちも問題を訴えるだけでなく、人を追い詰める根本を変えていくための提案をしていかなければならない」と。

第3節 「自死」の言葉に置換する期待

1. 「自死」に換えることは、遺族の悲願

まず、この要望書にある、A. 人権や尊厳に関連すること①「自殺」という言葉を「自死」に換え、自殺対策における文言を統一と挙げられていることについて具体的にみていきたい。

この要望は、自死遺族の会である「全国自死遺族連絡会」がその要望書を作成、各省へ提出したものの一つである。この会は、「2008年1月に発足した、わが国で唯一の自死遺族による自死遺族のための全国ネットワーク(任意団体)」であり、会員約1,670人(すべて自死遺族)。当会員が運営にかかわる自助グループ(自死遺族だけでわかちあいを運営にかかわる「本人の会」は、全国25都道府県・36箇所)に及んでいる)。その要望の理由を次に示すが、そこには自死遺族の苦悩と切実な嘆願が込められている。

『自死』という文言を国が率先して使うことが、自死が追い込まれた末の死であり、個人の問題ではなく、社会の問題として提言できること、『自殺』という言葉聞くだけでゾッとすとか、自殺という文字をみると寒気がする、という今の社会が変わり、多くの国民が普通に自死問題に関心を持つことになり、人に優しい社会になると思います。言葉を殺伐とした自殺ではなく、自死という言葉に変えることは自死した人たちの命の尊厳を守ることにもなります¹⁵⁾。

このように自死という言葉が普通に使われることは、単に置き換えられたということ以

上の意味を持つ。それは、自死によって家族を亡くした自死遺族にとって極めて重要な論点となっている。この点について自死遺族支援の観点から清水新二は、「自死」の言葉を使う理由として次の2つの点から説明している。

第一点は、「自殺」の言葉が持つ「自らを殺す」との表現が遺族には、辛いくむごい響きでありとし、「到底受け入れられないとの思いから、自死の言葉への置換がいわば異議申し立てのごとくに望まれた」との見解である。そして、異議申し立ての相手とは、「自殺などする人は、意志が弱いからだ、結局逃げたのだ、卑怯だ責任放棄だ等々、自殺に対する一般的な理解、イメージ」であるとする。

第二点に、言葉の置換が持つ効果を上げる。それは「言葉の置換作用はこれまでのイメージの脱色作用をもつことがあり、その結果現実を変える（新たに構築する）力を持ちうるものが大いにありうる」というものである。そして、「自死」の言葉への置換により、「『自殺』に染みついた一般的なイメージも社会的取り組みのイメージも変わりうる」と言う（清水、2009：221-222）。

そのような点を鑑みると、これまで使われてきた「自殺」という言葉を「自死」に変えることは、一般の人々にとってはまだ馴染みのない言葉であり違和感を覚えるにしても、遺族にとっては心理的にも社会的にも重大な事項である。「自死」に置換されることは遺族にとっての念願であり、長年にわたり要求してきたことなのである。

2. 「自死」への言葉の置換についての反論

一方、「自死」という言葉が全面的に使われることへの抵抗感や危機感を抱く人も少なくはない。それは、自殺抑制の効果が落ちるのではとの危惧からである。

自殺の心理的剖検や自死遺族の精神保健の問題に取り組んできた張賢徳は、「自死」と言う言葉には消極的な考えを持つ。それは、「自ら選んだ死」を意味するとの見解からである。

「日本では切腹や神風特攻隊という特殊だが非常に象徴的な自殺形態があったために、自殺は個人の理性的な決断であるという認識が広く持たれている」として、「自死」の言葉は、かつての「人には死ぬ権利があり」、「自殺は正常な決断」の結果であるとなれば、自殺予防は難しくなるのではないかと危惧を抱いている（張：2006、56-57）。

また、「自死」という言葉と「自殺」という言葉を使い分けることを提案している団体もある。「全国自死遺族総合支援センター〈グリーフサポートセンターリンク〉」（特定非営利活動法人）は、2013年9月に自死・自殺に関する表現のガイドラインを作成しPDFで公開している。また、「ガイドラインに関する議論を通じて、自死・自殺の実態やそれに関わる人々への心情の理解が深まり、遺族支援を含む総合的な自殺対策が進むことを願ってやまない」と述べている。ガイドラインでは、次の「自死・自殺の表現に関する3原則」を掲げている。

- (1) 行為を表現するときは「自殺」を使う。

その理由として、自殺総合対策大綱の「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であるとの定義から、「自殺は瞬間（点）ではなく『プロセス』で起きている」というと理解」がその背景」にあるとしている。そこから、「自殺防止」という表現はあっても、「自死防止」という表現は望ましくないとしている。

- (2) 多くの自殺は「追い込まれた末の死」として、プロセスで起きていることを理解し、「自殺した」ではなく「自殺で亡くなった」と表現する

その理由として、「自殺した」と表現すると「瞬間（点）の行為」が強調されて伝わりかねない。

「自殺で亡くなった」と表現することにより、その誤解を多少なりとも払拭できるのではないかという。

- (3) 遺族や遺児に関する表現は「自死」を使う

その理由として、遺族に関する表現においては、「自殺」という行為自体が焦点となっているわけではないので、「自殺遺族」とする必然性のないとしている。また、遺族向けのリーフレット等では、「大切な人を自死で亡くした方へ」との遺族の心情に配慮した表現にすることも大切としている。そこから、「自死・自殺」「自死（自殺）」との併記の選択肢も考えられるという¹⁶⁾。

他方、「自死」の言葉を公文書等に使うことを決め、実施している自治体も出てきている。鳥取県では2013年7月から、公文書などに「自殺」の表記から「自死」の言葉に変更した。また、宮城県でも2014年1月に実施を決めた。このように、少しずつではあるが、「自死」の言葉に変更する動きが出てきている¹⁷⁾。

以上のことを鑑みて言えることは、「自死」あるいは、「自殺」といういずれの言葉を用いるかについては、どのような視点で、あるいは視座で捉えているかを考えてみる必要があるのではないかということである。そして、大切なことは、その言葉が使われることで傷つく人がいるのではないか、苦しませることにならないかを考える思いやりの心であり、その点で「自死」の言葉の変更にふみきった自治体の配慮はその一步を示すものである。

自死遺族にとって、「自殺」という言葉が人としての尊厳を著しく傷つけられるというのであれば、少なくとも遺族に対しては「自死」の言葉が使われる配慮が必要である。一方、両側面から考えてみることも大切であり、きっぱりと定義付けて割り切ってしまうことが果たして自死遺族の支援や関係する施策にとって有益となるのかは今後の検討といえる。そして、2つの言葉の使い方については「遺族の心情に配慮」し、慎重に行うことが求められている。

第4章 自死遺族への二次被害はなぜ起こるのか

第1節 二次被害の様々な要因の層との絡み合い

1、自死は社会的問題

自死遺族への二次被害を考えると、そこには様々な要因が層を構成し、「ねじれたに」互いに絡み合い、影響し合っているとみられる。まず、第一義的に底辺を形成している層は、自死ということに対する偏見や差別という「自死」の言葉や意味といったそれ自体がもたしている問題の存在である。それは、従前からの自死の原因が自死者自体の問題であると捉えられていることであり、その者の性格の脆弱性、社会的関係性の希薄などが挙げられている。

一方これについては、2006年に自殺対策基本法が制定され、その第二条には「自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因がある」と明記されたことで、少しずつは自死への考えが個人的なものだけではなく、社会問題として考えられるようになってきてはいる。

ただ、このことが家族の問題として、かえって強く意識されるようになってきたのではとの危惧がある。自殺予防対策が強化されるにつれ、「なぜ、家族が自死の兆候（サイン）に気づかなかったのか」や「家族間に何か問題があったのではないか」との視線が強まったのではないだろうか。今回のインタビューでも自死遺族が街頭で募金活動をしていると、「家族を殺して」や「勝手に死んだのに」などの声を浴びせられたと語った遺族があった。

ではなぜ、自死について家族や家族関係に関心が向き、時に問題視されるのだろうか。それは自死遺族の二次被害を考えるときの第二義的層と捉えられよう。そこには、「家」という我が国の特異な歴史的、倫理的、また文化的な社会構造があると考えられる。では、わが国での家の存在や役割、価値観というもののはどのようなものだろうか。

日本人と「家」の観点から大原は、わが国で、「家」の存在が強まったのは、鎌倉時代からという。「武士が支配階級になると家族制度が硬化し、家の絶対視が始まる」とし、『家』を中心にしてできあがった日本人の人間関係は封建時代を経て現代にまで、何らかの形でその影響を及ぼしている」とし、また、「自殺にあらわれた日本人の『家』の概念は、「青年後期から壮年期にかけての親子心中、とりわけ母子心中に如実に示される」という（大原、1972：20-21）。このような自死と「家」の関係は、自死者の死を家族との関係に結び付け傾向が、わが国では強いと考えられる。

しかし一方で、わが国の特異ともいえる社会的、文化的な自死への捉え方の存在もあると考えられる。これを第三義的層と捉えられる。つまり、文学や戯曲で表現される自死への悲哀感や憂き目にあった者への憐憫といった哀れ感である。時には、美化され芸術の様相も見られ、一種のあこがれのように思われたりする。これが己の境遇と重なって捉えられたりすると、後追いや群発自死を招きかねない事態となる。ただ偏見や差別がある一方で、文化や芸術にまでも取り上げられるというわが国の自死に対しての見方、文化的な価値観が関係していると考えられる。

この社会・文化的価値観が絡んで複雑な層が相互に影響しあう自死についての捉え方は、一方で、「自分や自分の家族がそうでなくてよかった」との人々の反応からも見るができる。自分や家族など関係する人々に及ばないこと、これは重要な視座ではないか。表現を変えるならば、対岸の火事であれば、「可哀そうに」とか、「なんとか救えなかったのだろうか」また、「家族は何をしていたのだろうか」など様々な考えや、ある種の哀れ感やはたまた批評めいた言葉が湧いてくるのだろう。この時、そう感じ、またそのような言葉を放った人には、批判したつもりでなくとも、その渦中にある者にとっては、心痛い言葉となる。また人々の視線も気になる場所である。この時、他者の言動は、被害を与えてはいないつもりでも遺族にとっては被害となりうる。

2. 自死についてのヨーロッパの歴史的背景

もう一つ、歴史的背景についても考える必要がある。それは、西洋での自死についての考えは、法制度や規則と絡んで罰則にも及ぶ場合があったということである。つまり、その時代その時における権力者や政権が、自死について「取り締まる」といった姿勢で臨んだ場合がある。歴史的に自死（自殺）が罪に問われてきたことは、既遂者や未遂者は罪を犯した者として、責められたり罰せられたりして本人の尊厳が甚だ損なわれる状況をたらしたと考えられる。そして、本人のみならずその家族も同様に扱われることとなった。

ヨーロッパ、ことにイギリスにおいては活発に自殺論が論議されてきた。このことについて「近世のイングランドにおける初期自殺論の特性について」松永は、「17・18世紀イギリスは、自殺が基本的に法的には殺人以上の大罪であり、キリスト教式葬儀と埋葬が禁止され、心神喪失と判定されない場合には土地や財産を没収され家族にも墨が及んだ時代」と説明している（松永 2002 : 13）。その歴史的背景に、4世紀後半から5世紀にかけてのローマ・カトリック教会の見解が大きく影響したことがある。

聖アウグスティヌス (Augustine of Hippo, Saint) をはじめとする初期教会の指導者らの教えがローマ・カトリック教会法に組み込まれ、後に英国国教会に取り入れられた。自殺とは悪魔のそそのかしによる行為だと明言され、教会評議会はこれを大罪とした (Evans & Farberow, 2004:96-97)

そして、イギリスでは 1961 年の自殺法によって、自殺が犯罪となることはなくなったが、それは実に 4 世紀に渡って法による禁止がなされていたのである。このように、今では自殺が犯罪と捉えられることはなくなったのだが、「イギリスやアメリカの法律では、依然として自殺を犯罪とみなす感情が失われず、未遂は軽罪に問われ、心中は自殺の共犯とされている」という (上野・小竹 : 1965 : 161)。

3. 「自死」は重いテーマ - 「スーイサイドルコミュニケーション」

自死遺族の支援に尽力してきた精神科医の平山正実は、「自死」という言葉の推進に努め

てきた立場で、『自死』は今もって『重い』テーマ』で、欧米でも、自死に関連したコミュニケーション：「スーイサイダルコミュニケーション」(suicidal communication) は成り立たないということを前提に議論を進める気風があると指摘する。先進国でも自死の問題はオープンに話せないという。なぜか、今後の研究課題であるようだが、平山もスムーズにコミュニケーションができるためには、どうしたらよいかの検討が必要と指摘する。そして、「自死とか精神障害に対する偏見と差別という問題として処理していった方がいいのか、あるいはもっと他の要因が隠されているのか今後の検討課題ではないかと思う」と問題提示している(平山 2009 : 20)。

自死(自殺)が、「スーイサイダルコミュニケーション」として、いまだに、話題とすることがはばかれる一因がこのような歴史的背景、経緯にあると思われる。

4. 「Suicide」(自死)の起源

「Suicide」という英語については、『オックスフォード英語辞典』(*Oxford English Dictionary*)によれば、“suicide”は、1651年に初めて英語として使われ、起源は近代ラテン語の“suicidium”であり、“suicidium”自体はラテン語で「自分」という意味の代名詞と「殺すこと」という意味の動詞が結合したものだ(Evans & Farberow 2004 : xv)とある。

一方、わが国においての見解について、諸外国との比較から自殺について研究してきた布施は、自殺に対する考え方が近代に入ってから変わったとして、次のように述べている。

「自己を殺害する行為」としての「自殺」という漢字の言葉は、欧米文化の吸収に国をあげてのエネルギーが集中された明治以後に、欧米文化の強い影響下に使用され始めたものと考えられる。それまでの文献には「自殺」という語が見あたらないことから、この推察は正しいと思われる(布施、1990 : 2-3)。

そこからは、「自殺」の言葉が、日本の歴史的な背景から少し違うニュアンスを感じさせる。そこで、次節では、これらの自死への見方、捉え方に影響を与えてきたと思われるわが国の自死と死生観を歴史からアプローチする。

第2節 わが国の死生観と自死

1. 歴史と宗教の死生観から見る自死

西欧諸国では、キリスト教が宗教観だけでなく死生観や社会生活における善悪の基準、法的な刑罰等にも影響を及ぼしてきた。時の権力者はこのキリスト教を背景に様々な判断や価値観によって市民を統制してきたといえる。それは、自死についてもしかりであり、歴史的に、特に中世期以降は、自死は好まざる者、排除すべきものとして裁かれ違法との烙印を押されてきた感がある。

わが国の宗教では、6世紀中ごろに伝来してきた仏教がある。仏教以前では、神道があり、古代の人々の生活から生まれた宗教とされ、教義、経典などはないとされているが、人々の信仰を集めてきた仏教は、国民の社会生活に強く影響してきたといえよう。また、神道は、自然にその神性を感じ、古代人の生活のよりどころとされた民族宗教とされている。結婚式や正月、祭りなどの人生の節目となる行事や儀式において担ってきた役割は大きい。ではこれらの宗教はどのような死生観をわが国に及ぼし、日本人の人生観や生活観に影響を与えてきたのだろうか。特に、自死についてはどのような判断や規範を示してきたのだろうか。

実は、わが国においては自死（自殺）を明確に咎める教えや罰則は見当たらない。殊に仏教の伝来は、日本固来の死生観、「死を不浄とみ他界を常闇の冥界とみていたのに対し、仏教は死を神聖視し他界を極楽浄土とする考え方をあらたにもたらすと共に、従来の楽天的な日本人の人生観に対し、無常と穢土の思想感情を附与した」と西元宗助は述べている。そして、当時の記録史様子を記した『往生伝』から仏教徒が晩年には念仏して浄土を願樂する者が多かったと指摘する（西元 1966 : 333-34）。そこには、自死に対しての否定的な非難的な考えは、見られない。

鎌倉時代に入り、武士が活躍する社会では、自死（切腹）は上司への忠臣を表わすものとして命さえも捧げる潔さが称賛され、武士のたしなみともみなされた。近代社会になり、切腹という自死は見られなくなったが、精神的には受け継がれているのではないか。最後は、自殺してお詫びするとの遺書もあるのは、それを示しているともとれるのである。

わが国の歴史学者の源了圓は、「日本人の自殺の精神指摘背景」の中で、日本の特殊な文化的性格を指摘している。それは、日本の文化が情緒を基調としているのに対して、西欧の近代文化が知性と意志を基調としているという点である。その哲学的表現の代表は、デカルトであるとし、これはまた、「思弁や道徳的実践を基調とするインドや中国の文化とも異にする」と述べている（源 1966 : 395）。それは、死に関連して、自死が崇りであるとの観念をわが国の歴史において存在してきたとみることもできよう。それであれば、お祓は、身と心をきよめるという精神的浄化の儀式の一つとして考えられる。

一方で、自死については、寛容とまではいかないにしても、「ししようがない」や「死を選ぶほかなかったのでは」との消極的ではあるが、容認している向きもわが国には存在していた。このことから考えて、自死について皆が処罰されるべきもの、制裁をうくべきものと捉えているとは言い難い。

このような異なった見方、捉え方は、どのようにしてわが国に起こり、また継続されてきたのだろうか。そしてこれらの見方、捉え方が自死遺族への二次被害、つまりは偏見と差別につながっているのだろうか。

この点については、歴史的にみると自死自体が差別的に見られるというより、仏教伝来以前の死に対しての不浄観、死の世界を闇の世界と捉えていた死生観が、今でも日本人の死生観の一部として受け継がれているように思われる。それが、自死遺族の二次被害にも影響を及ぼしている一因となっているのではないかと考えられる。

2. 日本人の死生観と自死のとらえ方

日本人の死生観から自死についての捉え方を研究している精神科医の飯森は、日本の古代に書かれた『日本書紀』に綴られた自死についての事例が殉死、身代わり、犠牲死など多岐にわたっていることや『浦島太郎』に見る「生と死や現生と常世、生者と死者とかが近い」ことや「この世とあの世とは繋がっている」との生死観を紹介してそこから、日本人らしい人生観死、死生観、人生観を述べている。それは、自死遺族の方々の悲しみや哀悼の気持ちにどのように寄り添えばよいかの再考を促すものであり、遺族の気持ちに配慮した言葉や態度はどうあるのがよいかを示唆するものと考えられる。

また、死を絶対悪として拒否するのではなく、「仕方がない」、死んでもいいやと思いつつもいや生きていこうとする、弱さを感じつつも生きていくすべを見出そうとする矛盾するようだが強さをもっている日本人の生き方に言及している。「生への反転」という言葉をあげ、精神科医として患者さんに向き合う際について、次のように語っている

死生観を聞いていくことは生への導きの糸となると思っています。死にたいか、死について一緒に考えましょうということで、患者さんは様々に語るようになります。その中で、死なずにおこうというポジティブな反転が起こればいいと思っています。・・・グリーンケアではひたすら傾聴し、ご遺族の死生観に触れることです。最も大切なことは、支える人が厭世家でもあり楽道家でもあることではないかと（飯森 2015 : 4）

飯森は、日本人の死生観が自死予防や、自死された方への気持ちを和らげることにすぐに結びつくものではない、答えが出ない問題だと言う。しかし、それでも「生への反転」という言葉は、絶望にある人へまた、残された遺族にとっても最後のすがれる望みの糸のように思える。飯森は、「日本人の死生観が死なずに生きていくというポジティブな生への決意になればいいと思う」と言う。

3. わが国の社会的風土から見た自死－「日本式の疎外」

一方、西欧との比較で日本人の自殺を研究してきたスチュワート・ピッケンは、「日本における自殺の研究を精神医学的観点からのみ推し進めるのは、まったく不可能である」と主張する。その理由として、「自殺の論議には無関心な反応を示すことが多い」ことを上げ、一方で、「自殺の記事を読んだり、事件を見たりすると、異様な感じがし、不安になり、緊張すらある」と言いながら、「人間としての立場から関心を示す人はほとんどない」と言う。さらにピッケンは、自殺（自死）が起こる状況について、次のように指摘する。

社会制度の中での彼の役割を果たすために越えるべきではなかった一線を越えた時（または対応的に、彼が越えるべきだった一線を越えるのに失敗した時）、生まれる。・・・そのような事態となった結果、拒否機制が働き始め、最後には過ちを犯した個人を社会体制から追放することになる。強調しなければならないのは、これが西欧に見られるような、自ら課した、あるいは自ら選んだ疎外ではな

いことだ。日本式の疎外について回るのは、制度の厳しさが復帰を許さないという感情、どういうわけかどんな場合もそれは個人の過ちであるとする感じなのである。したがって、彼にとって、すべては終わりとなる (Picken,1979 : .235)。

ピッケンの指摘する「日本式の疎外」は、自死(自殺)に至る状況が個人に集中していくことを指している。さらにそこには、「強者生存社会」の存在が影響しているのではないかと述べている。わが国で起こっているいじめや受験地獄、過労自殺、介護自殺などは、この原則である種、説明、納得できる面がある。さらに、ピッケンは封建主義に見られる拒否・追放の原則が作用しているとも述べている (Picken1979 : 238)。

このことは、自死の家族、自死遺族の状況にも当てはまるのではないか。遺族の感じる孤立は、社会からの疎外であり、社会からの拒否や追放ともいえる言動や対応には、そのことが背景にありはしないか。二次被害の起こる日本の社会的土壌が見えてくる。

4. 遺族に対する非難と責務という二次被害

1) 「家」という日本の社会構造と自死

自死遺族への二次被害について、なぜ本人の自死がその家族に差別と偏見をもたらすのかを考える必要がある。明治時代以降、個人が「家」に属する者との見解が強くなった。そもそもわが国においては、集団の中の個人とみられた歴史があり、その背景には農耕文化が考えられる。この点で、自死についても「一家心中」や「親子心中」といった死を道連れにするケースがみられる。フランスの哲学者であるパンゲは西欧と比較して、フランスでも親子心中が存在するものの、それは突発的な精神抑鬱の兆候とされ、一方日本ではその伝統的に親子心中にある母子関係の重視等に根拠を置くものと述べている (Pinguet1984:78-79)。

パンゲの日本人の自死に対する見方については、哲学者であり宗教学者でもある田畑邦治は、パンゲの著書『自死の日本史』の原文はラボンヌボランテーヌだとして、その意味を「日本における自分の意思による死」と紹介している。それは、西洋社会から見た日本人の自死に対する考え方として、日本人にとって自死とは「合理的な死」、「周りのことを考え」たうえでの死ということであり、それは「周りのことを考え、考え、考えて、そして自分の命を捧げるという」、例として切腹をあげて考えた末の命じられたうえでの自死がありうるのだと言及している (田畑 2015 : 3)。

2) 古典にみる「犠牲死」としての自死

中世思想の研究者である田畑邦治は、日本人にとっての自死について日本の古代の文学から、自死が、「自分が進んでというか、自分が他人の犠牲になってとか」など周囲のことを考えての自死の例が多くあったことと関連させて「犠牲死」という観点から自死をとらえる考え方もあるとしている。その一つで古事記に出てくるヤマトタケルノミコトが荒波にもまれて命を奪われようとした時、オトタチバナヒメという女性が荒海を鎮めるため犠牲

的な死を遂げるという話から、これを日本文学最初の自死(入水自殺)として紹介している。

また、源氏物語の浮船の例では、自分が関わった人たちの立場や心をよく考え自分の命を捨てることで問題を解決しようとしたことに、日本人の文化、伝統に見る自己犠牲の死という死生観について語っている(田畑 2015 : 2-3)。

田畑はまた、哲学者の視点からこの日本の歴史にくみ取れる家族の喪失に対する哀悼の感情について日本古来の死生観として語っている。それは、大切な人を亡くした者にとっての喪失から来る悲しみ、苦しみはまた大切な喪の営みであるという。「いのち」は他のものとの繋がりのなかで捉えられ、亡くなった人とのつながりがとても大きな意味をもっていると述べている。この繋がり方は、古来より日本人がいかに大切な人との死別を受け止め、悲しみに向き合ってきたのかを示す。日本の歴史、文学の物語に書かれた日本人の死別体験や死者の追悼、また死者への思慕のありようから、田畑は、死に対してまた自死に対しての情けやものあわれという繊細で、優しい日本的な死別への痛みや悲しみという日本固有の死生観に言及し、自死遺族が亡くなった家族との繋がりをいかに大切なことであるかを示している(田畑 2015 : 2)。息子を自死で亡くした母親が「悲しみと一緒に生きていく」と言ったことばが響いて来る。

3) 「犠牲死」と心中

周囲のことを考えての死ということについては、前述した「一家心中」も「親子心中」もまた別の角度から、犠牲死とも考えられる。集団でどう見られるかを重視する日本人の傾向と体制から、逸脱した者への非難や、個人への責め、そして自死に追い込まれるという構図も見えてくる。明治時代以降は、「家」に属するものとの考えからの「犠牲死」とも捉えられていたのだが、子どもは親と共に家に属するものとの見方から来たとみられる。

そこには、自死が個人だけのことではなく、自死者の属する家族にも批判の矛先が向けられるという見方も考えられ、ここに、自死遺族への二次被害が発生するもう一つの要因があるとみられる。

自死遺族に対する二次被害が、自死自体に対する偏見だけでなく、家族に対する責務を要求するような「家」の観念、また明治時代以降の西洋文化がもたらした自死についての罪の観念が「ねじれのように構造化」されて作りだされてきているとも捉えられる。

日本には、古来より死に対してや自死に対しての情けやものあわれという繊細で、優しい日本的な死別の痛みや悲しみ方があったことは、前述の古来の文学からも読み取れてくる。それはまた西洋とは違った、より日本人らしい自死者や自死遺族の方々への痛みや悲しみに寄り添う心のあり方を現代に提示しているように見える。

「自死者の名誉回復宣言」を提唱したグリーンケア・サポートプラザの設立者の平山正実は、その提唱の理由を「世間の偏見や差別から自死者の人格の尊厳と名誉を守り、その回復をめざすために行われるものであって、倫理的・道徳的視点からなされるものである」と説明する(平山 2009 : 226)。それはまた平山が言う、遺族が「自死者が『自分さえないなけれ

ば周囲の者にもう迷惑をかけないですむ』というような他者に対する配慮から命を絶ったのではないかという思い、故人に対する愛の感情自死者の尊厳を大切にすることは、自死遺族のです」の言葉に通ずるものがある（平山 2004：5）。

第5章 二次被害への取り組みと展望

第1節 自死遺族と当事者としての歩みと取り組み

1. 自死遺族の自助グループ

1) 当事者と自助グループ

自死遺族とは、自死で家族を亡くした当事者である。その当事者同士が、互いの悲しみや苦しみを語り、分かち合うというグループが今、全国各地でその活動を行っている。ではどのような考えがそこにはあるのだろうか。

今回の聞き取り調査でも、自死遺族同士での集まりで今まで話せなかったことが話せた、や心の荷が降ろせた、また少しでも前に進もうという気になったなど、悲しみを持ちつつも一歩でも進み始めようとのポジティブな姿勢が感じられた。そのような活動は、「自助グループ」という集まりをつくり、自分たちでなくては分かち合えない悲しみ、苦しみ、痛みなどを話すことで、気持ちを軽くし、また様々な自分たちの問題を語り合うことで、問題の相談先や手続き、制度や情報を知りあう場として全国に広がりつつある。

では、「自助グループ」とは、どのようなグループ、集まりなのだろうか。今回聞き取り調査を行った自死遺族の方々からの話から、当事者として自助グループに参加しての感想や思い、また意義を考えたい。

2) 自助グループで生活に変化が

夫を亡くしたAさんは、その後しばらくは何もする気がなく引きこもりがちになった。周囲からも避けられるようになり、人目を避けるような生活になった。このように落ち込んでいた時に、何が必要なのか。もちろん専門家による精神的なケア、療法が必要なのだろうが・・・、それだけでは元気な社会生活へと踏み出せないのではないかと思っていたとそこを振り返る。

そんな時、義妹（弟嫁）に励から地元で自死遺族の会を立ち上げようとの提案をもらった。今では、義妹と共に活躍している。わかちあいの会の会場については、行政の方が配慮してくれているという。この会があることで、元気を出さねばいけないと思うようになったのではないかと回想する。今ではかつての受身の生き方から、誰かのために動きたいとの積極的な姿勢に変わり、自助の会の活動を続けている。

3) 自助グループが与えた元気

Aさんは、この自死遺族の自助グループ活動をすることで元気を取り戻していったと語る。それは、自分だけではないということや同じ自死遺族で、悩みや苦しみを味わっている

人に少しでも支えになりたいという気持ちが、心を元気にしていると語っている。同じ境遇や悩み、苦痛を経験している人たちが集まり、語り合うこと。またそのことで支え、支えられることが少しずつでも生活の活力を与えているのだと感じている。

4) 自助グループは、苦しみを忘れることのできる時間

母親を亡くしたBさんは、今参加している悲しみクラブ（自助グループ）では、ここに置いておく。非難しない。共通項が多いと信頼関係があるという。立場別に分かれて行く。自助グループとの出会いはインターネットで検索したことによる。そのころ自死を考えていて、それに関する検索をしているうちに今の自助グループを知ったと、後日メールで語った。

Bさんによると自助グループには、2種類：1) 支援者の会・・・支援者（専門家）が入るもの、2) 当事者グループ・・・当事者のみのものがあり、選択肢があると。

自助グループの会に入っの意義は、苦しみを抱えている人がいると知ったこと。今は、他県の自助グループをお手伝いしているという。（会に入っ後）変わってきた部分については、元気になってきた。しかし、が表面上のみ。ただ会に参加しているときは、苦しみを感ぜないと語った。また、心の傷との付き合い方、ごまかし方がよくなってきたとも。遺族の方々には、元気になってもらいたい。悲しみを取り除くことはできない。が、分かち合いの内だけでも楽になるという。最後に、「自死」に気づくことは無理と強く語った。

自助グループでの交わりから、（これまでの考えが）思い過ぎであったり、思い込みであったと思えるようになっていった。後ろめたさがあったが、・・・周囲は変わっていなかったのに、他人の視線を気にしている自分がいた、と思うようになってきたと言う。

5) 悲嘆の末に出会った安心の場－自助グループ

今、地元の自死遺族の自助グループで、スタッフとして活動している。仕事は、ハローワークで求職中だが、なかなか見つからないという。たとえばこの男性が、自助グループの活動をしていなかったら、きっと社会に出てくることはできなかったのではないかと思う。この自助グループはインターネットでたまたま見つかったと言うが、その時自殺について検索中というのだから自殺念慮があったと思われる。この自助グループとの出会いがなかったら、今日のBさんにこのようにお会いできただろうか。

6) 変わらないけど、心の傷との付き合い方が分かってきた－自助グループの交流

では、なにが変わったのだろうか。事実は変らないし、相次いで父親を病気で亡くし、今は一人暮らしである。ただ感ぜることは、話す相手を見出したということではないだろうか。それは、悩みや苦しみを分かち合える友、同朋である。「共通項が多いほど信頼関係がある」と語っていた。気を許して話せるといのは、安心感や安らぎを得られるし、それが信頼関係を生むといのは自然の流れだと感ぜる。Sさんが、このグループにいるときだけは「苦しみを感ぜない」とい言葉は、それを裏付けている。変わってきたのは元気になってきた

ことと語る一方で、表面だけという言葉も返ってきた。ただ、「心の傷との付き合い方、ごまかし方が良くなってきた」と言われることには、グループでの交わりの中から、対人関係や社会生活のやり方を生活観という視点から自然に汲み取って自分のものにしておられるのではないかと考えた。「表面だけ」とは言いながら、本当に自分の必要な「生活のノウハウ」といったものをチョイスしながら生きていく、力、能力を養っているのではないかと考えた。

この自助グループは、自己にも他者や社会にも観察力や洞察力をもって生きておられるBさんにとって、やはり居心地の良い一空間になってきていることは確かだと感じた。そのことは、多少社会で、責められようが非難されようがかつてほど傷つかなくなったという状態が証明しているのではないかと考える。

7) 共通項が多いほど、分かりあえる

Bさんは、自分たち自身で偏見や非難と言った考えや意見を自死に抱いている場合もあるのではないかと語った。このような相矛盾する感情や思いはなかなかだれとでも容易に話せるというわけにはいかない。自助グループのいいところは、自分たちが要望することは、自由に語れる社会とすることだった。つまりは、非難し合わない環境が、当事者の会の存在を続けさせているのだろう。

ただ、十数年前に家族を亡くしたBさんにとって、自死のことは今も心の一部であり、多くではないにしても心を占めているというのは否めない。一方で、そうであるから生活が続けられているし、生きていられる。自死遺族の自助グループやそこでの働きはそのことの証でもある。少しずつ心の傷との付き合い方が分かかってきた。自助グループについてここだけは、安心できるという。それは、共通項が多いということだと語った。

8) 自助グループの「悲しみ」の捉え方とは

自助グループの活動については、当事者の力を信じるが必要と長年自助グループの研究をしてきた岡智史は、指摘する。それは、「悲しみ」に対する考え方の違いからも裏付けることができるという。岡は、自死遺族が抱く悲しみの捉え方は、「悲しみは愛おしさ」「悲しみとともに生きる」「悲しみは私たちのもの」という言葉で説明している。つまり、悲しみが消えることは望んでいないということ。また悲しみを抱くということで積極的に生きていこう」という表れであるという¹⁸⁾。実際、今回の聞き取りのCさんの事例では、悲しみや悲嘆を乗り越える必要はないと、むしろ悲しみとともに生きていきたいと言われたことが印象的だった。

悲しみの捉え方については、多くの遺族が違和感をもっているようだ。その一つがグリーフケアの考え方である。グリーフの経過の段階については様々な説が論じられている、そのいくつかは心理学的、また精神療法の側面からとられ、関連専門職による悲しみ、特に悲嘆と言われる悲しみを苦痛と捉えた「治療的」見地から解明がなされている。キューラーロスの「5段階モデル」、W、ワーデンの「課題モデル」などで、そこでは悲しみの癒し方が課

題となっているふしがある。そして、専門家による療法や介入などが語られている。グリーフケアについては、心理・精神生理学的見地から飯田英明は、故人のいなくなった世界の中で、もう一度人生を作り上げていく作業：グリーフワークが必要であり、それを正常に進めていくためには支援、つまりはサポートするグリーフケアがあると述べている（飯田 2014：9-15）。そこには、悲しみが続くことには支援が必要との考え方から、悲嘆を乗り越えるためにもグリーフケアがあるとの捉え方が見える。一方で、自死遺族は、あくまでも悲しみを大切にもってほしいとの気持ちは聞き取りでも聞かれた主張である。

9) 「悲しみ」を分け合う意味一人の尊厳を確かめ合う

自死遺族が、自死で家族を亡くした悲しみは自死遺族でなければしっくりとは分かりあえないと考えているのはなぜか。そこには、自死遺族とグリーフケアとして支援しようとする側との「悲しみ」への向き合い方の違いが見えてくる。そこで生じた齟齬は、遺族に精神的苦痛や不信感などを与えていると考えられる。このような苦痛は、精神的二次被害とも捉えることができよう。

つまり、遺族の喪に服し静かに悲しみと向き合いたい、悲しみを抱いていたいという望みがある意味、断ち切ることになりかねない。この遺族の思いとは反対に、支援者側が、私たちは「悲しみのケア」の専門家で「あなたたちは何も分かっていない」や「わたしたちの指導やケア、教育が必要なのだ」との一方的な指示は、悲しみへの思いを抱く遺族の気持ちを否定したことともとれる。

「悲しみとは愛である」との自死遺族の言葉は、悲しみを肯定した言葉である。また、「悲しみがあるから生きていける」という遺族もあった。言いかえれば、彼らの生きる力ではとまっていることではないか。そうであれば、この悲しみを否定されたら生きていけないということになる。自助グループの活動が、なぜ必要か。またそのことでなぜ元気でいられるのか。裏返して言えば、彼らにとっての二次被害への対処法とも考えられる。

一方で、（分かち合いで）聴かなきゃよかったと思うこともあると妻を亡くしたEさんは言っていた。それは、亡くなった家族を思い出してしまうからということだった。しかし、Eさんにとっても自助グループは心のよりどころであり、遺族となつてからず一と自助グループに関わってきた。そのEさんは、「人は生まれて、死ぬまで人の尊厳がある。死因でその人を決めるのはおかしい」と自死への偏見を非難した。この思いが自助グループを続けさせている。

10) 人生は様々、自死遺族のありようも様々

自助グループには、様々な思いや理由などを持って参加される。全国自死連絡会世話人の田中は、その様々な自死家族のありようを次のように語った。当事者会の「分かち合いの会」には参加されないが、賃貸物件について「自死遺族等の権利擁護研究会」には参加される遺族がある。それはそれでいいのだと思う。また、参加は自由であり、いつ来られても、来

られなくなってもそれも制約はないのだと。その遺族なりに問題、課題が解決され、あるいは解決できなかったとしても折り合いがついたということだということだろうと捉えているということだった。また、当事者の会で全く理解しあえるとは思わない。悲嘆や問題課題の受け止め方にも温度差と言うか違いがあってそれは、全て共有できるものではないと語る遺族もあると言う。田中は、「遺族が、分かち合いの会も研究会もどこを選ぶかはそれぞれであって、研究会もその1つのツールになればそれでよいかなど思っている」との言葉には、そもそも人の人生が、様々であるように物事の捉え方も違い、自助グループのとらえ方も様々であるといえそうだ。

2. 「セルフヘルプ・グループ」という考え方

1) セルフヘルプ・グループ活動の歩み

当事者たちによる分かち合いのためのグループを「自助グループ」というが、この自助グループの活動は、セルフヘルプ・グループ (Self Help Group) として、1935年アメリカにおいてAA (アルコール・アノミマス：アルコール依存からの回復を目指すセルフ・グループ) として始まった。以来、依存症だけでなく疾病や障害、社会的偏見の被害者等が共に同じ境遇にある人たちが自分たちで会を作り、運営していくグループとして、欧米を中心に展開されてきた。

セルフヘルプグループについては、「1970年代以降、セルフヘルプグループについての議論がなされ、多くの理論が展開されてきた」と言われる (岡 2000 : 720)。また、わが国においてセルフ・ヘルプ・グループの概念の構築が医療ソーシャルワーカーや福祉専門家らにより始められたのは、1980年代以降とされる¹⁹⁾。

自死遺族の自助グループの研究をしている岡知史は、悲しみや苦悩などを抱える人たちへ「もう一つの生き方」という回復への手がかりとして、「本人の会」というセルフヘルプ・グループの活動を提案している。それは、必要性から生まれ、それがなくなると消えていく、しかしそれは本人たちの自発性で成り立っているのであって、「その積み重ねられた経験が、なんらかの形で別の新しい会に受け継がれさえすれば、それで良いはず」と言う (岡 1999 : 108-109)。

それは岡が、大阪府の社会福祉法人阿部野区社会福祉協議会内の「あべのボランティアビューロー」の職員として「サロン・あべの」という障害者と健常者が出会う場作りを企画、毎月1回集いを持つ活動などのボランティア・コーディネーターとしての経験から当事者の自立を彼ら自身から考える「新しい当事者」を研究してきたことによる。セルフヘルプ・グループの考え方はその一つである。これは、海外、主に米国で展開されてきた援助形態の一つで、これまで日本ではあまりなじみのない言葉であり、そのままの言葉が使われることが多かった。

2) セルフヘルプ・グループとは

精神医学ソーシャルワーク、特に自閉症、児・者とその家族への援助とそのかわりからセルフ・ヘルプグループについて研究をしてきた久保紘章は、「セルフヘルプ・グループとは、なんらかの問題・課題を抱えている本人や家族自身のグループである。したがって、『当事者であること』がまず最大の特徴であり、重要な意味をもつ」と述べている（久保・石川編 1998：2）。さらに、「英語では **self-help group, mutual aid group** などの用語が用いられることが多いが、日本語では、自助グループ、当事者組織などと用いられているが、まだ訳語としても定着していない」という。

では、セルフヘルプの意味とは何か。久保は、ここで用いられるセルフヘルプ (self-help) には次の2つの意味があるとされるという。

1つは、個人による自助、独立の意味（自分のことは自分です）があり、自立（自律）をさしている。もう1つは、相互援助 (mutual aid)、共同の意味である。セルフは、自分 (I) だけではなく、われわれ (We) をさすので、「仲間同士の共同による自助」の意味も含まれている。つまりセルフヘルプは、独立と依存の両面が含まれている。

以上から、セルフヘルプ・グループを「『自分のことは自分です』 **self-help** と『相互に助け合う』 **mutual help** が組み合わせられて『仲間同士が支え合うグループ』と考えることができる」と述べている（久保 1998：3）。

岡は、セルフヘルプグループを「本人の会」と呼び、殊に、当事者のみの自助活動にこだわりを見せる。「本人の会」でなければできない支援のやり方、アプローチがあると考えている。そして、そこでの「わかちあい」が「本人の会」の原点という。その「わかちあい」の特徴、メリットの一つは、「自分の抑えられていた気持ちを出すことによって心を軽くし、次のステップに進もうという前向きの姿勢が含まれる」ことだと言う。

同じ体験をした者同士が出会い、悩みや苦痛などを共有し理解し合うというものである。その人しかわからないつらさ、情けなさ、無力さ、自責の念など当事者だからこそ分かり合えるという。それは、慰めではなく、励ましでもなく、同じ気持ちをシェアすることのできるうれしさである（岡、1999：13）。

この「わかちあい」では、1)「気持ち」、2)「情報」、3)「考え方」の3つにおいて展開される。ルールに、「言いつばなし、聴きつばなし」があり、話されたことへの注釈も詮索も行われず、話されたことを「ありのままに認め、聴く」というつまり援助における受容が徹底される。

①「気持ち」のわかちあい

この会の基本姿勢である。また、ここで語られたことは、「その場において立ち去り、そこには口にしないとい」約束が守られている。これらのことは、他の「わかちあいの会」でも行われていることだが、この会が一線を画しているのは、メンバーが当事者のみという点である。つまり、ファシリテーターがいても当事者であり、心理関係や医療・保健・福祉の専門家も一切交えない。ここでは、とにかく今まで抑えていた気持ちを思いっきり話せる場を作り出すことに重きを置いているということである。

②「情報」のわかちあい

「さまざまな困難を経験してきたメンバーが蓄積してきた知識、技術などたとえば、福祉制度や学校のこと、治療費に関することなど生きた情報が得られる」という。会によっては、専門医の協力で、「病気の説明や療養の仕方」などを提供してもらい、それをわかりやすくした「ハンドブック」を作成するところもあるという。体験に基づいた情報は、会に集まってくるので情報の入り口にもなっている。

③「考え方」のわかちあい

とかくネガティブになりがちな考え方を良い面に向けていくことができるという。例として、障がいがあって、それを恥ずかしいと思っていたのが、同じような障がいの人たちの会で「障がいも一つの個性」と捉えることができ、また、「障がいがあることによって人の苦しみや悩みをわかることができた」といった考え方が会では話し合われるという。世間からは、偏見や差別の目で見られていたことも同じ境遇の人たちの会で出会うことにより、「自分は異常ではない」「個性」やもう一つの生き方である。

3)「ひとりだち」を目指すということでの「本人の会」

それは、「たすけあう」のではなく、「わかちあう」ということが重要だと岡は説明する。たとえば、アルコール依存症の人たちが、立ち直るのは究極的には自分でするしかないということ。つまり酒を飲む、飲まないは自分で決めることであり、この点で、労働組合などの団結力で乗り切るということではない。そこには、緩やかな、しかし深い信頼関係というものが必要となるということ。

会では、「わかちあい」の手順と約束を決めていることのほかは、メンバーを拘束することはないという。それぞれ、立ち直りの速度や状態などはさまざまなため、会は全国各地につくられているという。それは、障がい児を持つ親の会であってもその他遺族の会であっても、各人のライフステージやエピソードからの経過時間などなど様々であって、各々必要とする「わかちあい」の内容は違っているからである。

4) 「当事者福祉論」という新たな関係性

岡の提案する「セルフヘルプグループ」では、特に自由な会の選択、自発性を強調している。それは、それぞれの苦難や悲しみには個別性があることが挙げられるだろう。また、そとしてまた生活環境や生育歴なども影響してくると思われる。

岡が提唱しているのは、福祉の対象としての当事者を従来の「救う」から「助ける」、そして「支える」、さらに「学び合う」ということである。これを「当事者福祉論」として新しい当事者としての援助者の向かい方を提示している。それは、援助者と当事者の関係性を支援する側とされる側という方向性から、対等な関係性を築いていくものとして期待される²⁰⁾。

一方でボランティアや専門家など、第三者との関わりを強く拒否することについては、そのセルフヘルプ・グループの純粋性、ピュアな活動を強調するあまり、社会との関係性はどうかという疑問がわいてくる。セルフでありまた、相互であるこのセルフヘルプグループ支援の在り方は今後も注目されていくのではないだろうか。

3. 当事者としての自死遺族—「当事者主権」という考え方

セルフヘルプ・グループでは当事者であることが重要となるが、では当事者という概念は、どう位置付けられるのか。また、当事者とは何か。同じ自死遺族でもその自死や自死者である家族との向き合い方は様々である。当然な考え方だが、当事者会や当事者グループの会など当事者でなければ話せないということがその当事者の方々が話された共通の理由である。

一方で、時間の経過やその後の家族環境、周囲や仕事との関係からも悲嘆や苦痛、また諸々の問題や課題があって、一括りとはいかない。

ここで、当事者主権ということばによる生活や支援についての提示がある。中西正司は、交通事故に遭い四肢まひとなった。自らの生き方を求めて、1986年自立生活センター、ヒューマンケア協会を設立した。中西は、「当事者宣言」を掲げ、当事者主権を次のように主張している。

何よりも人格の尊厳にもとづいている。主権とは自分の身体と精神に対する誰からも侵されない自己統治権、すなわち自己決定権をさす。私の子の権利は、誰にも譲ることができないし、誰からも侵されない、とする立場が「当事者主権」である（中西 2003 : 3）。

このことは、今、認知症の方や障害のある方たちが、当事者の声をもっと聴いてほしい、そして自分たちの存在をもっと認めてほしいと声を上げている。それは、国際的にも大きな動きを呈してきた。そのスローガンは、“Nothing about us without us”（私たち抜きには、何も始まらない）である。これは2004年の国際アルツハイマー病協会国際会議で、クリスティン・ブライアン氏が提唱した言葉である。この言葉は、認知症の方たちのみならず、多くの障害や社会的課題（差別や偏見等）と向き合い、闘っている人々によって主張されて

いる。

中西は、このスローガンのことばの意味することを「もっとも基本的なことを、社会的な弱者と言われる人々が奪われてきた」と指摘する。これは自死遺族にとっても同じことが言える。つまり、自分たちの悲しみや苦しみが、第三者によって決められ、支援がなされることへの違和感であり、抵抗感である。

それは、「当事者の、当事者による、当事者のための」支援が今、求められているのであり、まだ道半ばでもあることを示している。では、当事者への支援はどうあるべきなのかを考えていく。

第2節 当事者をめぐる支援の広がり と 課題

1. 当事者と支援者

1) 自死遺族の支援を考える

自死遺族の支援について、当事者から、また支援者側からの係わり合いのあり方について研究してきた清水新二は、「当事者世界と非当事者世界の結びきり」というテーマで、その課題と今後の展開についての提案を述べている。まず、課題として取り上げていることは、自死遺族から「自死遺族支援を自死予防対策として利用しないでほしい」との声を紹介し、次のように提案をしている。

自死の「予防・防止」と「事後対応支援（ポストヴェンション）」は一応別物でありつつ、同時に「生きることへの支援」という形で繋がっているのだと考える両者の「切り結び」論に展開しました。“目的”としてでなく丁寧なケアと支援の“結果”として、自死遺族支援がもう一つの自死を防ぐ効果を持つことがある（また当然持たないこともある）、ここに両者の接点を認めるものです（清水 2015：2）。

このことから清水は、自死遺族の方々への支援のあり方について、当事者である自死遺族の側と支援者サイドがどのようにしたら互いに理解しあえ、連携を展開していけるのかを模索しつつ、提言をしている。この「切り結び」論は、「死の序列化と自死者・遺族の尊厳回復論、あるいは『自死と自殺用語』論や当事者性問題へと展開」とし、自死を自死者と遺族の視点から考えるという示唆を与えている。

この自死を自死者と遺族の視点から考えることについて、平山は、グリーフケア・サポートプラザ（遺族会）の設立者で精神科医の視点から、遺族支援について一度「死」のほうから「生」を考えてみてはどうかと提案する。これは、「生きている立場から考えないで亡くなった人の立場でものを見よう、あるいは自分はずっと死んだ人か（ら見られているということ）を思って行動する」意味だという（平山 2014）。人生誰もいつかは死を迎える。それは、「生きること」、「死ぬこと」について謙虚にならざるを得ないことであり、またこのように考えてくると、支援される側、支援する側という区切りをつけるのではなく、互いに学

び合うという構造が生まれてくるように思われる。

2) スピリチュアルケアの視点からの人生観

自死遺族の人生の回復について、スピリチュアルケアや人間科学の研究者である窪寺俊之は、「私たちは不条理な人生に生きている」と述べ、自死遺族の方々は、特にこのことを感じるのではないではないかと言う。しかし、この不条理な人生に対してどのように向き合えばよいのか、生きる意味はあるのかを考えることはできるという。人は理解しがたい事態に直面すると、困惑し、自分を見失ってしまい、動揺する。「人は誰でもどこかに反省、悔い、罪責感を持っている」と言い、自死遺族の多くに自分を責め、苦しめてしまう様子が見られるとして、そのような状態から抜け出し、解放されるには、赦しが必要であると勧める。それは人間が求めているものであり、その赦しとはタテの関係、神とか仏とかと私たちとの関係が必要ということであり、これこそがスピリチュアルケアの考え方、つまり「垂直の関係（超越的視点）の中で我々の『いのち』や『生き方』を見直すものである」と述べている。

また、いのちは、『大きな物語』（神仏の物語、宇宙大の物語）の中では自分の居場所があり『私の物語』を築いていくことが「できる」ということ、そのことで少しでも慰められるのではないかという。スピリチュアルケアについて、その機能は『癒し』であり、超越的な存在と関係を作る機能、（講演者は）『生命維持機能』を人間は生得的に持っていると言う。それは、「危機の中でさえ新しい希望を見出すため、自分の生きる意味を見つけることができる」と語る。

スピリチュアルの視点では、「自己を回復（癒し）」することが大事で、そのためには、「きく」ことの大切さを強調する。「きく」には、（1）聞く、（2）聴く、（3）訊く、（4）利く、（5）効くがあると紹介し、このことから相手との「信頼感」が生まれ、「自分の心の解放」、「自己開示」、「自己認識」、「自分の受け入れ」「自責感からの解放」が生まれると言う（窪寺 2016 : 3-4）。

自責感に苦しめられ、人間不信や自己喪失に陥っている自死遺族の方々の気持ちはどのようにしたら和らぎ、周りからの偏見や差別に立ち向かっていけるのか、スピリチュアルな視点は、自死遺族自身や支援者サイドにとっても新たな癒しや希望と見えてくる。

3) セルフヘルプ・グループと専門職や行政の関わり

セルフ・ヘルプ・グループをわが国の保健福祉における立場からその理論の展開を試みている山崎と三田は、そのグループでの専門職や行政の役割について次のような問題点を指摘している。

SHG（セルフ・ヘルプ・グループ）に対する専門職の関与については、本来、専門職から独立した、自主的な活動、自治的なグループ、少なくともそれがめざされている活動やグループを専門職や行政が援助しようとする考えこと自体に、もともと矛盾があると言ってもよい。SHGに対する専門職や行政の関与、役割の問題は、SHGをめぐる最も難しい問題の1つとされている（山崎、三田

1995 : 186)。

また、その理由に、「多くの論者が指摘しているのは、SHG に対する専門職の関与・介入には SHG のコアとも言うべき部分を阻害する危険が伴っている点である」として、次の3点を挙げている。

第1に「SHG の主体性や自己決定性を奪い、メンバーのグループへの参加が形骸化し参加意欲が希薄化する危険」、第2に「専門職の権威の影響を受けて、SHG メンバー間に上下関係が持ち込まれ、仲間の平等性が失われてしまう危険」、第3に「そのために SHG が固有に持つはずの援助機能（例えば仲間同士の相互援助）が失われてしまう危険」があり、このような危険は「専門職側のあり方によってだけでなく、SHG 側によっても生じるという。

では、このような危険を防ぐにはどのような方策が、考えられるであろうか。専門職とセルフヘルプ・グループとの関係については次のような見解がある。

セルフヘルプと近似した用語にセルフケアがある。それらは、「どちらも、患者・障害者の自主性、主体性を尊重する、あるいは強化する取り組み」とされる。一方で、両者の違いとして、「第1に、援助やケアの対象となる問題、目標 (goal) の違い、第2に、取り組みの共同性、共同志向性の強さの違い」があげられている。さらに、第3として、「セルフヘルプが社会運動の性格を持っているのに対し、セルフケアは今の段階ではそうは言い難との指摘がある（山崎、三田 1995 : 185)。

セルフケアは、保健福祉特に医療分野での治療について用いられてきた。ヘルプグループにとってどのような影響を与えているのか考えたい。それは、SHG にとってその根底にセルフケアの考えがあるのではないかとの疑問である。特に自死遺族への支援には、精神保健の分野からのアプローチが行われてきた。それは悲嘆の過程であるとか、悲嘆から来る精神症状のケアと言う観点の支援である。そのことから自死遺族の集まり、例えば「わかちあいの会」に、保健師や臨床心理士などがファシリテーターとしての役割を担うことが多かったという経緯がある。

SHG の活動についての専門職や行政の関わりが課題となるが、このことについては、「専門職や行政が援助しようとする考えに関わること自体に、もともと矛盾がある」とし、「最も難しい問題の1つ」と指摘する。その理由として、まず、「SHG やそのリーダー、キーパーソンの中には、専門家に対して不審や疑念、場合によっては敵意さえ抱き、専門家と意識的に距離を持とうとするグループやメンバーがいたし、今日もいる」という。そのことで最も注意すべき点は、「SHG に対する専門職の関与・介入には、SHG のコアとも言うべき部分を阻害する危険が伴っている点である」と述べる（同、1995、p.p.186-187)。

これらの指摘について、SHG を研究してきた岡は、専門職の介入による弊害として、4つの喪失をあげている。第1に主体性の喪失、第2に参加性の喪失、第3に平等性の喪失、

第4に代替性の喪失である。そしてその理由として、『『生きがい』とか『希望』とか『問題が人生に対してもつ意味』といった実存的なものを重視しない専門職の援助はSHGの援助の根源的価値を壊してしまう可能性があるのである』と説明する（岡 1986：63-64）。

ではどのようにしたらSHGの主体性や自助力といった本来の意義を失くさずに、専門職や行政と関わっていく方法は無いのだろうか。

4) 「自死遺族側から自殺対策側への提案」

自死遺族のケアを研究し、自らも自死遺族のサポート活動を行っている藤井忠幸は、自死遺族ケア団体全国ネットやNPO法人グリーフケア・サポートプラザ自死および自死者、自死遺族への偏見差別の是正を目指すプロジェクトチームのメンバーでもある。藤井は、自死遺族支援側から、活動中での「寄り添いの活動が、結果的には多くの希死念慮に陥っている自死遺族たちの命を守る」ことにつながっているとの報告を行っている。

そして、活動をとおしての遺族支援側からの要望を述べている。まず、自殺対策側の防止キャンペーン等については、「自死遺族たちの心情をいたずらに刺激し、追い込むような上から目線的な言葉や姿勢」に気をつけてもらいたいと言う。また、精神科医療に対しては、薬物中心の治療に偏るのでなく、精神療法的対応と組み合わせた治療へ力を入れてほしいと訴えている。さらに、社会全体、抜本的な視点からの取り組みということで効率優先の社会の体制に馴染めず、そこから一時脱落した人たちにも再生へのきっかけを作るシステムの整備や弱っている時に他者への思いやりの精神が醸成されていくなどを活動の体験から強く望んでいる。

さらに、自殺対策基本法が最近、改定されたことに関して、遺族支援側がこれまで体験し、感じてきたことを制度の中に生かし、血を通わせることが重要と捉えているからだ。

自死遺族が、「自死」や「自死者」へ向けられる世間からの無理解、偏見、差別に苦しめられていること、そのことで心を閉ざし、孤立していく状況を述べ、自死者たちの尊厳を回復することの大切さについて強調する。

これらの提案は、自死遺族の今後の生き方について、また支援の在り方を考え直すものである。藤井は、NPO法人グリーフケア・サポートプラザが公表した「自死遺族名誉・尊厳回復宣言」を紹介し、自死者への尊厳回復により「思いやりある社会」に向けてのわたしたち自身も居住まいを正し、生き直していく原点」につながっていくと考えている（藤井 2016：3）。

5) 当事者の会と支援する側のすみ分けー自死遺族はどのような支援を求めているのか

当事者の会でなければと言う声には、やはり、ここでしか語れないという当事者の思いがある。それは当事者同士でないと分かりあえないことがあるとその理由を語っている。では、ここでしか語れないというのは何か、分かりあえないというのは何だろうか。

このことが、「分かち合いの会」の難しさのように思える。自死遺族に話を伺い、印象に

残ったことがある。それは、自死と言うことが起きるまで、「自死について考えたことがなかった」や「まさか身内、家族に起こるとはという予期せぬ出来事であった」ということである。当然心の準備もなかったであろう。

ある自死遺族は、それまで自死については、関係ないことであり起こらないこと、そして今自分が偏見だと言っていることを実は、自分が思っていたということ。自死が現実、かつ家族という身近で起こったことは、その事実を受け入れざるを得ない、かつ偏見を抱いていた側に自分が立つことになったという何とも受け入れがたい境遇になったということ。それは、表現し難い拒否したい、否定したいができない、受け入れがたいが周囲からはそう思われてしまうという理不尽さが胸に込み上げてくるのではないだろうか。

そういう状態の中、「なぜ止められなかったの」や「気づかなかったの」という言葉はとげのように心に突き刺さってくるのではないか。「できたら力づくでも止めていた」や「話をとことん聞いていた」また、「なんとか周囲にも働きかけただろう」などなど。悔しさと反論できないふがいなさ。「自死者は弱い人」と周囲からみられることが、同じように止められなかった自分にも突き付けられていると感じるのだ。そして、これらの思いはその時から変わることはない。

これらの当事者である自死遺族の思いや訴えを清水は、臨床家族社会学の視点から、家族経験が日常的な経験知を持っていること、そのことと専門家による「科学知」が互いに結び合うことにより、「専門家の科学知のみならず、当事者を中心とした実感・実体験に基づく生活知の重要性が強調される」として、支援の在り方を当事者サイドから考えることを提示している。

清水は、支援サイドの自死問題に関する専門知に対して、自死遺族当事者が違和感を持つということがあることを上げている。それは、「私たちは病気ではない、私の悲しみも自分の一部であり、手当や同情ましてや治療など必要ない」という声に、支援サイドが緊張感を敏感に感じ取った委縮の様子が見られると言う。

そこで清水は、これをむしろ“こころが近くなる”ということ、つまりは、「過敏な配慮より、こころ近い無遠慮という自然な関係性のように思えるに出来ないだろうか」と、新たな共感的連帯の模索を示唆している。

これは、人間関係についてのまた違った見方ともとれる。自殺率の低い徳島県旧海部町を調査した慶応大学院健康マネジメント研究科の講師岡檀は、徳島県美波町での講演会で、近所付き合いの程度を県外自治体へアンケートした結果で、海部町は他の自治体より人間関係が薄さかったことを上げ、「関係が緊密過ぎると自分の悩みをさらしにくいにくい。強い絆が相手を縛り、生きづらくさせることもある」と述べている²¹⁾。

この点で、清水の言う「新たな共感的理解」が、当事者と支援者との適度な距離感が生まれ、客観性やゆとりを持った関わり合いも育まれていくと思われる。遺族の方々から、「私たちのことを分かってもらいたいというより、私たちの声に耳を傾けてほしい」と言われたこと、「支援という言葉には違和感を覚える。それぞれの専門的分野でできること、たとえ

ば、法律家であれば法律の業務において相談にのってほしい」などの言葉は上下の関係ではなく、気軽にしかし専門性を持った相談関係が望まれていることを示唆している。

6) 共感的連帯

自死遺族へのインタビューでは、自死遺族の会の活動が、気持ちのよりどころになっており、ここにいる間だけは、安心して語れると話していた。また、活動をすることで、気持ちが元気になったという。自分自身のことに閉じこもらず、他の人の気持ちを分かりあう。互いに支えあう。情報を知りあうことで生活の新たなすべを取り込んでいるのではないか。単に慰められることでだけでなく、生活を進めていく活力を得ていることに違いない。配偶者を自死で亡くした男性は、その後、「わかちあいの会」を立ち上げ、今では、自死遺族の支援にも携わっている。そこでは当事者でなければ話せないことも話せると語っている。

当事者同士ということについて、自死遺族支援について社会学の視点から研究している清水新二は、当事者の共感的連帯という視点からその共感する事柄について、第1に、悲嘆、自責感、怒りなどの情緒的苦悩を相互追体験的に共感すること、第2に、これらの情緒的苦悩や自死のことを語ってもいいのだという新鮮で驚きにも似た開放的体験を「集い」などで知る連帯的共感性も多いこと、さらに第3として、当事者である自死遺族の方々と非当事者の支援者サイドを切り結ぶ接点があるということを上げている。それは、『『封印された』と呼ぶ自死に対する社会の差別的で非難的なまなざし、・・・が強ければ強いほど開放的・連帯的共感の意味は大きい』と述べている（清水 2015：5）。そこに二次被害への解決の道があるのではと思わされる。

7) 「心のケア」と総合支援

これら当事者としての自死遺族を考える時、これまでの支援が心のケアに重点が置かれてきた傾向が見える。それは国による自殺対策協議会が、精神保健を中心に展開されてきたことにもよる。現在、全国の都道府県、政令都市のほとんどに設置されているが、精神保健の部署に拠点を置いたところが多い。そこで、担当する職員や関連のスタッフも精神保健に携わるものの割合が大きくなる。企画される研修会や講座も心のケアに重点を置いたものが多く開催されてきた（内閣府 2014：147-8）。

その一つ、「わかちあいの会」は、自死遺族のために開かれているが、ファシリテーターは、保健師や臨床心理士といった精神・心理の専門家が行うことが多く見られてきた。ここでは、心の病んだ、心のケアが必要な自死遺族としての参加者と捉えられてきたと自死遺族からの指摘がある。ここでは支援を受ける者、支援を提供する者との役割がある。また、当事者でない専門家がいて、語れないこともあるとの訴えも聞かれる。

自死遺族の主張には、専門家の必要もあるが私たち遺族自身で「わかちあいの会」を運営したい、当事者としての意見が反映できる場を提供してほしいとの要求がある¹⁾。

そして、一方では心のケアだけでなく、むしろ生活の総合支援ということを考えてほしいとの訴えがある。自死で家族を亡くした遺族にとっては、経済的、社会的な損失は精神的損

失と同じく重大な問題であり、遺族を苦しめている現実がある（川野健治 2015：5）。

このことは、また二次被害である不動産物件に関連する損害賠償金にも大きく影響している。遺族は精神的にも、日々の生活、社会との関係、経済的にも様々な面で苦悩を強いられている。全国自死遺族連絡会では、この総合支援についての要望書を国に提出している。

このことから自死遺族支援には、総合的支援が必要ではないか。つまり、一元的な支援でなく、多様で柔軟な考えや対応、そして何より一人ひとりの命にいかにか丁寧な持続的に支援していくかが重要視されているのであり、それはまた、社会を構成している各人の意識と国を始めての地道で継続的な意識改革と取り組みが、求められていることでもある。

2) 自死遺児・遺族の思いと当事者団体の活動

現在、当事者団体として、「わかちあいの会」などの活動を行っている主な会を紹介する。

①「ちいさな風の会」

1988年に若林一美が立ち上げ、世話人を勤めている自助グループである。若林は、手記集『自殺した子どもの親たち』の著者でもある。病気、事故と自死も含めてさまざまな理由で子どもを亡くされた親たちの集まりである。年齢もさまざまで、幼い子どもを亡くされた親、既に社会人や所帯を持たれていたという年齢の子どもを亡くされた親もあり、その悲しみや生活の大変さなどもさまざまだとされる。ニュースレターや文集を発行している。また不定期で集会を開いている。

②「グリーフケア・サポートプラザ」

精神科医の平山正実（故人）が、立ち上げた NPO 法人の団体である。平山は、『自ら逝ったあなた、遺された私』も監修し、同法人の自死遺族の会が編集した。そのホームページのトップには、「大切な人を自死で亡くし、ひとり孤独でいるとき、望みを絶たれ、先が見えないとき、いつでもどうぞ」との呼びかけがある。また、「自死遺族の方へ」では、「死別によるさまざまな反応は自然な症状です」と述べて、罪責感や不眠、体重減少、感情のコントロールが難しい状態もあるが、悲しさや苦しさはその日となりに次第に落ち着いてくると説明している。また、「真っ暗なトンネルの先に、出口は見えてきます」と慰め、個人差はあるにせよ、トンネルの出口は見えてくると、励ましている。一方で、なかなか出口が見えずに、心身の不調が続き、日常生活への支障が出てきたときには、専門機関や専門職の力を借りることが大事と支援を受けることの大切さを勧めている。

その他、今回の手記のような出版物の紹介、遺族の集い、この中に「分かち合いの会」が含まれる。自死遺族のみの会で、守秘義務が守られる。匿名での参加も可（ニックネーム）とある。ここでは、月1回の開催になっている。さらに自死遺族傾聴電話を週3日、8時間、自死遺族対象に実施している。

このほか、自死遺族以外の方も対象に講演会などを開催している。

③全国自死遺族総合支援センター

NPO ライフリンク内に事務局を置き、通称 NPO グリーフサポートリンクという。手記集『自殺で家族を亡くして』を出版した自死遺族の支援の会である。2008年に設立され、翌年2009年に特定非営利活動法人となった。この会への入会は、自死遺族支援に関わっている若しくは関わろうとしている個人、団体であることとある。そして、目的を次のようにホームページに掲載している。

この法人は、自殺等で大切な人を亡くした人が、偏見にさらされることなく悲しみと向き合い、必要かつ適切な支援を受けながら、死別の痛みから回復し、その人らしい生き方を再構築できるように、「官と民」、「心理的支援と法的支援」、「遺族個々人と地域社会」など、これまで分断されてきた様々な要素を有機的につなぎなおして、総合的な遺族支援の拡充をはかり、もって誰にとっても生き心地のよい社会の実現に寄与することを目的とする²²⁾。

主な活動として、「遺族の集いーわかち合いの会の運営・協力」、「支援活動をしている団体との情報と意見交換・連携」、「研修会や講演会の開催」、「自死遺族及び自死遺族支援に関する実態調査」、「自死支援への理解を深める活動」として書籍（手記）やDVDの出版、ニューズレターの発行、「電話相談」を行っている。

④全国自死遺族連絡会

手記集『会いたいー自死で逝った愛しいあなたへ』の編者である自死遺族の自助グループである。この手記集の巻末に、会の紹介が記されている。

2008年1月1日に設立された「自死遺族のためのネットワーク」。その前身として2005年に仙台で立ち上げられた「藍の会」があるが、地域限定的な活動を全国に広げ、より遺族がつながりやすくし、自死遺族の声を国や行政に届けるために設立された。会員制。活動として、毎年5府省庁に要望書を提出し、年に一度のフォーラムを開催する。また、自死者や自死遺族等に関する差別問題の撤廃運動、そのための法案成立の署名運動、法律の専門家と共催する研究会の立ち上げなど自死遺族のための総合支援を目指している。全国に自死遺族の自助グループを広げる活動を展開中（全国自死遺族連絡会2012：巻末）。

また、この会のホームページによると、会員は、「自死で家族や大切な方を亡くされた方」でかつ、「本会の趣旨に賛同される」「個人」の方とある。また、活動の目的として、「自死遺族の相互交流を深めることにより遺族自身がまず元気に生きていくこと」とある。活動の主旨として、①「つながりあう」ー相互交流を深めるための活動、②「支えあう」ー自死遺族が運営する自助グループ活動についての情報交換、③「経験を伝える」ー自死や自死遺族に関する情報発信と社会啓発活動、④「声をあげる」ー自死遺族に関係する機関との情報交

流、⑤「生きて、と願う」－自死予防活動を挙げている¹⁸⁾。

この全国自死遺族連絡会は、自助（セルフヘルプグループ）を会の中心方針として掲げており、当事者による当事者のための会の運営を大切にしている。また、自死遺族の苦悩、特に社会からの差別、無理解などをなくすため、国や行政など関係機関へ積極的に要望を行っている。この要望については、「第3章 自死遺族の要望・訴え」の「第1節 自死遺族団体の要望書から見る二次被害」で紹介している。

このほかにも多くの自助グループや団体が全国各地で活動を行っており、手記集に掲載されたグループや会の名称を紹介する。（巻末資料）

第3節 国の政策と社会の自死遺族との向き合い方の展望

1. 二次被害に関連する諸制度に対する取り組み

労災認定に関わる「心理的負荷評価表」が改正

この基準が、2009年に10年ぶりに見直された。労災の認定には、心理的負担という面から検討するという場合があるが、従来は、平成11年に出された厚生労働省労働基準局通達の「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（基発第544号）により判断がされていた。次の（表）のように、心理的負荷評価表の具体的出来事が追加、修正された。

（表）職場における心理的負荷評価表に係る具体的出来事の追加又は修正

（厚生労働省発表平成21年4月6日、検討会報告書の別紙から抜粋し、筆者が表を構成）

出来事の種類	現行		改正	
	(1) 平均的な心理的負荷の強度		(1) 平均的な心理的負荷の強度	
	具体的出来事	心理的負荷の強度	具体的出来事	心理的負荷の強度
① 事故や災害の体験	大きな病気やケガをした	III	重度の病気やケガをした	
	悲惨な事故や災害の体験をした	II		
② 仕事の失敗・過重な責任の発生等	交通事故(重大な人身事故、重大事故を起こした)	III		
	労働災害(重大な人身事故、重大事故)の発生に直接関した	III		
	会社にとっての重大なミスをした	III	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	
	会社で起きた事故(事件)について、責任を問われた	II		
	ノルマが達成できなかった	II		
	新規事業の担当になった。会社の建て直しの担当になった	II		

	(新規追加)	—	<u>違法行為を強要された</u>	II
	(新規追加)	—	<u>自分の関係する仕事で多額の損失を出した</u>	II
	(新規追加)	—	<u>顧客や取引先から無理な注文を受けた</u>	II
	(新規追加)	—	<u>達成困難なノルマが課された</u>	II
	顧客とのトラブルがあった	I	<u>顧客や取引先からクレームを受けた</u>	II
	(新規追加)	—	<u>研修、会議等の参加を強要された</u>	I
	(新規追加)	—	<u>大きな説明会や公式の場での発表を強いられた</u>	I
	(新規追加)	—	<u>上司が不在になることにより、その代行を任せられた</u>	I
③仕事の量・質の変化	仕事内容・仕事量の大きな変化があった	II	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	
	勤務・拘束時間が長時間化した	II	<u>勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた</u>	
	勤務形態に変化があった	I		
	仕事のペース、活動の変化があった	I		
	職場のOA化が進んだ	I		
④身分の変化等	退職を強要された	III		
④身分の変化等	出向した	II		
	左遷された	II		
	仕事上の差別、不利益取り扱いを受けた	II	<u>非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取り扱いを受けた</u>	
	(新規追加)	—	<u>早期退職制度の対象となった</u>	I
⑤役割・地位等の変化	転勤をした	II		
	配置転換があった	II		
	(新規追加)	—	<u>複数名で担当していた業務を1</u>	II

			<u>人で担当するようになった</u>	
	自分の昇格・昇進があった	I		
	部下が減った	I		
	部下が増えた	I		
	(新規追加)	—	同一事業場内での所属部署が統廃合された	<u>I</u>
	(新規追加)	—	<u>担当でない業務として非正規社員のマネージメント、教育を行った</u>	<u>I</u>
⑥ 対人関係のトラブル	(新規追加)	—	<u>ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた</u>	<u>III</u>
	セクシュアルハラスメントを受けた	II		
	上司とのトラブルがあった	II		
	部下とのトラブルがあった	I		<u>II</u>
	同僚とのトラブルがあった	I		
⑦ 対人関係の変化	理解してくれていた人の異動があった	I		
	上司が替わった	I		
	昇進で先を越された	I		
	同僚の昇進・昇格があった	I		

*心理的負荷の強度は、「I」→「II」→「III」と強度が増すことを示している。

このことによって、「職場における心理的負荷評価表」の見直しが行われるようになった。

この改正の背景には、何があったのだろうか。厚生労働省は、「会社業務の効率化、成果主義によるパワーハラスメントの増加など、職場環境が悪化しているという実態がある」としている発表し、新たに付加された項目として、「見直しの概略」を上げている¹⁹⁾。

今回の新規追加は、表の（新規追加）に示されているように次の項目である。

・**類型②仕事の失敗、過重な責任の発生等**

- ・違法行為を強要された
- ・自分の関係する仕事で多額の損失を出した
- ・顧客や取引先から無理な注文を受けた
- ・達成不可能なノルマが課された
- ・大きな説明会や公式の場での発表を強いられた

- ・上司が不在になることにより、その代行を任された
- ・**類型④身分の変化等**
 - ・早期退職制度の対象となった
 - ・類型⑤役割・地位等の変化
 - ・複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった
 - ・同一事業内での所属部署が統廃合された
 - ・担当ではない業務として非正規職員のマネージメント、教育を行った
- ・**類型⑥対人関係のトラブル**
 - ・ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた

その後、平成23年12月に厚生労働省は、基発1226第1号の都道府県労働局長あて通達文で、新たな「心理的負荷による精神障害の認定基準」を示した。これは、同年11月の「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討委員会の報告書」を踏まえ、新たに基準を定めたもので、この認定基準により業務上外を判断するように指示している。この通達の別添では、「心理的負荷による精神障害の認定基準」を次のように示している。(筆者要約)

第1 対象疾病

本認定基準で対象とする疾病（以下「対象疾病」）は、国際疾病分類第10回修正（以下「ICD-10」）第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害である。また、対象疾病のうち業務に関連して発病する可能性のある精神障害

労災の認定要件についての基本的考えとして、対象疾病をICD-10（国際疾病分類第10回修正版）によるF2からF4に分類される精神障害²⁾としている。心身症は本認定基準における精神障害には含まれない。

第2 認定要件

1. 対象疾病を発症していること
2. 対象疾病の発病前おおむね6カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
3. 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと

第3 認定要件に関する基本的な考え方

対象疾病の発病に至る考え方は、「ストレスー脆弱性理論」による。

「ストレスー脆弱性理論」とは、環境由来の心理的負荷（ストレス）と、個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるどうかが決まり、心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神的破綻はたなが起こり、逆に脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても

2) F2「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、F3「気分（感情）障害」、F4「神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害」

破綻が生じるという理論

第4 認定要件の具体的判断

対象疾病の発病の有無、発病時期及び疾患名は、「ICD-10 精神および行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン」に基づき、主治医の意見書や診療記録等の関係資料、請求人や関係者からの聴取内容、その他の情報から得られた認定事実により、医学的に判断される。

第5 精神障害の悪化の業務起因性

業務以外の原因や業務による弱い心理的負荷により発病して治療が必要な状態にある精神障害が悪化した場合、悪化の前に強い心理的負荷となる業務による出来事が認められることをもって直ちにそれが業務起因性による悪化とは認められない。ただし、心理的負荷が極度のものや極度の長時間労働の「特別の出来事」に該当の場合などは個別に判断する。

第6 専門家意見と認定要件の判断

1 主治医意見による判断、2 専門医意見による判断、3 専門部会意見による判断、4 法律専門家の助言、以上、1から4までを総合して判断する。

第7 療養及び治ゆ

心理的負荷による精神障害は、その原因を取り除き、適切な療養を行えば全治し、再度の就労が可能となる場合が多いが、就労が可能な状態でなくとも治ゆ（症状固定）の状態にあると考える。また、通常の就労が可能な状態で、精神障害の症状が現れなくなった又は安定した状態を示す「寛解」との診断がなされている場合には、投薬等を継続している場合であっても、通常は治ゆ（症状固定）の状態と考える。

治ゆ後、症状の動揺防止のため長期間にわたり投薬等が必要とされる場合は、アフターケア（平成19年4月23日付け基発0423002号）を、一定の障害を残した場合は障害補償給付（労働者災害補償保険法第15条）を適切に実施する。

第8 その他

1 自殺について

業務により ICD-10 の F0 から F4 に分類される精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、業務起因性を認める³⁾。その他、精神障害による自殺の取り扱いは、従前（平成11年9月14日付け基発第545号）による。

2 セクシュアルハラスメント事案の留意事項

被害者は、なかなかすぐに相談できないことが多く、そのことで心理的負荷が弱いと単純に判

3) F0「症状性を含む器質性精神障害」：血管性痴呆や脳機能不全等による精神障害など、F1「精神作用物質使用による精神および行動の障害」：せん妄を伴う離脱状態や精神病性障害など

断する理由にはならない。

「1 自殺について」でその取り扱いの基準となっている「平成 11 年 9 月 14 日付け基発第 545 号は、労働者災害補償保険法第 12 条の 2 の 2 第 1 項の「故意」についてその解釈を示したもので、「平成 11 年 9 月 14 日付け基発第 545 号:「業務上の精神障害によって、正常の認識、行為選択能力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたと認められている場合には、結果の発生を故意には該当しない」としている²³⁾。

また、厚生労働省は、平成 23 年 12 月 26 日に「精神障害の労災認定」のガイドラインを作成した。自殺の取り扱いについて、「業務による心理的負荷により精神障害を発症し、自殺した場合は、精神障害によって、正常な認識や行為選択能力、自殺行為を思いとどまる精神的な抑制能力が著しく阻害された状態に陥ったもの（故意の欠如）と推定され、原則的にその死亡は、労災認定」される。

そこには、その新たな認定基準が定められた背景として、近年の過労自殺や過労死が急増したことがあげられよう（堤 1990 : 81-85）。

そして、労災問題を専門に扱う弁護士等も出てきて労災認定に速やかな対応が迫られてきたこともあげられる²⁴⁾。

また、今回の改正について、坂本直紀（社会保険労務士法人）は、「心理的負荷評価表の改正と企業の対応」の図から次のように説明している。

（「心理的負荷評価表の改正と企業の対応」から抜粋）

<従前の評価表>

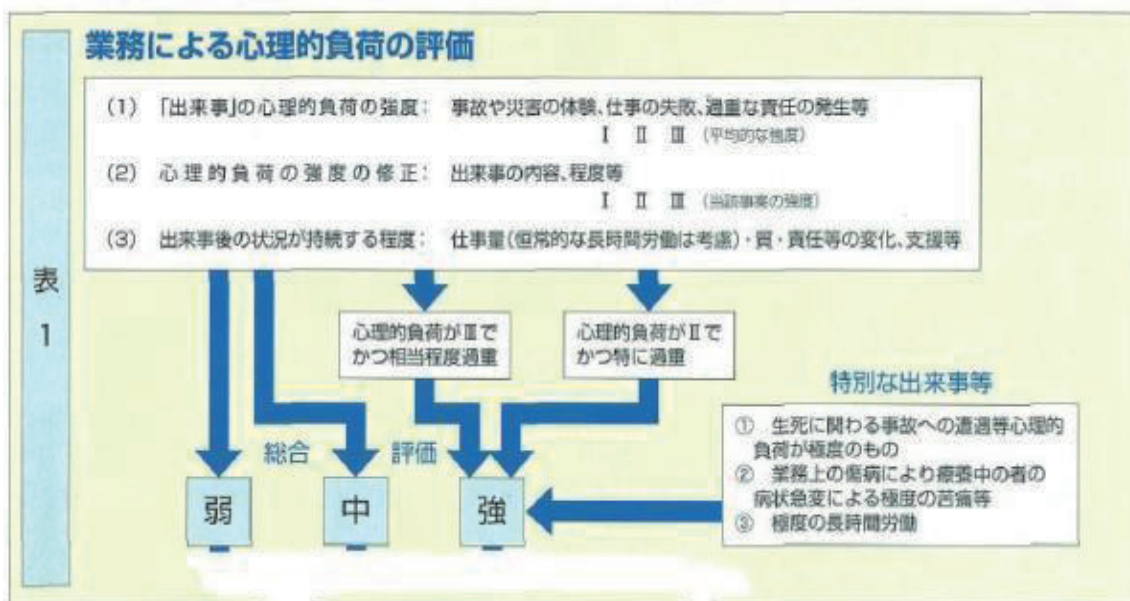
出来事の要因	(1) 平均的な心理的負荷の強度			(2) 心理的負荷の強度を修正する視点		(3) 出来事後の状況が持続する程度を検討する視点
	具体的出来事	心理的負荷の強度			修正する際の着眼事項	
		I	II	III		
⑥対人関係のトラブル	上司とのトラブルがあった		☆		トラブルの内容、程度等	+

<新評価表>

出来事の種類	平均的な心理的負荷の強度	心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例			
		具体的出来事	心理的負荷の強度			弱	中	強	
			I	II					III
30 ⑥対人関係のトラブル	上司とのトラブルがあった		☆		・トラブルの内容、程度等 ・その後の業務への支障等 【「弱」になる例】 ・上司から、業務指導の範囲内である指導・叱責を受けた ・業務をめぐる方針等において、上司との考え方の相違が生じた(客観的にはトラブルとはいえないものも含む)	○上司とのトラブルがあった 【「中」である例】 ・上司から、業務指導の範囲内である強い指導・叱責を受けた ・業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような対立が生じた	【「強」になる例】 ・業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立が生じた		

これらの評価表の比較から、従来の評価における手法が複雑で、ほぼすべての事案について精神医学に関する高度な知識に基づく判断が求められていた点が問題だと指摘する。そして、新評価表では、まず、「具体的出来事」の平均的な心理的負荷の強度が「I」、「II」、「III」と示され、そのうえで、「心理的負荷の総合評価の視点」を示し、これらを全体的に検討して、心理的負荷の総体を「強」「中」「弱」の三段階で評価することになったと厚生労働省「精神障害等の労災認定について H23年12月」について説明している。

さらに、改正のポイントとして坂本は、「これまでの判断指針では、心理的負荷の強度がIIと判断していた出来事でも、内容によっては、「強」と判断される可能性が生じてきたこと評価している。そして、次の(表1)で評価の流れを説明している(「心理的負荷評価の改正」Copyright©2007-2013より)²⁵⁾。



そこで、今回の聞き取りによるAさんの夫の場合をこれらの項目に当てはまるものを考えてみた。夫は、職場での肩たたきによる重圧（今日でいうパワハラ）で悩んでいた。それは、上司からの不正処理の仕事を断ったことから始まった不当な職場転換と配置であった。慣れない仕事を任され、次第に行き詰まり、うまく処理できないことでの苦悩とあせり、できない自分を責め続け次第に自信喪失の状態になっていった。

該当すると思われるのは、類型②の「違法行為を強要された」、「達成不可能なノルマが課された」である。また、直接でないにせよ結果的にみると、類型④の「早期退職制度の対象となった」や類型⑥の「ひどい嫌がらせ」と考えられる。

誠に残念なのは、Aさんの夫が亡くなって5年後にやっとこのような見直された心理的負荷評価項目が提示されたことである。当時、このような考慮されておらず、無念としか言いようがない。職場での嫌がらせは、さまざまな形で行われており、被害を受けている者はなかなか訴えられない状況にあるといえる。近年では、それらの問題の相談に乗る弁護士団体も出て来ているが、しかし、それもできなかった遺族はどれほど残念で悔しい思いをしたか。「会社が、上司が憎い」と言われたAさんの言葉が耳に残る。

2. 自死と労災認定

一方で、過重労働や超過勤務による自死を労災認定とする検案は、近年、社会も注目する事態となっている。一昨年の2015年12月に大手広告会社に勤めていた女性職員の自死が過重労働、超過勤務によるものと労働基準局が認めた労災がある。それは、自死があつてから10カ月での認定であった。これにより、残業による超過勤務体制の見直しが会社のトップに迫られ、組織としての体制の改善が要求させるこの件では、三田労働基準局は、仕事量の著しい増加(残業時間が前月の2.5倍以上)を指摘し、労災認定した。またこのことで、他の企業でも長時間労働を見直す動きが出てきた(毎日新聞、12/25/2016)といわれる。ま

た、働き方改革という国の施策も国会で審議され、少しずつではあるが、心身を疲弊させる超過勤務、過重労働が見直されつつある。

ただ、これらの動きは、表面上でしかないとの声も聞かれる。自死した女性職員の母親は手記の中で、「形のうえで制度をつくっても、人間の心が変わらなければ改革は実行できません」と手記で訴えている。そしてまた、「日本の働く人の意識が変わってほしいと思います」という言葉で締めくくっている（毎日新聞、26面 12/25/2016）。この言葉は、今の日本社会の思想に対する警告と取れる。過労自殺とパワハラは一体であるとの見解が聞かれるが、実際、同社で1991年に男性社員が過労自殺した際に批判された社訓「取り組んだら話すな、目的完遂までは・・・」という一文はその後も削除されることはなかった。つまりその後も会社の体制は変わらなかったということだ。今回の女性職員の場合でも、テレビ取材で「自浄能力のない会社だと思う」と言った社員が後日、社内処分を受け、それを別の職員が「余計なことを言うな」と言う見せしめと批判、「現場の心ある人は働き方を良くしたいと思っているが上は火の粉を払いたいだけ。食い違いがあると」嘆くと書かれている（毎日新聞、26面 12/25/2016）。

これらの一連の出来事を読むにつけ、Aさんの夫の自死のことが重なってくる。上司はAさんの夫が仕事で悩んでいることを知っていたのだ。そのことを後日Aさんに語っている。しかし、事実との因果関係がつかめないと理由でパワハラによる労災の認定はされなかった。雇用された社員は、訴えることもままならず、たとえ訴えたとしても内々にかき消されてしまうのではないか。

今回の女性職員の自死が会社の体制の変革とそれに続くわが国の社会、人々の意識変革にまで影響が及ぶことが期待される。重要なことは、これらの傾向や取り組みはこれまで痛恨の極みを経験させられ、遂には命まで落とさざるを得なかった人々の犠牲によって改善されつつあることである。さらに、その背後には、尊い家族を自死で亡くした遺族の存在があることを決して忘れてはならない。

3. 法制度による支援

自殺対策に自死遺族支援の視点を

自死遺族の二次被害への解決の道は、自助だけでなく政策的な働きかけが必要となる。それは、この問題が当事者だけの問題でなく、社会としての問題だからである。自死については、2006年に「自殺対策基本法」が制定されて自死を社会的問題として対策を取っていくという国の姿勢が示された。これは、自死によって発生する様々な問題についても国の方針によって取り組み、対処していくということであり、政策として展開されていくことによって遺族の二次被害への認知も徐々に社会に広がり、自死に対する対応も改善されていくことが期待される。

1) 「自殺対策基本法」の第一義的位置

自死に対する法的対策の第一は、「自殺対策基本法」にある。それは第1条の(目的)に、「自殺対策の基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにする」とある。また同条には、「あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り」と自死遺族への支援が明記されていることから自死に関する予防、防止と既遂、未遂についての対処、またその遺族をはじめとする親族等への支援に国策として取り組むことを示しているからである。

さらに、自死遺族に対しては、第7条に(名譽及び生活の平穩への配慮)「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名譽及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵略することのないようにしなければならない」とある。これらの条文は、自死の予防にとどまらず、自死者や未遂者、そして自死遺族等親族への支援を国家的に社会問題として取り扱うことの基本理念と対策の指針の基盤をなしている。

2) 自殺予防キャンペーンを考える

自死遺族にとって、「自殺予防キャンペーン」について関連はあっても直接に結び付けられることへの抵抗があるとの声が聞かれる。キャンペーンで語られる「自殺のサイン」や「死にたい気持ち」の言葉は、自死遺族へなぜ家族の自死を止められなかったのかの自責の念をさらに強めることになる。

そこで、これまでの自殺予防キャンペーンに掲げられたものでは、次のような言葉があった。

- ・「大切な人の悩みに気づいてください。」
- ・「お父さん、眠れてる？」
- ・「あなたも、“ゲートキーパー”になりませんか。」
- ・「こころのサインに気づいたら～ゲートキーパー養成」
- ・「あなたも“ゲートキーパー”の輪に加わりませんか？」
- ・「つながる“わ” ささえる“わ”」
- ・「多重債務者相談強化キャンペーン 2011」

これらは平成 23 年度から使われている。この年の2月に自殺対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が決定され、それにより3月を「自殺対策強化月間」とさだめられ、重点的に広報・啓発活動が展開されることとなった(内閣府 2011:63) その一つが、「睡眠キャンペーン」である。また、街頭キャンペーンや多重債務問題についての「多重相談窓口」も始まっている。

さて、これらの自殺予防についてのキャンペーンをはじめとした、さまざまな政策については、自死遺族は、それは一次予防のプリベンション、二次予防のインターベンションに続く特に第三次予防のポストヴェンションに違和感を持っているという。

これについて、自死や自死遺族について研究活動を進めてきた清水新二は、自死遺族支援と自殺予防の両者の立場を考慮し、これからの活動への展望を次のように述べている。

“自死遺族支援を自死予防対策として利用しないでほしい”との自死遺族の声に出会った時にも、自死の「予防・防止」と事後対応支援（ポストヴェンション）は一応別物でありつつ、同時に「生きることへの支援」という形で両者は繋がっているのだと考える両者の「切り結び」論に展開しました。“目的”としてでなく丁寧なケアと支援の“結果”として、自死遺族支援がもう一つの自死を防ぐ効果を持つことがある（また当然持たないこともある）、ここに両者の接点を認めるものです（清水 2015：2）。

このことは、両者の相いれない点があることを認めながらも、共に生きていくことが支援の第一歩ということを示している。それは、社会が自死についての「弱い人」「身勝手な人」の死という偏見を失くし、自死者や自死遺族の尊厳を大切にすることである。そのことで、遺族の訴える「その手を離さないで」の思いが、今困っている人、今人生に絶望している人にどう真摯に対応するかが分かってくるだろう。そのことから、「生きることの支援」が共に展開されていくことにつながることを示唆している。

自死遺族団体の活動の中にも「自殺予防活動」という項目が掲げられている。どのように予防活動を進めていくのか、これからの両者の協議や協力の在り方が問われている。

3) 「二次被害者保護法」(仮称)の成立に向けて

自死遺族に対しての二次被害は、自死についての理解等の不足、自死者や未遂者本人と遺族等親族（以下、「自死遺族等」）への偏見と差別により、様々な問題として引き起こされているところにある。

そこで、自死遺族たちで今、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族の二次被害者保護法」(仮称)の成立に向けての署名活動を繰り広げている²⁶⁾。この活動は、全国自死遺族連絡会代表の田中幸子を筆頭に推進されている。

この法律の制定に向けては、自殺者の遺族等の名誉と生活を守るという自殺対策基本法第7条が根底に置かれている。この条文には、「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」とある。

そして、この法案の成立のために、同法第9条（法制上の措置）「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」を掲げている。

この法案で自死遺族等を保護する6つの理由をあげているが、法案の署名活動のため作成された資料から抜粋したものを次に紹介する。

1. 社会的偏見や差別のゆえに、かれらの名誉が傷つけられ、生活の平等が守られず、かれらの心が不当に侵害され、しかもさまざまな社会的不利益を被ることは、避けなければなりません。
(名誉及び生活を守るための事柄)

2. かれらが、身体的、精神的、社会的危機に直面し、その苦しみを周囲の人々に相談あるいは支援を求めた際、その秘密を漏らされ、さまざまな不利益を被ることがあります。このようなことのないようにかれらを守る必要があります。(守秘義務に関する事柄)
3. かれらが、貸主、不動産業者、鉄道その他の運輸業者、金融業者、飛び降り自殺に巻き込まれた者等から受ける物心両面における被害から守られなければなりません。
(損害賠償に関する事柄)
4. 自殺を理由に当事者がかけていた各種保険(生命保険、火災保険、自動車保険等)が支払われない事例が少なくありません。自殺は、臨床的には、不詳の事故死や病死との区別がつかない場合も少なくなく、かれらを物心両面において守るための法的整備が必要です。被保険者が自由な意思決定のできないような状態で自殺をした場合においては、保険会社の免責自由による保険金の支払いの停止を撤回してもらう必要があります。そのためには、商法との摺り合わせが必要です。
(保険金支払いに関する事柄)
5. 自殺は、個別的であると同時に総合的な対策が必要です。かれらの名誉と生活の平穏を守るための身体的、精神的、社会的なサービスは、一元的ないし包括的な体制が必要であり、そのための法的整備が必要です。(支援窓口及び手続きに関する事柄)
6. 宗教家に自殺の葬儀、納骨、埋葬等を拒否されたり、屈辱的な戒名をつけられたり、過剰な軽費を請求されたりすることのないようにすべきです。また、自殺者やその遺族に「地獄に落ちるぞ」といった脅迫まがいの言動を慎むよう関係者は配慮すべきです。
(宗教的差別や不利益に関する事柄)

(2013年3月26日 自死遺族等の権利擁護シンポジウムの資料より)

4) 「自死者の名誉回復宣言」

「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族の二次被害者保護法」(案)の原案は、精神科医の平山正実によって作成されたが、その中心にある理念は、自死者及び自死未遂者とその親族等の名誉や尊厳を守ることにある。

平山は、「自死者の名誉回復」という考えから、多くの自死遺族との関わりを通して、彼らの悲嘆・苦悩を和らげるためにも「自死者を差別や偏見の目をもってみる風潮を失くさなければならない」と「自死者の名誉回復」を訴えている。

そこで、平山の設立したNPO グリーフケア・サポートプラザでは、「自死者の名誉回復宣言」を作成した。

これは、自死者に対して偏見や差別の目で見るとする社会の風潮に反対していこうというもの

である。作成にあたっては、この会で結成された「自死者の名誉回復宣言検討委員会」が、原典の「米国において提出された自死遺族であるサバイバー（surviver）の「自死遺族の人権宣言」：Suicide Survivor's Bill of Rights By JoAnn C.Mecca を基に平山が翻訳したものを、日本人により分かりやすい文面として作成した。

原典：Suicide Survivor's Bill of Rights By JoAnn C. Mecca：

I have the right to be free of guilt.

I have the right not to feel responsible for the suicide death.

I have the right to express my feelings and emotions, even if they do not seem acceptable, as long as they do not interfere with the rights of others.

I have the right to have my questions answered honestly by authorities and family members.

I have the right not to be deceived because others feel they can spare me further grief.

I have the right to maintain a sense of hopefulness.

I have the right to peace and dignity.

I have the right to positive feelings about the one I lost through suicide, regardless of the events prior to or at the time of the untimely death.

I have the right to retain my individuality and not to be judged because of the suicide death.

I have to right to seek counseling and a support group to enable me to honestly explore my feelings to further the acceptance process.

I have the right to reach acceptance.

I have the right to a new beginning.

I have the right to be.

これらを「自死者の名誉回復宣言検討委員会」による【自死者名誉・尊厳回復 宣言】を作成した。それは、日本人にとっても分かりやすい表現が必要と、平山や藤井ら NPO グリーフケア・サポートプラザのメンバーが中心となり、この作業に携わってくださる有志の方々を募って行われたものである。

【自死者名誉・尊厳回復 宣言】

わたくしたちは、おのずから亡くなった人たちの人格の尊厳と名誉を守るために、「自殺」という言葉ではなく、「自死」という言葉を用い、次のように宣言します。

◎わたくしたちは、自死をいたずらに推奨し、美化したりは決していたしません。

◎わたくしたちは、自死者はいのちを大切にできなかったわけではなく、それぞれのかかえる問題で

やむにやまれず、みずからの命を絶たざるをえない状況に追い込まれたのだと考えます。

◎わたくしたちは、自死者の人格を非難、中傷、攻撃するような社会的風潮やいわれなき偏見・差別に反対します。

◎わたくしたちは、自死者は繊細、純粋、心やさしく、死ぬまで精いっぱい努力し、まじめに生きてきた人たちであると思います。

◎わたくしたちは、自死者の思いに寄り添い、祈り、彼らの生きた日々を心に刻み続けます。

このような自死者自身の権利に焦点をあてた、人権の尊重はこれまでわが国には見られなかったのではないだろうか。自死者に対しての哀れみや哀悼、あるいは自死に至ったことについての同情などは存在していたとしても、それは生きている者とは切り離された存在としての自死者への感情であり、考えであるように思われる。

この「自死者名誉・尊厳回復宣言」の意味するところはまた、遺された家族に対しての人権の尊重である。

5) 賃貸建物の自死による「事故物件」への対応と解決への模索

賃貸建物で自死が起きた場合、前述したように「事故物件」として扱われる。では、自死が起きた後、貸主から借主である自死者の家族に損害賠償が請求された場合、どのような対応や何かしらの解決へ糸口があるのだろうか。司法書士の斎藤幸光は、一つの事例から自死による事故物件について現実にとどのような関係者間のやり取りがあり、何が必要なかを問いかけている。

「26歳青年の事例」の要約

【自死者の家族の状況と案件担当の経緯】26歳の甲山一男（仮名）氏は、賃貸アパートの浴室で縊死した。一男氏は独身。家主は、家族に損害賠償を請求した。母親が連帯保証人となっていて、賃貸借契約の連帯保証人の責任をまぬかれず、しかし、母親には資産となるものは無く、夫の遺族年金とパート収入の月12万円ほど。同居している長女（一男氏の妹）は、失業して無収入。

賃貸アパートの管理会社からは、家主の意向により損害賠償請求すると告げられたということ。自殺があったアパートは、次の入居者が見つからない。見つかったとしても、家賃を大幅に値引きすることになるため。家賃分の損害を賠償してもいいとのこと。さらに、部屋の内装も全面的にやり直すことになるので、その分の負担も要求してきた。そこで、母親は、自死遺族団体に相談し、そこからの紹介でこの損害賠償請求事件の訴訟代理を委任され担当することとなった。

この一審判決では、裁判所が「お祓い料」の支払いを被告である遺族に請求している。これは、家主ではなく、管理会社が、気持ちが悪くお祓いを頼んだものだった。

管理会社からは、まず当該部屋の原状回復工事費用としてのリフォーム代、315,000円の支払い請求が出された。これに対し、訴訟代理人の斎藤は、原状回復費用は、通常損耗は貸主の負担で、借主が負担するのは特別の損耗であるとして、通常分も含まれていると指摘した（斎藤 2014: 213、217）。

ここで問題となったのが、民法 709 条でいう不法行為に亡一男氏の「自死」が該当するの
かという点であった。それは、「故意又は過失によって、他人の権利又は法律上保護される
利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と言うものである。
では、自死は、この損害責任に問われるのかとの論議になる。斎藤は次のようにこの案件の
「自死」を説明した。

「自死」（自殺）の定義として、一般的に「自由な意思のもと、故意に自己の命を断つ行為」とさ
れ、統合失調症やうつ病等の精神疾患は、本人の自由な意思を制約することが知られている。亡一
男氏は、亡くなる 5 年ほど前からクリニックを受診しておりその後、「うつ病」の診断を受け、抗う
つ薬中心の薬物療法と精神療法を受けていたことが診断書に記載されていた(斎藤 2014:217-218)。

以上のことから斎藤は、「なんらかの精神疾患に罹患し、その結果、自死に至った場合に
は、善管注意義務違反を問うことも、不法行為責任を問うこともないと考えるのが相当」と
判断し、亡一男氏の責任は問えないこと、それにより相続人または連帯保証人の責任を問う
こともできないと管理会社に回答した。そして家族に請求された額から、「貸貸人が負担すべ
き通常消耗及び亡一男氏の自死による特別消耗を除いた、本来負担すべき特別損耗額」を再
度算定し、請求されるよう申請した。

この回答書に対して、その後家主からは思いもよらない手紙が送られてきた。それは、亡
一男氏がうつ病であったことで大切な家族を亡くした遺族の無念さ哀みを思いやり、自死
に至らせない社会の在り方、社会づくりについて言及するものだった。通常、このような案
件では、自死者や遺族に対し怒りや非難の言葉をかける貸貸不動産関係者が多い。その言葉
を聞かされる度に、斎藤は、「故人に悪意があったわけではない」、「家族が自死を防ぐのは
不可能であること」をこれまでの経験に基づいて説明してきたと言う。斎藤は、このような
自死により生じる貸貸建物の問題を次のように分析する。

世間一般には「自殺は穢れた死」とする偏見があり、迷信がある。この偏見、迷信によって相手方は
損害を被る。相手が矛先を向ける先は、当の自死者であり、その遺族しかない。そしてその矛先は、自
死者と遺族の人間としての尊厳まで傷つけるのだ(斎藤 2014:219)。

この案件は、次のように和解した。それは、原状回復費用として、金 27 万円を支払
うというものだった。それは、亡一男氏がヘビースモーカーだったことにより、タバコ
による壁や天井がヤニで黄色く汚れ、またエアコンやカーテンレールも埃とヤニが混
じり合ったものがこびりついていてということなどでのリフォーム代ということ。そ
の 27 万円のうち、12 万円は敷金から充当。残額の 15 万円は 15 回、月 1 万円ずつの
分割で家主の口座に振り込んで支払うこととなった。そのほかのこの和解に定める以
外の債権債務はなしで決着した。

一見、穏便に集結した案件のように思えるが、担当した斎藤は、これでよかったのかと折衝の仕方への迷いや問いが残るといふ。その最たるものは、『自死の背後に精神疾患があった。それゆえ、自死は本人の責任ではない』という主張をしたことである」という点である。これが今回の「損害賠償義務を否定する最大の論拠であった」としながらも過去においても自死をめぐる訴訟で、このことが「切り札」となってきたこと、また今後も使われ続けるであろう主張でもあるが、釈然としない思いを抱くといふ（斎藤 2014 : 222）。

これは、過労自殺や「肩たたき」、今ではパワハラ（パワーハラスメント）でも該当することではないか。斎藤は、この案件の亡一男の死は精神疾患によって引き起こされたのかとの疑問を呈している。それは、精神疾患がなければ、死なずにすんだのかという問にも通ずるのだ。斎藤には、「一男の死は、彼と社会との関わりあいの中から作り出され、突き当たりまで行ってしまったことで、引き起こされたものである」と思えるのだ。

この言葉は、自死がいかに社会的に関係性が強いものか、また影響を受けやすいものなのか、いわば社会の現象を反映した縮図のようなものではないのかと考えさせられる。そして、自死者と社会との間に深い溝が横たわっていると感じさせずにはいられない。

6) 自死は社会を映し出す「縮図」

前述の賃貸建物における自死による損害賠償訴訟は、単なる「事故物件」の訴訟問題では片付けられないもの、斎藤が感じるところの釈然としないものを世に問うていると思われる。それは、自死がその当人だけでは終わらない。残された家族や関係者、この案件では、家主や管理会社の社員には損害賠償の問題でさまざまな軋轢とやり取りなどが生じる。ここでは登場しないが、自死者の友人たちやかつての職場の仲間たちなどにも多少なりの動揺をもたらすだろう。

この案件の当事者である亡一男氏は、東北出身で高校卒業後、地元で就職し 20 歳まで親下で暮らした。父親は早くに亡くなり、母と妹の 3 人暮らしであった。その後、上京し都内の会社に勤めたが、2008 年のリーマンショックの影響で、会社を解雇されることになる。その後は不定期の派遣職員として亡くなるまで働いていたという。社会の混乱が自死を招いたとも考えられる。斎藤は、彼に地元での安定した仕事があったなら、また勤めていた会社を解雇されなければ、派遣でなく正社員としての安定した仕事を与えられていたら・・・と自死に追い込まれずに済んだのではないかと斎藤は考えてしまう。

そして次のように分析する。

使い捨ての『人材』ではなくかけがえのない一人の人間として扱われていなければ、環境に抑圧された結果の精神的な落ち込みを精神疾患としてだけ扱われていなければ、人々が—そして彼自身が、彼が陥った落とし穴を作った社会の病弊に目を向けていれば、彼は突き当たりまで行かずに済んだに違いないのだ（斎藤 2014 : 222-223）。

この事例が示すものは、自死が決して一個人の特定な問題でなく、また人格や能力に起因するものでもないこと。必死に生きようとしたが、無念にも社会の混乱や効率至上主義という人間性より、利益優先の社会に押しつぶされ、自死へと追い詰められていった過程である。それはまた、自死を個人や家族の問題として解決しようというという自殺対策が、今一度考えなおされなければならないことを示している。

3. 「自殺予防」から自死遺族支援の視点を入れた自殺対策へ

1) 「自殺対策基本法」と自死遺族

わが国で国家レベルでの自殺対策は、2006年に制定された「自殺対策基本法」に始まる。翌年、2007年には、「自殺総合対策大綱」が制定され、より具体的な自殺対策の指針が明文化された。

確かに、年間自殺死亡者が3万人を超えた1989（平成10）年の31,755人は、2009（平成21）年の24,025人と7,000人余の減少となり、法律制定による一定の効果はあったといえる。しかし、一方で遺された家族の累積数は減ることはない。

自死遺族の二次被害への解決の道は、自助だけでなく政策的な働きかけが必要となる。それは、この問題が当事者だけの問題でなく、社会としての問題だからである。自死については、2006年に「自殺対策基本法」が制定されて自死を社会的問題として対策を取っていくという国の姿勢が示された。これは、自死によって発生する様々な問題についても国の方針によって取り組み、対処していくということであり、政策として展開されていくことによって遺族の二次被害への認知も徐々に社会に広がり、自死に対する対応も改善されていくことが期待される。

2) 「自殺対策基本法」の第一義的位置

自死に対する法的対策の第一は、「自殺対策基本法」にある。それは第1条の（目的）に、「自殺対策の基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにする」とある。また同条には、「あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り」と自死遺族への支援が明記されていることから自死に関する予防、防止と既遂、未遂についての対処、またその遺族をはじめとする親族等への支援に国策として取り組むことを示しているからである。

さらに、自死遺族に対しては、第7条に（名誉及び生活の平穏への配慮）「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵略することのないようにしなければならない」とある。これらの条文は、自死の予防にとどまらず、自死者や未遂者、そして自死遺族等親族への支援を国家的に社会問題として取り扱うことの基本理念と対策の指針の基盤をなしている²⁷⁾。

2016年3月に自殺対策基本法の改正が行われた。改正の主なポイントは次のとおりである。

第一条 (目的)「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

第二条 (基本理念) 第1項「自殺対策は、生きることの包括的な支援」

第5項「保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、総合的に実施

その他、自殺予防週間(9月10日～16日)、自殺対策強化月間(3月)や自殺対策計画等を都道府県・市町村が定めること(13条)。また、調査研究等の推進(15条)、体制の整備、人材の確保等(16条)、教育・啓発の推進等、医療提供体制の整備(18条)が追加された。

3) 「自殺総合対策大綱」の見直しに出された自死遺族の意見

2007年に策定された「自殺総合対策大綱」では、自殺対策基本法の政策を進めるべくより具体的な項目を提示し、各自治体や関係団体等の行動を促している。2017年4月には、この自殺総合対策大綱の在り方の検討会が開催された。そこでは、自死遺族からの意見も反映され、個別施策(各種施策)の中では次のような見直しが上った。

- ・遺族への総合相談体制のプライバシーを十分に配慮した総合的かつ有機的な相談体制の充実
- ・自殺に対する誤解や偏見の軽減と遺族等の心情やプライバシーを十分に配慮した対応
- ・不動産における心理的瑕疵の問題等については、判例等を踏まえ、遺族等に対する損害賠償請求に関するガイドラインの策定について検討すべき
- ・自死遺族支援の国際会議での分科会では、自死遺族が中心で、そこにサポーターがいるということが充実していた。日本でも、遺族が困っているかなど聞いて始めてもらえるとうれしい。
- ・心理的瑕疵の問題を含む自死遺族等への差別的扱い問題は、法的問題が多く、検討会議の開催等、議論の場を設け、将来において、法の中にある自死への差別問題の是正のための法制化の実現を望む²⁸⁾。

この検討会には一般の者の公聴もでき、自死遺族も出席した。公聴した自死遺族の一人は、かつてより私たちの意見が聞かれている。今後に期待したいとの感想だった。少しずつではあるが、自死遺族の状況にも国が関心を持って、取り組んでいる姿勢が伺える。

4) 賃貸建物の「瑕疵物件」としての対応と解決—「ADR」の成立に向けて

ADR：裁判外紛争解決手続きとは

自死遺族の二次被害としての賃貸建物に対する問題は、多額の損害賠償金と共に、訴訟に持ち込んだ場合の判決までの期間やそれにつぎ込む労力は深刻である²⁹⁾。これまでこの件に関する案件を取り扱ってきた司法書士の斎藤は、長期間に及ぶ裁判の過程やさまざまな書類作成に費やす精神的また経済的労力は、家族を失った遺族にとっては計り知れない

苦痛となると指摘する。また、裁判となると、実名も公開することになる。一般的に言ってこの種の訴訟問題では、経済的に裕福な家庭は少なく、そのことも訴訟を困難にしていると言う。

そこで提案されているのが、裁判外紛争解決手続き（ADR= Alternative Dispute Resolution）である。司法書士で自死遺族の抱える諸問題に取り組んでいる齋藤幸光は、この手続きの実現を4, 5年前から訴えている。その背景には、自死により賃貸建物が「瑕疵物件」となり、遺族に多額の損害賠償金が請求された場合、家族を亡くしたことで精神的にダメージを受けている遺族にとって、裁判に持ち込むことはかなりの負担になることにある。その負担とは、長期間に及ぶ裁判過程、ふつう2～3年となる。また費用については、依頼する弁護士に対しては着手金としての報酬が、20～30万円、また裁判により損害賠償金が減額された場合の成功報酬として、減額された分の約2割を払うことになる。それで、たとえば損害賠償金額が700万円であった場合、これは、専門家が仲介者として原告（遺族）と被告（賃貸者、管理人）との間に入り、示談のような解決を図っていくというものである。これにより、時間も軽費も軽減される。国民生活センターでもこのADRの活用を進めている³⁰⁾。

ただ、このADRに関わる専門家をどうするかが、今後の課題である。この手続きに携わる専門分野の関係者への報酬は考えられていない。つまりは無報酬ということであり、そのことから自死や自死遺族に理解を持ち、かつボランティアな精神で活動を厭わない専門家たちが求められている。今後のADRがどのような展開をみせるのか、自死遺族支援の大切な方法の一つと考えられるだけに、単なる理想的なまた、篤志家による活動にとどまることなく、確固とした支援体制づくりが期待される。

5) 声を上げ出した自死遺族—世界的な視野から社会の認識の変化を展望

1987年の国連総会において、自殺の問題が深刻であるとの認識に基づき、国家レベルでの自殺予防の具体的行動を開始するよう提唱がなされた。それにより1993年カナダのカルガリで国連/世界保健機構（WHO）主催による専門家会議が開かれ、自殺予防のためのガイドラインがまとめられた。1996年にはこのガイドラインが国連で承認され、冊子としてまとめられて、各国に配布された（本橋ほか2006：19）。

それから20年近くが立った。2006年には自殺対策基本法が成立し、わが国も国レベルでの自殺対策が開始された。1998年から12年間、年間自殺死亡者が3万人という時代が続いた。それから2010年から3万人を切り、年々その死亡数は減少傾向にある。

一方で、自死遺族については、表に出ることもまた、課題とされることも少ないのが現状である。では、海外ではどうなのか。2017年3月23日から25日にかけてオーストラリアのシドニーで開催された「第5回ポストベンション・オーストラリア・カンファレンス」に出席したルポライターの杉山春の報告は、今後のわが国の自死遺族への支援、そして二次被害への対策の解決への一歩としてのモデルを提示しているようだ。その時の様子を次のよ

うに紹介している³¹⁾。

その会議は、自死遺族支援をテーマにしたカンファレンスで、世界的にも珍しいという。NPO 団体の全国自死遺族協会が2年に一度開き、10年目になる。日本からは、全国自死遺族連絡会や自死遺族の自助グループが参加した。

杉山や日本からの出席者が心動かされたのは、「発表には必ず自死遺族が思いを語る時間がセットになっていたことだ」。また、各発表の前に遺族が壇上に立ち、15分から20分、自分自身の体験を語るのだが、壇上で言葉につまり、立ちつくす人がいたが、主催者側の臨床心理士の技術を持つスタッフがずっと寄り添い、支えたという。

日本からの出席者の一人前島さんは、「主催者側が自死遺族を信頼していると感じた」と言っていたと報告している。さらにカンファレンスの後にはセレモニーがあり、最後に代表のスタインズ氏が「愛、悲しみ、思い出、勇気」と言葉にしつつ4本のローソクに火をともして互いに逝った人たちをセレブレイト（祝う）したと述べている。セレブレイトという言葉について、スタインズ氏は、「彼らが生きた命を祝う」意味があると説明し、杉山は、「苦しみつつ精一杯生きた命一つ一つを共に悼むこと。それが自死遺族を支え、さらに困難な人たちと共に生きることに繋がると気づかされた」とこの会議に出席した意義を語っている。

ここでは、皆が苦しみや悲しみなどを自由に語り合う雰囲気や環境があるのではないか。オーストラリアの北西部地域の民間団体で若者の自殺予防に取り組んでいるヴァネッサ産は、「ここで繰り返し考え方や支援を学び、学校で子どもたちに伝えることができます。子どもたちはそれを友達やと親に伝える。それは親の自死を防ぐかもしれない。情報が波紋のように広がっていきます」との言葉が紹介されている。

杉山は、「世界につながること。それは地平された域の偏りを相対化し、普遍に触れることなのだ」と知らされた」と報告している。

また、今回出席した一人、全国自死遺族連絡会の代表田中幸子氏は、日本の自死遺族への二次被害について特に賃貸住宅について発表したというが、海外では問題になってないとのことで、かえって驚かれたと述べている。

この点に関して、イギリスのBBC (British Broadcasting Corporation) は田中幸子への取材から”Many families are also required to pay for expensive purification rituals”と述べ、日本においては、慣習化されているとの表現で紹介している (BBC News-The stigma of Japan's suicide apartments=BBC ニュース仙台 Roland Buerk,2011.2.10)。

また、同日のフランスのル・モンド紙でも自殺が起きた賃貸物件について、「日本人は、こうした状況で、物件は穢れてしまうと考えます。自殺をすることは英雄的だという人もいますが、部屋のことについては、そのように人々は考えません。人々にとって、こうした家は穢れて、不幸をもたらすものなのです」とある不動産業者が嘆いていたと報道している (Le Monde "Japon-Malaise autour des "apartment du suicide"2011.2.11)。

このような環境の差はどこから生まれて来ているのだろうか。そもそも自由に語り合え

るといふこと、また自死遺族と支援者との相互の信頼関係が築きあげられていることにその違いが見えてくるようだ。

おわりに

本稿では、まず自死遺族に対する二次被害についてその実態を把握し、その背後にある要因を明らかにしようとした。そこで、遺族への聞き取り調査や関係者からの話、また資料をもとに多面的に分析を行った。そこからは、二次被害が社会生活の中で多様な問題として存在していることが浮上してきた。

遺族からの聞き取りから分かってきたことは、その一つに家族の自死後、周囲からの対応が一変して、かつての付き合いができなくなったことだった。また、自死が労働災害として認められなかったことの理由として、心理的負荷評価の基準に達しなかったことを上げた遺族があった。その理由として、遺族が労災の申請をするには亡くなった家族の職場の同僚の証言を得る必要があったが、同僚はその頃のことをなかなか語ろうとせず、それは大きな障壁になったと語っていた。警察の検視や事情聴取場面では、自死者と遺族への尊厳が損なわれるような対応を受けたことも苦痛であったと訴えていた。

自死が起きた賃貸建物については、「事故物件」として扱われ、自死遺族への多額の損害賠償が請求されたケースも取り上げられた。その訴訟問題については、判決で「心理的瑕疵」として請求が認められることがあることも分かってきた。

ちなみに、「心理的瑕疵」とは、自死が起きたことによりその物件が社会的に忌避されることをいう。その「告知義務」が貸主に生じることにより、物件の価値が低下、また借主がいなくなるなど貸主にとって損害を蒙ることになり、その損害賠償が遺族である家族に請求されるという多様な被害の実態が示されてきた。

しかしながら、「心理的瑕疵」による損害賠償の相場があるわけではなく、膨大な請求が遺族に課されるケースでは、悲嘆と混乱の中にある遺族は言われるままにやむなく支払ってしまうことがあるという。

そのほかにも、自死に対しての偏見や差別による二次被害は多岐にわたっていることが、聞き取りや訴訟問題の判決、自死遺族団体の要望書などから明らかになってきた。

また、国が行っている自殺対策の予防キャンペーンや自死遺族支援の集いなどが二次被害を引き起こすという面も見えてきた。その一つが「自殺予防」で語られる「自殺は予防できる」や「自殺のサイン」(前兆)に気づく等の言葉や呼びかけであり、大切な家族を自死で亡くした遺族にとって、自責の念へとさらに追い込むことになるというのである。

これらのことは、二次被害の根底にこれまでのわが国の社会が抱いてきた自死への偏見や差別があったことや今もあるという側面、また一方でそれを被害と感じてこなかった社会の側面があるということが、二次被害を多岐にまた複雑にさせてきたと構造が分かってきた。

そして、自殺対策が自殺対策基本法や自殺総合対策大綱の法律により国レベルで開始さ

れたことで自死への認識が高まった反面、自死遺族についてはそれほど関心が向けられなかった現状が見えてきた。

そこで本稿では、自殺予防対策と自死遺族の二次被害への対策は相いれない部分もあるのは事実だが、これら2つが、互いに見えない届かない部分を補足しあうことで、自死遺族にとってもまた今、生きづらさを感じて苦悩している人にとっても問題解決への道やヒントを示すことにならないかと考えた。

その一つ「事故物件」としての賃貸建物に対して損害賠償訴訟となった場合に、自死についての理解のある専門家チームによる解決への支援が始まっていることは注目される。裁判外紛争解決手続きといわれるADRの導入は、自死遺族のプライバシーに配慮しながら、解決への仲介役としての新たな支援のかたちとして期待される。

自死遺族は何を求めているのか。聞き取りから、また様々な自死遺族の訴えや声が綴られた要望書や手記、投稿文などから少しずつその実態が示されてきている。

近年では、認知症の人々、障がい者の方々などマイノリティの人々が掲げる“Nothing about us without us”（私たちが抜きに私たちのことを決めないで）が唱えられているが、自死遺族も「私たちの声に耳を傾けて、そして生き方や存在に尊厳を与えてほしい」、「尊厳を持って接してほしい」との訴えを上げている。それは、自死者とその家族である自死遺族の名誉と尊厳に対する要求である。

互いに人としての存在を尊重し合える社会を模索しながら互いの声に耳を傾けることは、相手のために時間を用いることから始められる。

自死遺族のその悲嘆や苦悩に深く寄り添い、共感的に理解しようとするのが求められている。遺族の方への聞き取りからも、「遺族も声をあげ出した。もっと私たちに耳を傾けてほしい」との意見が出された。

自死者と自死遺族の声に耳を傾け、その人生に真に向き合うこと、それは彼らの抱えている問題にもっと現実的に、具体的に取組もうという姿勢が問われている。人生の尊厳を共に考えることは、自死に今直面していなくとも人生の困難さはだれにでも訪れる。共にこの社会を生きる者として、自死遺族と自死者のことを真剣に考えるとき、偏見や差別ではなく、共通する課題として捉える事ができるのではないか。今、実名で自死のことを語り、自死ゆえの問題課題について自死遺族は訴え始めている。同じ社会人として、語りや訴えに真摯に耳を傾けたい。決して特別な死、語れない死ではないということになれば、人々の誤解も少しずつ解けていき、そのことで個々の問題についても語りやすい状況ができていく。

また、政策面でも国が2006年に制定した自殺対策基本法の改正や翌2007年に策定した自殺総合対策大綱の見直しに、自死遺族の声、要望を取り上げている。そこには、二次被害で問題となっている賃貸建物における事故物件として心理的瑕疵が、遺族への損害賠償請求にあげられていることへの今後の検討が盛り込まれている。

行政機関にとって自殺対策基本法施行からの10年間は、自殺対策も思考錯誤の状態であ

ったことは否めない。自死遺族の二次被害を生じる一因とも考えられる。

しかし、相談機関や窓口が全国的に設置されていったことは、自死予防対策だけではなく、孤立しがちな遺族にとっても相談のよりどころとなってきたのではないか。少なくとも自死者は年々減少傾向にある。一方で、相談や支援に携わる人々から、自殺（自死）への偏見や差別を受けたなどの二次被害も生じたことも事実である。これについては、地方自治体職員等が自殺（自死）に関連した業務に従事する場合の遺族等への心情やプライバシーを配慮して対応するなど具体的な提言がなされている。「自殺」という言葉を全て「自死」に置き換えた自治体もある。自死遺族の自助グループ側と支援者側とが互いに必要なことを必要に応じて関わっていく新たな共感的理解という関係性などこれからの歩みが期待されている。

ここで注目されるのは、海外での自死遺族に対するが相談・支援のあり方である。2017年3月に開催された国際大会に出席した遺族は、サポーターとの関係が、当事者中心で問題の相談・支援を行っているとの報告である。

また、この大会では、海外特に欧米に関しては自死についての家族の責務について賃貸建物における損害賠償請求問題がないと報告している。この点に関してはイギリスのBBCやフランスのル・モンド紙も自死の起きた賃貸建物が、心理的瑕疵としての事故物件と扱われ、多額の損害賠償金が遺族である家族に請求されたことを報じ、その理由について日本特有との問題だとして取り上げている。このことは、自死遺族の二次被害については、もっと海外に視野を広げることも改善の糸口ではないかと考えられる。

自殺対策基本法の制定から10年が経った。今回の改正では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、当事者である自死遺族と自殺対策の政策の見直し、社会の自死や自死遺族への認識の高まりと共に、官民相互、地域社会、団体へとその動きが広がっていくことが求められている。このことは、新たな自殺対策への展開の始まりとしてまた、より内容の充実した取り組みが求められる転機としても期待されている。

本稿では、自死遺族の方々への聞き取りや関係する専門家の方々、支援者の方々からのご協力により、二次被害に対する意見や考え、要望等を伺うことができた。しかしながら、時間的な面や調査範囲が限られたため、二次被害の全貌を把握することには限界があった。今後は、研究の範囲、分野を広げ、多角的視野から理解を深め、微力ながら改善へと貢献していきたい。

謝辞

本稿では、まず自死遺族に対する二次被害の実態を知るため、自死遺族の方々へ聞き取り調査を行いました。そこでご協力いただきました方々に心からお礼を申し上げます。また、全国フォーラム、権利保護研究会で自死遺族の自助グループの方々、また弁護士の方々や司法書士の方々など関係者の皆さまともお会いでき、それぞれの分野での取り組みを伺うことができ、暖かいお交わりもいただきまして心より感謝申し上げます。

また、研究の計画の段階より細やかなご指導を賜りました指導教官の下地明友教授、グループ指導において有意義なご助言をいただきました花田昌宣教授、宮北隆志教授並びに、豊田謙二教授に深く感謝申し上げます。

注

- 1) 厚生労働省自殺対策推進室 (2017、3月)「警察庁の自殺統計に基づく自殺者等の推移」 (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200f> 2017.3.26)
- 2) 要望 「【自殺】を【自死】という文言に統一すること」全国自死遺族連絡会「自殺総合対策大綱見直し(改正)に向けての提言第二案」より
- 3) パワハラ 110 番;パワハラで労災認定を受けるには、2016:ダイヤル・サービス株式会社 (<http://www.pow110.com/category3/entry38.html> 2017.3.26)
- 4) 厚生労働省労働基準局 「心理的負荷による精神障害後の認定基準について」 (www.mhlw.go.jp/bunva/roudoukijun/.../dl/120215-01.pdf 2017.3.26)
- 5) 社)安全衛生マネジメント協会: <https://www.aemk.or.jp/accident03.html>
- 6) 公益社団法人全日本不動産協会ホームページ:「自殺に関する仲介会社の責任義務」 (<http://www.zennichi.or.jp/law> 2017.3.26)
- 7) 岩本 洋:「心理的瑕疵と告知義務」(一財)大阪府宅地建物取引士センターメールマガジン 2015年10月号執筆分 (http://www.otc.or.jp/page/mmg/m1510_2.html 2017.3.26)
- 8) 斎藤幸光:不動産取引にかかる「心理的瑕疵」:「自死遺族等支援法」(仮称)制定等の提言(「自死遺族等の権利保護研究会」平成25年4月7日)
- 9) 全国自死遺族連絡会:第5回自死遺族等の権利保護シンポジウム (<http://mainichi.jp/articles/20160528/mog/00m/040/003000c> 2017.3.26)
- 10) 大熊政一:「自死が『語れない死』とされる原因」(「自死遺族等の権利保護シンポジウム」2013年3月26日)
- 11) 中戸康文(2011)「心理的瑕疵に関する裁判例について」RETIO.2011.7.NO.82 (<http://www.retio.or.jp/attach/archive/82-118.pdf>.2017.12.2)
- 12) 神戸合法法律事務所:コラム民法が変わる(21)~特定物の引渡しの場合の注意義務(民法400条)

- (http://www.kobegodo.jp/Law_g_yerColumn.asp?FId=20&SId=261 2017.6.7)
- 13) 全国自死遺族連絡会ホーム (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000> 2017.5.20)
- 14) 自死遺族支援弁護士団 「遺族が直面する法律問題－生命保険問題」
(http://www.iishiizoku-law.org/p_lifeinsurance.html, 2017.10.18)
- 15) 全国自死遺族連絡会 (<http://www.zenziren.com/>,2017,5,21)
- 16) NPO 全国自死遺族総合支援センター:「自死・自殺」の表現に関するガイドライン」
(<http://www.izoku-center.or.jp/media.html> (Last Visited 10/10/2017))
- 17) 日本経済新聞電子版:「自殺」→「自死」言い換え相次ぐ 自治体、遺族感情に配慮
(https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG28031_Q4A310C1CR0000/. 10/10/2017)
- 18) 岡 知史 (2012)「自死遺族の自助グループと悲しみについての考え方:悲しみは愛おしさとともに」(レジュメ)『全国自死遺族フォーラム 2012 基調講演』
- 19) 中田喜一 (2012)「日本のセルフヘルプグループ言説の歴史社会学 - 1970 年から現在まで」(http://r-cube.ritsumei.ac.jp/bitstream/10367/3375/1/av17_p263nakata.pdf#search_、2017/11/21) 角崎 洋平・松田 有紀子 編、『生存学研究センター報告 17－歴史から現在への学際的アプローチ』、
- 20) 岡 知史「当事者が開く福祉(当事者福祉論)の確立に向けてのメタファー分析－『救う』から『助ける』、そして『支える』、さらに『学び合う』へ」日本社会福祉学会 第 62 回秋季大会 ポスター発表 A 2014 年 11 月 30 日、早稲田大学に於
(<http://www.jssw.jp/event/conference/2014/62/abstract/pdf/PA-01.pdf>2017.3.26)
- 21) 徳島新聞「『濃すぎない近所付き合い』で自殺率低く徳島・旧海部町」
(http://www.topics.or.jp/localNews/news/2017/09/2017_15056978757466.html. 2017. 10. 10)
- 22) 全国自死遺族総合支援センター (<http://www.izoku-center.or.jp/>, 2017, 5, 21)
- 23) 厚生労働省発表 2009/4/6 (www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0406-2.html.2017.11.25)
- 24) 労働問題弁護士ナビ (<https://roudou-pro.com/columns/8/>.2017.11.25)
- 25) 坂本直紀 社会保険労務士法人:心理的負荷評価表の改正、Copyright©2007-2013
(<http://www.sakamoto-jinji.com/shinritekifuka2012-4.htm>.2017.11.25)
- 26) 「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族の二次被害者保護法」(案)は、2009 年 12 月 11 日に行われた厚生労働科学研究(こころの健康科学事業)による学術シンポジウム(主催 国立精神・神経センター自殺予防総合対策センター、聖学院大学大学院総合研究所)が行われた際に企画委員会(代表 平山正実)によって提案されたものに、加筆・修正を行ったもの(「自死遺族等の権利保護研究会」補足)
- 27) 自殺総合対策推進センター:自殺総合対策の更なる推進を求める決議(平成 27 年 6 月 2 日参議院・厚生労働委員会)及び「自殺予防総合対策センターの今後の業務の在り方について」(平成 27 年 7 月)を踏まえ、これまでの「自殺予防総合対策センター」

を改組し、平成 28 年度より新たに「自殺総合対策推進センター」として、平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策の PDCA サイクルに取り組むためのエビデンスの提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策を支援している。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/jisatsu.2017.5.21)

- 28) 厚生労働省 社会・援護局（社会）が実施する検討会
「第 6 回 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」（2017 年 4 月 26 日開催）
報告書（<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai,2017,5,21>）
- 29) RETIO 判例検索システム（一般財団法人不動産適性取引推進機構）
（http://www.retio.or.jp/case_search/search_result.php?id=46、2017,7,11）
- 30) 国民生活センター（<http://www.kokusen.go.jp/adr/>,2017.7.11）
- 31) 杉山春：「オーストラリアで開催された自死遺族支援のためのカンファレンスに参加して－外因死の背景とその遺族への心のケアに関する研究」
<http://gai-in-shi.com/2017/05/29/p1/>,2017,11,21

文 献

- American Psychiatric Association (2000) *Quick Reference to the Diagnostic Criteria from DSM-IV-TR*, Washington D. C. (=2002, 高橋三郎、大野裕、染谷俊幸訳『DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引き』医学書院).
- BBC News-The stigma of Japan' suicide apartments=BBC ニュース仙台 Roland Buerk,2011.2.11
- 張賢徳 (2006) 『人はなぜ自殺するのか』 勉誠出版.
- Durkheim, E. (1897) *Suicide, Le 風世紀* (=1985、宮島喬=訳『自殺論』中央公論新社).
- Evans, Glen and Farberow, L.Norman (2004) The Encyclopedia of Suicide, New York. (=2006 高橋祥友監修、小川真弓、徳永優子、吉田美樹訳、『自殺予防事典』明石書店.)
- 源了円 (1966) 「明治以降の知識人の自殺とその精神的背景」高坂正顕・臼井二尚編『日本人の自殺』創文社、356-398.
- 八田耕太郎 (2003) 「パラ自殺-[英]parasuicide」精神医学用語解説『臨床精神医学』、32 (1) : 104-105,
- Herman, J. L. (1992) Trauma and Recovery, Harper Collins Publishers, Inc. (=1999 中井久夫=訳『心的外傷と回復〈増補版〉』みすず書房.)
- 平山正実 (1991) 『死生学とはなにか』日本評論社.
- 平山正実=監修、グリーンケア・サポートプラザ=編 (2004) 『自ら逝ったあなた、遺された私—家族の自死と向き合う』朝日新聞出版 : 13.
- 平山正実=監修、グリーンケア・サポートプラザ=編 (2004) 『自ら逝ったあなた、遺された私—家族の自死と向き合う』朝日新聞出版 : 5.
- 平山正実 (2009) 『「自死者の名誉宣言」(案)について』—自死者の人格の尊厳を守るために—清水新二編『現代のエスプリ』至文堂、224-227.
- 平山正実 (2009) 『自死遺族を支える』エム・シー・ミュージズ.
- 平山正実 (2014) 「自死遺族支援組織の設立と進展 10 年の経緯・意義」(速記・補遺 : 小林茂則、再構成 : 山田和夫) 『心と社会』日本精神衛生会.
- 藤井忠幸 (2016) 「自死遺族支援側から自殺対策側への提案」News Letter (52)
—2016 年 5 月 18 日から 21 日にわたって開催された「国際自殺予防学会・太平洋地域大会」にて.
- 布施豊正 (1990) 『自殺学入門—クロス・カルチュラル的考察』誠信書房.
- 飯田英晴 (2014) 「グリーンケア概論—グリーンワーク、グリーンケア」『グリーンケアガイドブック』京都グリーンケア協会、8-72.
- 飯森眞喜 (2015) 「日本人の死生観からみた自殺予防」『News Letter』(48) 1-4.
- 川田智恵子編『健康観の転換—新しい健康理論の展開』、東京大学出版会、p.3.
- 川野健治 (2015) 「自死遺族への支援 Support for people bereaved by suicide」『精神保健研究』61, 5-12.

- 久保紘章 (1998) 「第 1 章 セルフヘルプ・グループとは何か」久保紘章・石川到覚編 『セルフヘルプ・グループの理論と展開ーわが国の実践をふまえてー』中央法規、2-20.
- 窪寺俊之 (2016) 「自死で遺されたものの心の叫びースピリチュアルケアの視点から」『News Letter』(グリーンケア・サポートプラザ) (51) 1-4.
- 松永幸子：近世イングランドにおける初期自殺論の特性ージョン・ダンの場合. 東京大学大学院教育学研究科紀要 42 : 12.2002.
- 本橋豊、高橋祥友、中山建夫ほか (2006) 『STOP! 自殺ー世界と日本の取り組み』海鳴社.
- 内閣府 (2014) 「国際的にみた自殺の状況と外国人の自殺の状況」『自殺対策白書』35.
- 内閣府 (2014) 「遺された人への支援を充実する取り組み」『自殺対策白書』147-8.
- 内閣府編 (2016) 『自殺対策白書 (平成 28 年版)』第 1 章第 1 節#10、内閣府.
- 西元宗助 (1966) 「わが国の仏教と自殺」高坂正顕・臼井二尚編『日本人の自殺』創文社、333-355.
- 大熊政一 (2019) 「『心理的瑕疵』を理由とする自死遺族への損害賠償請求ー不動産賃貸借の事例を中心にしてー (レジュメ) : 「第 6 回 自死遺族等の権利保護シンポジウムー自死遺族等への法律問題は憲法ではどのような扱いになるのか」自死遺族等の権利保護研究会 (2019,10,13) .
- 大原健士郎 (1965) 『日本の自殺ー孤独と不安の解明ー』誠信書房.
- 大原健士郎 (1972) 『自殺論』太陽出版.
- 大原健士郎 (1996) 『「生きること」と「死ぬこと」人はなぜ自殺するのか』朝日新聞社.
- 岡 知史 (1986) 「セルフ・ヘルプ・グループへの専門的援助について」『地域福祉研究』14、61-68.
- 岡 知史 (1999) 『セルフヘルプグループ』星和書店.
- Pinguet, Maurice (1984) *La mort volontaire au Japan* Editions Gallimard (=1986, 竹内信夫訳『自死の日本史』筑摩書房)
- Picken, Stuart D.B. (1979) *Suicide: Japan and the West*, The Simul Press, Inc. (堀たお子訳『日本人の自殺ー西欧との比較』サイマル出版会).
- 斎藤幸光 (2014) 「自死と向き合うーかいま見た青年の生と死」『新・司法書士始末記』日本評論社、213-223.
- 清水新二 (2009) 「自死という用語ーなぜ言葉の置き換えなのか」『現代のエスプリ』501 (4), 220-223.
- 清水新二 (2015) 「当事者世界と非当事者世界の切り結び」『News Letter #49』(グリーンケア・サポートプラザ) 1-5.
- Shneidman, S. Edwin (1985) Definition of Suicide, John Wiley Sons Inc. (=1993, 白石徳満・白石幸子訳『自殺とは何か』誠信書房.)
- 杉山 春 (2016) 「自死は向き合える」第 1 回『世界』Nov. no.888 岩波書店.
- 須原一秀 (2009) 『自死という生き方ー覚悟して逝った哲学者』双葉新書.

- 高橋祥友 (1992) 『自殺の危険』 金剛出版.
- 高橋祥友 (2006) 「自傷の予後—自殺との関係」『こころの科学』 127 (5) ,84-89.
- 高橋祥友監修 (2006) 自殺予防事典、p.97、明石書店.
- 田畑邦治 (2015) 「死別の痛み悲しみに寄り添うところ—日本的な文化伝統のなかから学ぶ」『News Letter』 (グリーンケア・サポートプラザ) (50) 1-4.
- 田中幸子 (2009) 「自死遺族支援二次被害実態と望まれる対応—自死遺族の立場から」『現代のエスプリ』 501 (4) , 50-59.
- 田中幸子 (2016) 「自死 (遺族) 問題とは」『差別禁止法制定を求める当事者の声②自死 (遺族) 問題のいま』 一般社団法人 部落解放・人権研究所、5-16.
- 堤 浩一郎 (1990) 「特集過労死大国日本—過労死に背を向ける労災認定基準」『労働運動』 No.301 (11)、81-85.
- 上野正吉、小竹明 (1965) 「自殺」『世界大百科事典』 10, 161、平凡社.
- World Health Organization (1992) *The ICD-10 Classification of Mental and Behavioral Disorders Clinical descriptions and diagnostic guidelines*. (=1993, 融道男、中根允文、小見山実監訳『ICD-10 精神および行動の障害—臨床記述と診断ガイドライン—』、医学書院、pp129-130, 1993).
- World Health Organization (2014) *Preventing Suicide: a global Imperative*. (=2014 小高真美、高井美智子、山内貴史ほか『自殺を予防する世界の緊急課題』(独) 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 自殺予防センター.)
- 山口和浩、根岸親、藤原匡宣 (2008) 「自死遺族が直面する現実」『自殺実態白書 2008【第二版】』 自殺実態解析プロジェクトチーム編、NPO 法人 自殺対策支援センター ライフリンク.
- 山崎喜比古、三田優子 (1995) 「セルフ・ヘルプ・グループの展開とその意義」、園田恭一、川田智恵子編『健康観の転換—新しい健康理論の展開』 東京大学出版会、175-192.
- 全国自死遺族連絡会 (2012) 『会いたい』 明石書店.

☆自死遺族の会ホームページ（本稿掲載分）

- 1) 大阪自殺防止センター：http://www.spc-osaka.org/report/01_katudou.h
- 2) カウンセリングスペース『リブ』（親の自殺を語る会）<http://lifelink-db.org/common/session/index/36>
- 3) NPO グリーフケア・サポートプラザ：<http://www.tvac.or.jp/eh/www12.ocn.ne.jp/~griefcsp>
- 4) ほほえみネットワーク・グリーフサポート：<http://www.hohoemi-network.org/>
- 5) 青い空の会 TOKYO：<http://www.geocities.co.jp/SweetHome-skyblue>
- 6) 新・癒しと語り掲示板－SEKKAKU-NET：<http://bbs7.sekkaku.net/bbs/iyasinew.html>
- 7) 日本ホスピス在宅ケア研究会：<http://www2.toshiseikatsu.net/hospice/oldfiles/>
- 8) 一般社団法人 全国自死遺族連絡会：<http://www.zenziren.com/>
- 9) 特定非営利活動法人「全国自死遺族総合支援センター（グリーフサポートリンク）」
(<http://www.izoku-center.or.jp/>,2017.12.4)
- 10) ふきのとうの会
(<http://izoku-net.com/izokukai/fukinotou.html>,2017,12,5)
- 11) しまね分かち合いの会・虹
(<https://ja-jp.facebook.com/>, 201712.5)

(全国の自死遺児・遺族の支援ネットワーク)

- ・ NPO 法人 生と死を考える会 全国協議会 44 の各地域会員で活動 (2013 年現在)
- ・ NPO 法人 国際ビフレンダーズ 東京自殺防止センター (自殺防止センター東京)
- ・ NPO 法人 国際ビフレンダーズ 大阪 自殺防止センター
- ・ NPO 法人 国際ビフレンダーズ 宮崎 自殺防止センター
- ・ NPO 法人 自死遺族支援ネットワーク Re
- ・ NPO 法人 自殺対策支援センター ライフリンク
- ・ NPO 法人 おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ
- ・ 特定非営利活動法人 心に響く文集・編集局
- ・ ほほえみネットワーク (正式名称: ウィドワ・サポート協会)
- ・ ルーテル学院大学附属 人間成長とカウンセリング研究所・グリーフ研究会
(Personal Growth and Counseling Center :PGC)
- ・ リメンバー名古屋自死遺族の会 (通称: リメンバー名古屋)
- ・ リメンバー福岡自死遺族の会
- ・ わかちあいの会 風舎
- ・ 日本いのちの電話連盟事務局
- ・ 愛児・子喪失家族連絡会 (めんどりの集い)
- ・ 過労死 110 番全国ネット事務局 (過労死弁護団全国連絡会議事務局)
- ・ こころのカフェきょうと (自死遺児サポートチーム)
- ・ 自殺対策に取り組む僧侶の会
- ・ 多重債務による自死をなくす会 (秋桜: Cosmos)
- ・ 福島自死遺族ケアを考える会 れんげの会
- ・ 分かちあいの会 あんだんて
- ・ 秋田グリーフケア研究会
- ・ あすなろの会 (自死遺族交流会)
- ・ 心といのちを考える会
- ・ 佐賀 “ビッグフット”分かち合いの会
- ・ 自死遺族の集い (神奈川)
- ・ 自死遺族の集い (福島県)
- ・ 自死遺族の集い (横浜市)
- ・ 仙台グリーフケア研究会 わかちあいの会
- ・ 凧 (なぎ) の会 おうみ
- ・ 虹の会
- ・ 浜松わかちあいの会
- ・ わかちあいの会「自死遺族の集い」 (東京都西多摩保健所)